4 子ども・障がい福祉局

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

(1) 子ども未来課 事業体系

頁

総合的な少子化対策の推進 及び子ども・子育ての支援 - (新)子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(単) 98 の推進 みんなで子育て推進事業(単) 98 放課後児童クラブ施設整備事業 99 地域全体での子育て支 援充実 放課後児童健全育成事業等 99 (新)子育て支援強化事業補助事業 99 市町村にかかる保育所運営費の負担金 100 特別保育総合推進事業 100 -病児•病後児保育総合推進事業 101 -保育士登録事務(単) 102 -現任保育士等研修事業 103 子育てへの多様な支 保育サービスの充実 - 認可外保育施設児童等健康管理支援事業 103 援 社会福祉施設職員等退職手当共済事業(単) 103 -児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業(単) 104 -子どもの食育推進事業(単) 104 ·保育所等緊急整備事業(単) 105 家庭的保育推進事業 105 - (新)待機児童解消加速化プラン事業費補助事業 106 子育て家庭への経済 - 多子世帯子育て支援事業(単) 106 的支援 健やか母子支援事業(単) 107 先天性代謝異常等検査事業(単) 107 未熟児養育医療費補助事業 107 - リトルエンジェル支援事業(極低出生体重児支援事業)(単) 108 ·自立支援医療(育成医療)費補助事業 108 - 小児慢性特定疾患治療研究事業 108 乳幼児医療費助成事業(単) 109 自ら創る健康づくりの 母子保健の推進 推進 -長期療養児療育指導事業 109 -女性のケア事業 109 - 思春期からの性と生を育む事業 110 -不妊対策事業 110 - 熊本型早産予防対策事業 111 - 周産期ママサポート事業(単) 111

・発達障がい児早期発見・早期支援事業

111

第 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 単

実施主体	県・市町	丁村		負担割合	県10/10
平成26年度	于算額	2,390千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援法		
					子育て会議条例

<目 的>

県計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。そこで、熊本県子ども・子育て会議における調査審議等を経て、子ども・子育て支援事業支援計画の策定を行う。

<事業内容>

県計画の策定、子ども・子育て会議の運営等

みんなで子育て推進事業単

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成26年度)

実施主体 県		負担割合 県(地域福祉基金)10/10
平成26年度予算額	7,379千円	(根拠法令等) 熊本県次世代育成支援行動計画
平成25年度予算額	7,379千円	熊平乐仍世代自成义後11 期前 四

<目 的>

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

<事業内容>

1 県民意識啓発事業

子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。

2 くまもと子育てトーク

著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。(主催:くまもと子育てトーク実行委員会、県、熊日新聞社、熊本放送)

3 くまもと子育て応援の店・企業推進事業

子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。

4 子育てサークル等研修・連携事業

子育てサークルのリーダーや子育て支援実践者等を対象として、子育て支援の援助や組織づくり・運営の手法、ネットワーク化の方法等の研修を行い、子育て支援の人材養成や資質向上を図る。

5 ファミリー・サポート・センター設置推進事業

ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

お出かけするなら子育て応援の店へ!

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、 その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

【応援団の種類】

①子育てとくとく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

②子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

③子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/



(九州子育て応援シンボルマーク)

放課後児童クラブ施設整備事業

実施主体	市町村、	社会福祉法人等		負担割合	国1/3 1/3	県1/3	市町村、	社会福祉法人等
平成26年度	手算額	55,723千円		処法令等)	ず軟件弗なん	十冊個		
平成25年度	予算額	61,080千円	放課後児童クラブ整備費交付要綱					

<目 的>

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(小学校1年~3年)等の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

<事業内容>

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

放課後児童健全育成事業等

(事業開始年度:平成3年度)

(事業開始年度:平成13年度)

実施主体 市町村		負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3
平成26年度予算額	576, 216千円	(根拠法令等) 児童福祉法第6条の3第2項
平成25年度予算額	532, 780千円	放課後児童健全育成事業等の実施について (H26.4.1日付け雇児発第0401号第14号厚生労働省雇用均等・児 童家庭局長通知)

<目 的>

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(小学校1~3年)等の育成・指導に資するため、遊びを主とする 児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

<対 象>

主に小学校低学年(1~3年)の児童

<事業内容>

- ①市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。
- ②指導員の資質の向上のために研修会を実施する。

新 子育て支援強化事業補助事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	市町村		負担割合	国1/3、県1/3、市町村1/3
				※へき保育事業のみ
				国1/2、県1/4、市町村1/4
平成26年度	予算額	667, 344千円	千円 (根拠法令等) 平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助につい	
平成25年度	予算額	一千円		

<目 的>

市町村が実施する子育て支援事業に対し助成することにより、児童及びその家庭の福祉の向上、子どもの健やかな育ちの支援を行う。

<事業内容>

市町村が実施する子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、へき地保育事業に対し助成する。

市町村にかかる保育所運営費の負担金

実施主体 市町	丁村			負担割合	国1/2 (本人負担	県1/4 旦有)	市町村1/4	
平成26年度予算	算額	4,815,684千円	(根據	処法令等)				
平成25年度予算	算額	4,690,080千円	児重	置福祉法第55第	5			

<目

保護者の労働または疾病などの事由により、その監護すべき乳児、幼児が保育に欠ける場合に、それらの児童を 保育所へ入所させて保育することにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

市町村が児童の保育を実施した場合に要する費用の一部を負担する。(政令市を除く)

平成16年度から公立保育所運営費が市町村に一般財源化されたため私立保育所運営費に係る負担金のみを計上。 。)

h de	公	営	私	営	Ī	H
年度	保育所数	定員	保育所数	定員	保育所数	定 員
H24	132	8, 145	302	23, 259	434	31, 404
H25	123	7, 635	312	24, 294	435	31, 929
H26	118	7, 455	314	26, 386	432	32, 184

(政令市を除く)

(事業開始年度:昭和22年度)

(事業開始年度:平成2年度)

特別保育総合推進事業

実施主体 市町村 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) (根拠法令等) 平成26年度予算額 923,688千円 保育対策等促進事業実施要綱 (H20.6.9雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 平成25年度予算額 895,243千円

1 延長保育促進事業(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目 的>

就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する市町村以外の者の設置 する保育所が開所時間を超えた保育を取り組む場合に市町村に対して助成することで安心して子育てができる環境 を整備する。

(太) 象>

延長保育を実施する保育所(政令市除く)

<事業内容>

保育所が開所時間を超えた保育を実施する。

<実施箇所数>

年 度	市町村数	保育所数
H23	36	282
H24	36	294
H25	36	304

2 特定保育事業(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目 的>

多様化した保育需要に対応するため、保護者の就業形態に対応した必要な日数について児童の保育を行う事業を 推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

象>

特定保育を実施する保育所(政令市を除く)

<事業内容>

児童の保護者(同居の親族その他の者を含む)が一定程度の日時について、当該児童を保育することができない 場合、必要な日時について保育を実施する。

<実施箇所数>

年 度	市町村数	保育所数
H23	1	3
H24	1	2
H25	1	2

3 休日保育事業(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目 的>

日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業について市町村に対して助成することにより、休日に保育に欠ける児童の福祉の向上を図る。

<対 象>

日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所(政令市を除く)

<実施箇所数>

年 度	市町村数	保育所数
H23	12	21
H24	13	24
H25	13	22

4 夜間保育推進事業(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目的)

夜間の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため、夜間保育を行う保育所について市町村に対して助成することにより、児童の福祉の向上を図る。

<対 象>

夜間保育所 (政令市を除く)

<実施箇所数>

年 度	市町村数	保育所数
H23	2	2
H24	2	2
H25	3	2

5 保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目 的>

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、 障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

<対 象>

当該年度中、または、翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所(政令市を除く)

<事業内容>

障がい児受入れに係る既存施設の改修、設備の設置及び修繕、備品の購入

<実施箇所数>

年 度	市町村数	保育所数
H23	1	2
H24	1	2
H25	2	5

病児・病後児保育総合推進事業

実施主体	市町村			負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成26年度	予算額	111,268千円	(根拠法 [*] 保育対	令等) 策等促進事業	\$実施要綱
平成25年度	予算額	107, 290千円	(H20.6	. 9 雇児発第 00	609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(事業開始年度:平成25年度)

<目 的>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

1 病児・病後児保育運営費補助事業(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<対 象>

病児・病後児保育事業を実施する病院・保育所等(政令市を除く。)

<事業内容>

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

2 広域的実施支援事業(負担割合:県1/2 市町村1/2)

<事業内容>

新たに複数の市町村で実施する際に必要な事務費等を市町村に対して助成する。

補助基準額:500千円

3 施設整備費事業(負担割合:県1/2 市町村1/2)

<事業内容>

民間保育所・民間医療機関以外の場所で事業を実施する場合に必要な施設整備費を市町村に対して助成する。 補助基準額:4,600千円

4 小規模事業支援事業(負担割合:県1/2 市町村1/2)

<事業内容>

国庫補助を受けられない小規模事業(10人以上の利用がないもの)について市町村に対して助成する。 補助基準額:病児対応型2,000千円、病後児対応型2,000千円

5 普及定着促進費(負担割合:国1/3 県1/3 市町村1/3)

<事業内容>

事業開始に伴う備品購入費、広報費等を市町村に対して助成する。

補助基準額:500千円

保育士登録事務単

実施主体 県(委託先	: (福) 日本保育協	会)	負担割合	県10/10	0
平成26年度予算額	3,695千円	(根拠	処法令等)		
平成25年度予算額	3,601千円	児童	置福祉法第 18	条の 18~20、	児童福祉法施行令第 16~20 条

(事業開始年度:平成15年度)

<目 的>

保育士となる資格を有する者を都道府県に登録することにより、保育士資格の有無を明確にし地位を保全する。

有資格者(保育士養成施設卒業者、保育士試験合格者)

<事業内容>

登録申請等の受付、決定、保育士登録証の作成・交付等。(事務の一部を(福)日本保育協会に委託している。)

現任保育士等研修事業単

実施主体 県、市町	「村	負担割合	県10/10(県実施分)、 県1/2市町村1/2(市町村実施分)	
平成26年度予算額	7,135千円	(根拠法令等)		
平成25年度予算額	7,135千円	熊本県次世代育成支援行動計画第1章2		

<目 的>

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向 上を図る。

<対 象>

保育士等保育所職員

<事業内容>

- (1) 現任保育士等研修会の実施
- ①児童虐待 ②発達障がい ③危機管理 ④保育指針(中央研修、ブロック別研修)

(事業開始年度:平成18年度)

(事業開始年度:平成12年度)

(事業開始年度:昭和36年度)

(2) 市町村が実施する保育士等研修事業等に対する助成(助成率1/2)

認可外保育施設児童等健康管理支援事業

実施主体	市町村			負担割合	児童分:県1/2 職員分:国1/3	市町村1/2 県1/3 市	2 市町村1/3
平成26年度	[予算額	787千円	能大胆認可从保育施設旧畜笙健康管理支援事業亦付更領				
平成25年度	E 予算額	828千円					

<目 的>

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行 う際に要する経費について助成する。

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

- ①熊本市以外に所在
- ②入所児童がおおむね6人以上
- ③事業所内保育施設(従業員のために設置された保育施設)及びへき地保育所は除く
- ④認可外保育施設指導監督基準(平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添)の1~4に概ね適合 する施設

<事業内容>

補助内容:嘱託医手当の助成(入所児童及び職員の健康診断実施のための助成)

補助基準額:児童健康診断経費補助 1施設当たり133,000円以内 職員健康診断経費補助 1人当たり 5,100円以内

社会福祉施設職員等退職手当共済事業(単)

実施主体	実施 主体 独立行政法人福祉医療機構			国1/3	県1/3	施設1/3
平成26年度	予算額	692,902千円 ((根拠法令等)			
平成25年度	予算額	585,973千円	社会福祉施設職	[19条		

<目 的>

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する費用を助成することにより、社会福祉事業に従事する 人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。

独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員

独立行政法人福祉医療機構と共済契約者(社会福祉施設経営者)が契約した退職手当金の給付財源の概ね1/3 を助成する。

<補助実績>

年 度	共済契約施設数	被共済職員数	補助額(円)
H23	1,060	15, 316	451, 362, 520
H24	1, 143	15, 601	592, 369, 970
H25	1, 187	16, 114	762, 836, 760

児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業単

(事業開始年度:昭和37年度)

実施主体 県			負担割合	県1/2、	設置者1/2	
平成26年度予算額	12,894千円	(根拠	法令等)			
平成25年度予算額	13,614千円	熊本県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要項				要項

<目 的>

児童福祉施設等に勤務する職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

< 対 象>

対 象 者 民間児童福祉施設等に勤務する職員(政令市を除く)

対象期間 出産:出産予定の8週間(多胎児の場合は14週間)前の日から産後8週間を経過する日まで

傷病:病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過するまでの日

<事業内容>

児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。

<補助実績>

年 度	産休 (件数)	病休(件数)	補助額(円)
H23	62	1	16, 273, 000
H24	61	2	14, 867, 000
H25	47	1	7, 648, 000

子どもの食育推進事業(単

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	3,000千円	(根拠法令等) 能本県次世代:	育成支援行動計画第2章2
平成25年度予算額	2,707千円		生活・食育推進計画第3章1

<目 的>

将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を 身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。

<対 象>

児童福祉施設等の職員

<事業内容>

- (1) 保育所への指導や支援
- (2) 地域子育て支援拠点施設における食育相談の実施
- (3) 児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

保育所等緊急整備事業単

負担割合 基 金1/2(2/3) 市町村1/4 (1/12) 市町村 実施主体 設置者1/4 ※() 内は、追加的財政措置を行う場合 (根拠法令等) 平成26年度予算額 2,499,289千円 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基 金) の運営について (H21.3.5 20文科初第1279号 雇児発第 0305005号 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均 平成25年度予算額 2,238,112千円 等・児童家庭局長通知)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成23年度)

<目 的>

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所(私立)の施設整備に要する費 用の一部を助成することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第35条第4項に規定する保育所

<事業内容>

保育所(私立)の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕などの施設整備を行う。

<実施箇所数>

年 度	市町村数	施 設 数
H23	1 0	1 9
H24	1 4	2 3
H25	1 1	2 2

家庭的保育推進事業

実施主体	県、市	町村		負担割合	研修 改修事業 賃借料補助 運営費補助	基金1/2 基金2/3 基金2/3 国1/2 県	県・市町村1/2 市町村1/3 市町村1/3 1/4 市町村1/4
平成26年度	予算額	103,865千円	(根拠法令等) 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運 ついて(H21.3.520文科初第1279号 雇児発第0305005号 文部科学省				
平成25年度	予算額	中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)				田)	

<目 的>

増加傾向にある保育所入所待機児童を解消するため、市町村が行う家庭的保育事業について助成する。

<事業内容>

- 1 家庭的保育研修事業(実施主体:県、市町村)
 - 家庭的保育事業を実施又は予定する家庭的保育者等の研修を実施する。 家庭的保育改修事業(実施主体:市町村) 家庭的保育事業を実施する建物の改修費等を助成する。
- 家庭的保育賃借料補助事業(実施主体:市町村)
 - 自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件で新たに家庭的保育事業を実施するための賃借料を助成する。 家庭的保育運営費補助(実施主体:市町村)
- - 家庭的保育事業の実施に要する運営費を助成する。

<実施箇所数>

年 度	市町村数	施設数
H24	3	7
H25	5	17

(新) 待機機児童解消加速化プラン事業費補助事業

実施主体市	町村			負担割合	下事業内容1、2の事業 国1/2 県1/4 市町村1/4 下事業内容3、4の事業 基金1/2 市町村1/4 事業者1/4	
平成26年度予算	章額	266, 285千円	について (H2	子育て支援 21.3.5 20文	対策臨時特例交付金 (安心こども基金) の運営 科初第1279号 雇児発第0305005号 文部科学 生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成25年度予算	章額	一千円	幼稚園における長時間預かり保育支援事業の実施について(H26.5.2 雇児発0529第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 認可化移行総合支援事業の実施について(H26.5.29雇児発0529第2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)			

<目 的>

待機児童解消のための取組を一層加速化させるため、平成25年4月に発表された国の「待機児童解消加速化プラン」 に沿って、市町村(実施主体)が取り組む事業に補助することにより、待機児童の解消を図る。

<対 象>

「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村

<事業内容>

- 1 認可化移行総合支援事業補助金 認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設等の運営に要する費用を市町村に対して助成する。
- 2 幼稚園における長時間預かり保育支援事業費補助金 認定こども園への移行を目指す私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営に要する費用を市町村に対して助成 する。
- 3 幼稚園預かり保育改修事業費補助金

認定こども園への移行を目指す私立幼稚園が実施する預かり保育に必要な施設改修等に要する費用を市町村に対して助成する。

4 認可化移行支援改修補助金

認可外保育施設が設備運営基準第32条を満たすために必要な施設改修等に要する費用を市町村に対して助成する。

多子世帯子育て支援事業単

(事業開始年度:平成10年度)

(事業開始年度:平成26年度)

実施主体 市町村			負担割合	県1/2	市町村1/2	
平成26年度予算額	257,733千円	(根據	処法令等)			
平成25年度予算額	255,665千円	熊ス	本県多子世帯	子育て支援	事業実施要項	

<目 的>

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が3人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

<事業内容>

認可保育所に入所している第3子以降の3歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

※ただし、熊本市を除く

健やか母子支援事業単

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	1,002 1	根拠法令等) ス保健法等。11	9条 児童福祉法第19条
平成25年度予算額	· = a a - C - III	了保健伝第6,11 達障害者支援法	

<目 的>

保護者が安心して子どもを生み育てられるよう、関係者の資質の向上や地域のニーズにあった母子保健施策を展開し、母子保健体制を整備する。また、乳幼児期の心身の発達の問題を早期に発見し、ハイリスク児への適切な支援を行い、子どもの健全な発達の促進と、保護者の育児不安の解消を図る。

<事業内容>

1 母子保健地域支援事業(H3年度~):保健所を単位とした母子保健関係者研修会や連絡会議等の開催

2 すこやか育児支援事業 (S54年度~): 運動発達に問題のある乳幼児の早期発見、支援のために専門医師等

で構成する専門スタッフの派遣と相談(宇城保健所、御船保健所を除

く) 等

先天性代謝異常等検査事業単

(事業開始年度:昭和52年度)

(事業開始年度:昭和54年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	33,735千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	32,621千円	熊本県先天代謝昇	異常検査等実施要領

<目 的>

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常疾患の19疾患について早期発見、早期治療を図る。

<対 象>

新生児

<事業内容>

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢 $4\sim6$ 日の新生児の血液を採取。県の委託先である化学及び血清療法研究所(化血研)に送付され、化血研で検査を行う。

H25年度実績 検査件数 18,057件

未熟児養育医療費補助事業

(事業開始年度:昭和33年度)

実施主体 市町村		負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4
平成26年度予算額	44 ann H I \"'	と と と と と 子 保 健 法 第 20 条
平成25年度予算額		「未熟児養育事業の実施について」 (862.7.31児発第668号 厚生省児童家庭局長通知)

<事業内容>

出生時体重2,000g以下または、生活力が特に弱い赤ちゃん(1歳未満)で、入院治療を必要とする場合に、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額を助成する(保護者の所得に応じて一部保護者負担金あり。)。

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲された。

リトルエンジェル支援事業(極低出生体重児支援事業)(単) (事業開始年度:平成18年度)

実施主体 県	·	負担割合	県10/10
平成26年度予算額	1,146千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	1,207千円	母子保健法第5条	≒、第8条、第9条

<目 的>

極低出生体重児の出生直後からの長期入院による母子分離や、成長発達の遅延等による保護者の不安や悩みに対応し、愛着形成を支援する。また、極低出生体重児は、神経学的合併症の頻度が高いため、長期にわたる医療等の情報の一元化を図り、一貫した支援を目指す。

<対 象>

主として、極低出生体重児とその保護者

<事業内容>

- ・ リトルエンジェル手帳の交付
- ・ 家族に対する臨床心理士によるカウンセリングの実施
- ・ NICUへの保健師訪問、退院後の家庭訪問
- ・ 児と保護者を対象とした親と子の交流教室の実施
- ・ フォローアップ健診の実施(修正1歳6か月児健診、3歳児健診)
- ・ その他 (関係機関のネットワーク構築、研修)

自立支援医療(育成医療)費補助事業

(事業開始年度:昭和29年度)

実施主体 市町村		負担割合	国1/2	県1/4	市町村1/4
平成26年度予算額	21,035千円	(根拠法令等)			
平成25年度予算額	23,771千円	障害者の日常生活	5及び社会生	上活を総合6	的に支援するための法律
平成25年及了昇領		第58条			

<事業内容>

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童(18歳未満)を対象とし、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額(原則1割、上限設定あり)を差し引いた額を助成する。

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲された。

小児慢性特定疾患治療研究事業

(事業開始年度:昭和49年度)

実施主体 県(委	託先:医療機関)	負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	207 834千円	
	/ / //	童福祉法第21条の5
平成25年度予算額		児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(H17.2.21雇児発
平成25平及了异領	204,510千円 第	0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

<事業内容>

慢性の特定疾患にかかっている子ども(18歳未満、延長した場合20歳未満)の治療の促進を図り、家族の経済的な負担軽減を図ることを目的として、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額を差し引いた額を助成する。

平成25年度実績 給付実人員 955人

乳幼児医療費助成事業単

実施主体 市町村		負担割合	県1/2	市町村1/2(熊本市1/3)
平成26年度予算額	533,828千円 (根	拠法令等)		
平成25年度予算額	544,613千円 熊	本県乳幼児医療	寮費助成事	業補助金交付要領

(事業開始年度:昭和48年度)

(事業開始年度:平成9年度)

(事業開始年度:平成15年度)

<目 的>

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

<対 象>

満4歳未満児 入院・通院

多子 (3人以上) 世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

「自己負担額:3,000円/月、市町村民税非課税世帯は「入院2,040円/月、通院1,020円/月

所得制限:児童手当一般特例給付制限限度額

<事業内容>

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

平成25年度実績 助成延件数 286,461件 助成額 523,006千円

長期療養児療育指導事業

実施主体 県		負担割合	国1/3	県2/3
平成26年度予算額	598千円 / 児	拠法令等) 童福祉法第19条	-	
平成25年度予算額	944年四	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		爱事業実施要項(H17.8.23雇児発第 1等・児童家庭局長通知)

<目 的>

長期療養児に対して適切な療育を指導するとともに、状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活に おける健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

<対 象>

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童(小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者等)

<事業内容>

療育相談事業、家庭訪問

女性のケア事業

実施主体県		負担割合	事業1、2:国 基準額の1/2 県1/2 事業3:県10/10
平成26年度予算額	2,021 🖂 `	根拠法令等)	策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第
平成25年度予算額	0 700 T III		根寺総古又後事業吳旭安綱 (HII. 6.25 雇允先第 側省雇用均等・児童家庭局長通知)

<目 的>

女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた健康の保持増進を図る。 また、HTLV-1母子感染予防のための対策を推進する。

<事業内容>

- 1 女性のケア事業(H15年度~):妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対しての電話や来所による相談
 - ・助産師等による電話相談 相談対応時間:月曜日~土曜日 9:00~20:00

電 話 番号:096-381-4340

場 所:熊本県女性相談センター (熊本県福祉総合相談所内)

- ・精神科医師による専門相談 相談対応日:月1回(要予約、面接)
- 2 HTLV-1母子感染予防対策事業(H24年度~):HTLV-1母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
- 3 望まない妊娠予防対策事業(H24年度~):相談窓口等啓発リーフレット設置拡大

思春期からの性と生を育む事業

実施主体 県		負担割合	事業1:国 基準額の1/2 県1/2 事業2:県10/10
平成26年度予算額	1,770 円 、	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	
平成25年度予算額	0 010 T III		働省雇用均等·児童家庭局長通知)

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:平成16年度)

<目 的>

性感染症、望まない妊娠が10代において増加している状況において、命や性の大切さを思春期の子ども達に伝え、 性感染症、人工妊娠中絶の減少を目指す。

<事業内容>

- 1 思春期健康教育事業 (H20年度~): 高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育 (ピアエデュケーション)事業の実施
- 2 思春期保健対策事業: 思春期保健関係者連携会議、思春期の性に関するQ&Aの啓発 中学生・高校生に思春期相談に係る啓発カードの配付

不妊対策事業

実施主体県負担割合国1/2 県1/2 (熊本市補助 国1/2 市1/2)平成26年度予算額243,635千円(根拠法令等)
母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 (H17.8.23雇児発第
0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
安心こども基金管理運営要領 (H21.3.5文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

<目 的>

経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ないという実態を踏まえ、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

- 1 不妊専門相談事業 不妊で悩む方々を対象とした電話や来所による相談
 - ・助産師等による電話相談 相談対応時間:月曜日~土曜日 9:00~20:00

電 話 番号: 096-381-4340

易 所:熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)

- ・産婦人科医師による専門相談 相談対応日:月1回(要予約、面接)
- 2 不妊治療助成費事業

不妊治療の中でも医療保険が適用されない高額な医療費のかかる治療に要する費用の一部を助成する。

対象治療法:体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)(指定医療機関による治療に限る)

助成の対象者:特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断さ

れた戸籍上の夫婦。

給付の内容:治療1回につき上限額15万円(ただし、治療ステージC及びFの治療の場合は、7万5千円)

を助成。初年度は3回/年まで、2年度目以降は2回/年までとし、通算5年または10回まで支給。また、平成26年度以降に新規で助成を受ける場合で、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算助成回数6回まで(年間助成回数及び

通算助成期間の制限なし)

所 得 制 限:730万円未満(夫婦合算の所得)

3 不妊に悩む方への特定治療支援事業補助金(政令市:熊本市への補助)

※H25年度途中~国庫補助から基金事業へ移行

4 データ入力に係るシステム開発 (H26単年度)

熊本型早産予防対策事業

実施主体 県			負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	10,725千円	(根拠	処法令等)		
平成25年度予算額	69,090千円				

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成24年度)

<目 的>

天草、人吉・球磨地域でモデル的に実施し、早産予防として有用であると考えられる手法を用いた方策を全県的に実施し、早産が原因による周産期死亡や、脳性麻痺をはじめ障害を残す恐れが高い極低出生体重児(1500g未満児)の減少を図る。

<事業内容>

・ 平成24~25年度に極低体重児のハイリスクである妊娠中期の早産予防対策として、絨毛膜羊膜炎、歯周病等 感染症に着目した妊婦への多角的介入を行った結果のデータ収集と分析、検証を行う。更に早産予防につい て、歯周病との関連について歯科医療機関へ啓発を行う。

周産期ママサポート事業単

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	706千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	744千円		

<目 的>

産後うつ病等により子育て困難に陥る可能性のある母親を地域で支援するために必要な効果的なサポート体制を明らかにし、関係者との連携体制の構築を図る。

<事業内容>

事業検討会及びハイリスク妊婦のサポートに関する研修会の開催

発達障がい児早期発見・早期支援事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	1,474千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第5,6,7条 発達障害者支援体制整備事業実施要綱(H17.7.8障発第0708003号
平成25年度予算額	1,507千円	完全障害有义族体而整備事業美施委綱(H17.7.8障棄第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 母子保健法第10,12,13条

<目 的>

発達障がいを早期に発見し、関わる関係者がその子の特性に応じたかかわりや支援を行うことで、発達障がい児の身辺自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。

<事業内容>

- ・ 発達が気になる子の保護者、又は育てにくさを感じる保護者が、特性に応じた子どもへの係わりができるように「子育て支援集(仮称)」を作成する。
- ・ 子育て支援集を作成するに当たり、学識経験者や支援者、保護者等のメンバーで検討会(4回)を開催する。

(2) 子ども家庭福祉課 事業体系 蒷 児童扶養手当支給事業 113 母子寡婦福祉資金の貸付(単) 113 - 母子寡婦福祉資金貸付償還促進事業(単) 114 母子家庭等就業・自立支援センター事業 114 - 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 115 - 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 115 母子家庭、寡婦、父子 -ひとり親家庭等日常生活支援事業 家庭及び低所得者世 116 母子家庭、寡婦、父子 帯などの自立への支 家庭の自立への支援 -ひとり親家庭等相談事業(単) 116 援 -ひとり親家庭等ホームフレンド派遣事業 116 - 県母子寡婦福祉連合会に対する補助(単) 117 -ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置 117 -ひとり親家庭等医療費助成事業(単) 117 -ひとり親家庭等応援事業(単) 118 こども110番設置事業(単) 118 子育て相談の充実 -子ども相談員事業(単) 119 -児童相談所(中央・八代)相談事業等(単) 119 子育てへの多様な支 - 児童虐待防止に係る子育て支援交付金の移行事業 120 援 子育て家庭への経済 - 児童手当市町村交付金 121 的支援 県措置にかかる児童保護措置費の支弁 121 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁 122 市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担 122 - 清水が丘学園運営費 122 - 児童保護費負担金徴収促進事業(単) 122 -子ども虐待防止総合推進事業 123 子どもの自立支援の 健やかな子どもの育成 推進 - 児童家庭支援センター事業 123 不登校児童等総合対策事業 124 - 里親推進事業 124 -子ども・若者育成支援推進事業(単) 124 - 児童福祉施設等施設整備補助事業 125 ·要保護児童進学応援資金貸付事業(単) 125 -子どもを虐待から守る緊急対策事業 125 DV対策支援事業 126 DV被害者の保護・自 DV対策の推進 立支援 DV対策強化事業(単) 126

児童扶養手当支給事業

実施主体 県	町村分のみ)	負担割合 国1/3 県2/3
平成26年度予算	額 1,638,429千円	(根拠法令等)
平成25年度予算	額 1,675,861千円	児童扶養手当法

<目 的>

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される。

<対 象>

父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者。)等を監護している父母や父母にかわって児童を養育している者。

<事業内容>

児童扶養手当の支給

手当額

(平成26年4月1日現在)

	全 額 支 給	一部支給
児童1人	月額 41,020円	月額 41,010円~9,680円(10円単位)
2人	5,000円加算	5,000円加算
3人以上	1人につき 3,000円加算	1 人につき3,000円加算

児童扶養手当受給者数

(平成26年3月末日現在)

(事業開始年度:昭和28年度)

(事業開始年度:昭和36年度)

	生 別	世帯	死別世帯	未婚の世帯	父母が障が	遺棄世帯	その他の	≟ L.
嶭	雑 婚	その他	外加世帝	木屑の世帝	い者の世帯	遺棄世帯	世帯	計
	3, 226	3	44	269	18	12	77	3, 649

母子寡婦福祉資金の貸付単

実施主体	実施主体 県(母子寡婦福祉資金特別会計事業)			負担割合	県10/10
平成26年度	E 予算額	135, 375千円			L) 土
平成25年度	手算額	144, 280千円		子及び寡婦福祉 本県母子及び第	E 任

<目 的>

母子家庭の母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて母子家庭の母が扶養している児童の福祉を 増進する。

<対 象>

- ・母子家庭の母、児童及び母子福祉団体
- ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限あり)

※いずれも政令市・中核市を除く市町村在住者(政令市・中核市は別途実施)

<事業内容>

1 貸付金の種類

事業開始資金等母子福祉資金12種類、寡婦福祉資金12種類

- 2 貸付金の財源
 - ①一般会計からの繰入金
 - ②国からの借入金
 - ③貸付金の償還金
 - ④附属雑収入

平成22年度実績 貸付件数 332件 貸付総額 121,889,830円 平成23年度実績 貸付件数 339件 貸付総額 131,629,810円 平成24年度実績 貸付件数 296件 貸付総額 114,116,135円 平成25年度実績 貸付件数 228件 貸付総額 88,147,725円

母子寡婦福祉資金貸付償還促進事業単

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	4,837千円	(根拠	処法令等)	
平成25年度予算額	5,016千円	熊才		福祉資金償還協力員服務要領

(事業開始年度:昭和37年度)

(事業開始年度:平成15年度)

<目 的>

母子寡婦福祉資金の償還について指導し、滞納金の徴収を進める。

< 対 象>

母子寡婦福祉資金貸付金償還金の滯納者

<事業内容>

各地域振興局福祉課に償還協力員(平成26年5月現在 計19人)を配置し、回収に努める。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

 実施主体
 県(委託先:県母子寡婦福祉連合会)
 負担割合
 国1/2 県1/2

 平成26年度予算額
 12,971千円
 (根拠法令等)

 平成25年度予算額
 12,971千円
 母子及び寡婦福祉法第29条、第30条

 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要項

< 目 的 >

就業の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立を支援する。また、併せて専門家による相談体制の整備等生活支援サービスを提供することにより、 生活の安定を図る。

<対 象>

熊本市を除くひとり親家庭の父母、寡婦。(夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているがやむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)平成25年度より父子家庭の父も対象。

<事業内容>

1 就業相談・情報提供

就業支援員及び就業相談員が母子家庭の母等の就業相談に応じ、職業能力の適性、職業訓練の必要性、求人情報の提供等、適切な助言等を行う。

2 就業支援講習会の実施

介護職員初任者研修講習会等就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催する。

3 特別相談

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など法律に関する諸問題や生活上の諸問題に対応する ため、弁護士や税理士等の専門家の助言を行う。

相 談 日:月・金 9:00~16:00 (専門家による相談は月2回程度)

※専門家への相談の前に事前に相談員が面接又は電話で相談を受ける。

実 施 場 所:〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階

社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会内

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター (TEL:096-351-8777)

4 面会交流支援

面会交流に関する情報を母子家庭の母及び父子家庭の父等に適宜提供し、事前相談や支援内容の決定など、 面会交流の援助等を行う。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

実施主体 県		負担割合 国3/4 県1/4
平成26年度予算額	100千円	(根拠法令等) 母子及び寡婦福祉法第31条
平成25年度予算額	100千円	每于及65萘婦福祉伝第31架 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領

<目 的>

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。

<対 象>

県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件すべてを満たすもの

- ①児童扶養手当支給水準の所得水準であること
- ②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

<事業内容>

県が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。

支給額:受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)

対象講座:雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

(事業開始年度:平成15年度)

(事業開始年度:平成15年度)

実施主体 県		負担割合 国3/4 県1/4
平成26年度予算額	40,253千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	46,630千円	母子及び寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領

<目 的>

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、 当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進費を支給することにより、生活の負 担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

<対 象>

県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件すべてを満たすもの。

- ①児童扶養手当支給水準の所得水準であること。
- ②修業年限2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。

対象資格:看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エック ス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士 精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、 救急救命士

<事業内容>

経済的自立に効果的な上記の資格を取得するために2年以上修業する場合に生活費の負担軽減のための給付を行う。

(1) 高等職業訓練促進費

支給期間:修業期間の全期間(上限2年)

支給額:市町村民税非課税世帯 月額 100,000円(平成23年度以前に修学を開始した者は、月額141,000円) 市町村民税課税世帯 月額 70,500円

(2) 高等職業訓練終了支援給付金

支 給:修了日を経過した日以降に支給

支給額:市町村民税非課税世帯 月額 50,000円 市町村民税課税世帯 月額 25,000円

ひとり親家庭等日常生活支援事業

(事業開始年度:昭和50年度)

実施主体 市町村		負担割合 国1/2 県1/4 市町村 1/4
平成26年度予算額	2,808千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	3,075千円	母子及び寡婦福祉法第 17 条 熊本県母子家庭等日常生活支援事業実施要項

<目 的>

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

<対 象>

母子家庭、父子家庭及び寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

<事業内容>

一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合に、要請に基づき家庭生活支援員を派遣する。(中核市を除く市町村が実施する事業に対し、助成する。)

・提供するサービスの種類及び内容

生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜

子育て支援 保育サービス及びこれに附帯する便宜

※利用世帯の所得状況に応じて一部負担あり

ひとり親家庭等相談事業単

(事業開始年度:昭和28年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	24, 153千円	法令等)	Litt 中 O 久
平成25年度予算額	23, 359千円	及び寡婦福祉 県女性福祉相	- に伝来 ○ 宋 日談員設置要項

<目 的>

母子家庭の母等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

<対 象>

ひとり親家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

<事業内容>

- 1 各種の問題に対する相談業務
- 2 母子及び寡婦福祉資金の貸付関係業務

※各福祉事務所に女性福祉相談員1名(計9名)を配置し母子家庭等に対する相談、助言等を行う。

(根拠法令等)

357千円

713千円

ひとり親家庭等ホームフレンド派遣事業

(事業開始年度:平成19年度)

< 目 的 >

実施主体

平成26年度予算額

平成25年度予算額

ひとり親家庭等の児童に対して大学生等のホームフレンド(児童訪問援助員)を派遣し、ホームフレンドがひとり親家庭等の児童の心の支えとして相談、学習指導や生活指導を行うことにより、児童の健やかな成長を支援し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図る。

負担割合 国1/

熊本県ひとり親家庭等ホームフレンド派遣事業実施要項

<対 象>

ひとり親家庭等の小学生及び中学生、高校生

<事業内容>

各地域振興局単位で実施。ホームフレンドの派遣を受けようとする者にホームフレンド(大学生等)を派遣し、 よき理解者として児童に接する。

県母子寡婦福祉連合会に対する補助(単)

(事業開始年度:昭和43年度)

(事業開始年度:昭和50年度)

(事業開始年度:昭和57年度)

実施主体 県			負担割合	県10/10	
平成26年度予算額	725千円	(根拠)	生令等)		
平成25年度予算額	764千円	県母-	子寡婦福祉連	合会に対する補助金交付要領	į

<目 的>

母子及び寡婦福祉事業の振興を図るため県母連へ助成する。

<対 象>

社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会

<事業内容>

次の事業に対して助成する。

①母子家庭及び寡婦への相談事業 ②職業指導事業 ③新入学児童お祝い事業 など

ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置

 実施主体
 県
 負担割合

 平成25年度予算額
 - 千円
 (根拠法令等) 母子及び寡婦福祉法第27条 公営住宅法

<目 的>

ひとり親家庭の生活向上を図るために、住居の安定を期する。

<事業内容>

条例に定める県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭に対し、入居にあたっての優遇措置(抽選倍率を2倍に優遇)を行う。

※建設・管理は住宅課所管

ひとり親家庭等医療費助成事業単

実施主体 市	町村			負担割合	県1/3 (熊本市は	市町村1/3 県2/9 市4/9	自己負担 1 / 3 自己負担3/9)	
平成26年度予算	算額	212,668千円	(根拠	法令等)				
平成25年度予算	算額	223,611千円	熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領					

<対 象>

ひとり親家庭の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童扶養手当所得限度額(一部支給) に準じた所得制限あり)及び父母のない児童

< 事業内容 >

ひとり親家庭における父又は母と子の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、自立助長と家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成する。

(平成25年度)

受給資格者数 50,136人 助成延件数 281,095人 医療費総額 2,992,244,612円 補助総額 203,946,000円

ひとり親家庭等応援事業単

実施主体 県		負担割合	基金10/10
平成26年度予算額	174, 164千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	278, 597千円		

<目 的>

就労の不安、生活の不安、子育ての不安を抱えるひとり親家庭等が、希望を持って困難な状況を乗り越え、自立 し安心して生活できるような環境づくりを進める。

<対 象>

ひとり親家庭等

<事業内容>

ひとり親家庭等の自立を支援するため、子育てと仕事の両立が図りやすく、能力開発も可能な労働形態である在 宅就業に取り組み、ひとり親家庭等の就労の確保による収入の安定を図り、さらには教育や生活まで総合的な支援 を行う。

1 在宅就業支援事業

ITを活用したひとり親等の在宅就業を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るため、企業やNPO等への委託により以下の業務を実施する。

- (1) 技能訓練:期間1年(基礎訓練、応用訓練)
- (2) 訓練期間中の訓練手当の支給
 - ・基礎訓練(5ヶ月間):月額5万円
 - ・応用訓練(7ヶ月間):月額2.5万円
- (3)業務開拓等による継続的な就労の確保
- 2 生活・交流支援事業

全県民運動的な形で支援の輪を広げひとり親家庭を総合的に支援する。

- (1) 学習支援
 - ・退職教員や、大学生等が、地域の社会福祉施設や公民館等でひとり親家庭の子ども達の学習を指導する「地域の学習教室」事業や、ひとり親家庭に対する割引を行う学習塾を募り「ひとり親家庭応援の塾」事業を実施。
- (3) 生活支援
 - ・ひとり親家庭からのあらゆる相談に対応できる体制の整備
 - ・ひとり親家庭の悩みに対応するための専門員の派遣
- (4) 社会参画促進等
 - ・ひとり親家庭応援隊の運営
 - ・交流イベントの開催

こども110番設置事業 単

(事業開始年度:平成元年度)

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体	県			負担割合	県10/10
平成26年度	予算額	2,159千円		処法令等) 庭支援相談等事	3 类 字 按
平成25年度	予算額	2,104千円	承 原	EX1仮性嵌守す	*未天心安啊

<目 的>

福祉総合相談所を中心に子どもの相談ネットワークを構築し、子育ての悩みなどについて相談できる体制をつくり、心豊かな児童の育成を図る。

<事業内容>

福祉総合相談所に専門電話相談員を配置し、児童及びその家庭に関する問題等について電話による相談を行う。

相談時間 平日9:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休)

電話番号 096-382-1110

<相談件数>

年度	養護相談	心身障害相談	非行相談	育成相談	保健相談	その他	計
H21	12	0	11	96	24	87	230
H22	9	1	1	119	19	68	216
H23	23	6	5	92	23	73	222
H24	20	7	3	79	20	85	214
H25	29	2	7	92	14	90	234

子ども相談員事業単

実施主体	県			負担割合	県10/10
平成26年度	予算額	17,991千円		処法令等) 太県子ども相	目談員設置要項、子ども相談員の職務について
平成25年度	予算額	17,885千円	7///	19101 - 011	TIMES AND COLUMN TO THE STATE OF THE STATE O

(事業開始年度:昭和39年度)

<目 的>

地域における児童の健全育成を図るため、福祉事務所を単位として設置し、相談員を配置する。

<対 象>

児童及び保護者

<事業内容>

家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉 に関する事項に係る相談指導業務を行うものとする。

<相談件数>

	性習格	知 能	学	校 生 活	等	第 非 非		関 係	環	障	そ		
年度	格・生活	能・言語	人関間係	登拒校否	そ の 他	行	虐待	その他	環境福祉	害	の他	計	
H22	34	32	14	660	221	152	635	122	514	567	395	3, 346	
H23	43	23	33	638	154	54	553	303	624	553	264	3, 242	
H24	50	27	81	475	219	45	405	322	622	480	156	2,882	
H25	32	19	111	433	244	152	483	262	386	521	164	2,807	

児童相談所(中央児童相談所・八代児童相談所)相談事業等 (事業開始年度:昭和23年度) (相談事業及び巡回相談判定事業)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	16,443千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	16,852千円	児童福祉法第12条

<目 的>

児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴や性格行動などを、専門的な 角度から調査・判定し、それらに基づいて指導を行う。

<事業内容>

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 を行う。

<相談件数>

	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知 的障 害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
H21	553	152	134	257	112	902	1,904	107	57	57	271	70	26	54	111	4, 767
H22	443	199	81	238	67	517	1,547	31	30	18	261	49	9	45	96	3, 631
H23	572	154	88	244	68	528	1,773	28	29	39	289	58	11	32	97	4,010
H24	442	183	122	296	57	40	1,912	22	35	21	232	58	3	20	117	3, 560
H25	480	196	15	219	14	52	2, 275	10	23	23	196	55	2	20	128	3, 708

児童虐待防止に係る子育て支援交付金の移行事業

(事業開始年度	亚成25年度)

実施主体 市町村		負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3					
平成26年度予算額	52,116千円	(根拠法令等) 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 (H26.5.29雇児発第0529第32号厚生労働省雇用均等・児童家 庭局長通知) 養育支援訪問事業実施要綱					
平成25年度予算額	41,555千円	(H26. 5. 29雇児発第0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱(H26. 5. 29雇児発第0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)					

<目 的>

市町村における訪問事業により、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦等を把握し、その養育が適切に行われる よう必要な訪問による支援を行い、この訪問事業と要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、児童虐待の発生 予防、早期発見、早期対応に資する。

<対 象>

市町村

<事業内容>

- 1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
 - 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の 状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う
- 養育支援訪問事業
 - 上記1の訪問事業等により把握した監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行う。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関の職員の専門性を図る取組みやネ ットワーク構成する関係機関の連携強化を図る取組みを支援する。

児童手当市町村交付金

(事業開始年度:昭和47年度)

							手当額	国	事業主	県	市町村
					0~3歳	被用者	15, 000	16/ 45	21/45	4/45	4/45
					未満	非被用者	15, 000	4/6		1/6	1/6
					3歳~小 学校修了	1子・2子	10, 000	4/6		1/6	1/6
実施主体	施主体 市町村(公務員分にあっては 地方公共団体等)	負担割合	/ 1.1 mm		3 子以降	15, 000	4/6		1/6	1/6	
		VEH 47		学校值	3歳~小 学校修了	1子・2子	10,000	4/6		1/6	1/6
					(非被用 者)	3 子以降	15, 000	4/6		1/6	1/6
				中学生		10, 000	4/6		1/6	1/6	
					所得制限		5, 000	4/6		1/6	1/6
平成26年度	E 予算額	4,672,228千円	(根拠法		去令等)						•
平成25年度	予算額	4,809,664千円	児頭	児童手当							

<目 的>

児童手当の一部として支給される児童手当相当分について、県負担分を市町村に交付することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。

<事業内容>

児童手当 0~3歳未満の児童1人につき 月額15,000円

3歳~小学校終了前(12歳到達後最初の年度末) 月額10,000円(第3子以降 月額15,000円)

中学校修了前(15歳到達後最初の年度末) 月額10,000円

特例給付 5,000円 (所得制限:960万円 (夫婦、子ども2人))

<支給状況>

対象児童数 被用者 3 歳未満 31,043人

(平成26年2月末) 被用者3歳以上小学校終了前(3子以降) 14,756人

被用者3歳以上小学校終了前(1子・2子) 87,273人

被用者中学生 30,930人 非被用者3歳未満 9,634人

非被用者 3 歳以上小学校終了前 (3子以降) 6,375人 非被用者 3 歳以上小学校終了前 (1子·2子) 28,835人

非被用者中学生 12,107人

所得制限 8,245人

県措置にかかる児童保護措置費の支弁

(事業開始年度:昭和22年度)

実施主体 県		負担割合	国1/2	県 1 / 2	(保護者負担あり)
平成26年度予算額	1,789,949千円	(根拠法令等)			
平成25年度予算額	1,801,456千円	児童福祉法第50多	*		

<目 的>

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と思われる児童を施設に入所させまたは里親に委託し、 児童の福祉の増進を図る。

<事業内容>

児童養護施設(12)、児童自立支援施設(1)、情緒障害児短期治療施設(1)、乳児院(3)への入所措置及び里親、保護受託者への委託を、児童相談所を通じて行う。

県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁

(事業開始年度:平成13年度)

実施主体 県			負担割合	国1/2	県1/2	(本人負担あり)
平成26年度予算額	91,893千円	(根拠	処法令等)			
平成25年度予算額	75,541千円	児童	置福祉法第50	条		

<目 的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情がある女子、及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

県福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産の実施)、第23条(母子保護の実施)に基づく助産又は母子保護を実施 した場合に、施設が法第45条の最低基準を維持するために要する費用の一部を負担するもの。

市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担

(事業開始年度:昭和22年度)

実施主体 市			負担割合	国1/2	県1/4	市1/4	(本人負担あり)
平成26年度予算額	16,682千円	(根拠	処法令等)				
平成25年度予算額	16,071千円	児重	置福祉法第55	条			

<目 的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子、それらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

市福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産の実施)、第23条(母子保護の実施)に基づく助産又は母子保護を実施 した場合に、施設が法第45条の最低基準を維持するために要する費用の一部を負担するもの。

清水が丘学園運営費

(事業開始年度:昭和22年度)
/ 0

実施主体 県	負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額 46,812千	円 (根拠法令等)
平成25年度予算額 41,473千	児童福祉法第44条(児童自立支援施設)

<目 的>

児童福祉法に基づいて設立された児童福祉施設で、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境 その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の元から通わせて、個々の児童の 状況に応じ、必要な指導を行いその自立を支援することを目的とする。

<事業内容>

①生活指導 ②職業指導 ③家庭環境の調整

入所 定員 50名

※熊本市立京陵中学校清水が丘分校、熊本市立高平台小学校清水が丘分教室設置

児童保護費負担金徴収促進事業単

(事業開始年度:平成9年度)

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	4,880千円	(根抽	処法令等)	
平成25年度予算額	4,721千円	児頭	童福祉法第56条	♦・児童福祉法施行細則第11条

<目 的>

児童保護費負担金徴収専門員を設置し、児童保護費負担金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。

<事業内容>

児童福祉施設への入所措置については、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用徴収することができることとされている。この保護費負担金滞納金の徴収を進め、収納率を向上させるため、徴収専門員の設置、 訪問納入指導の強化、電話での納入指導の強化などを行う。

子ども虐待防止総合推進事業

(事業開始年度:平成10年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2 他
平成26年度予算額	18, 151千円	(根拠法令等) 児童虐待防止対策支援事業実施要綱
平成25年度予算額	7,661千円	(H17.11.11雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知)

<事業内容>

近年、急増している児童虐待の解消を目指し、保健・医療・教育・福祉・警察・司法などの関係機関との間に虐待の共通認識と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に努め、被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制(ネットワーク)づくりを推進する。

- 1 子ども虐待防止関係機関連携強化事業
 - 児童虐待防止体制の強化を図るため、関係機関に対して研修や機関相互の情報交換を実施する。
- 2 子ども虐待防止地域支援ネットワーク事業

地域振興局単位に構築した地域ネットワークの実務レベルの連携強化や対応能力の向上を図るとともに市町村域でのネットワーク構築を支援する。

- 3 児童虐待防止対策支援事業
 - ①主任児童委員の人材育成、②虐待事案に対する弁護士・医師からのアドバイス体制の整備、③虐待を行った 保護者の心理ケア等を行う。
- 4 子ども虐待防止支援事業 (ラッコ・だっこ・なかま)

被虐待児やその家族に対し週1回、作業療法士や心理療法士によるカウンセリング、創作活動等の作業療法、 集団心理療法を実施する。

- 5 児童虐待防止及び対応充実強化事業
 - 児童虐待の早期対応や被虐待児へのフォローアップのための情報収集、訪問ケアを行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図る。
- 6 子どもの権利啓発キャンペーン
 - 11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを実施する。
- 7 身元保証人確保対策事業
 - 児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し支払った保険料について助成する。
- 8 児童安全確認等体制強化事業
 - 虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等の強化のための人員を配置する。
- 9 児童虐待防止広報啓発事業
 - 児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を実施する。

児童家庭支援センター事業

(事業開始年度:平成11年度)

実施主体!	県(委託	£先:社会福祉法人 慈愛[園) 負担割合	国1/2 県 1/2
平成26年度	予算額	12,660千円	(根拠法令等)	
平成25年度	予算額	12,660千円	児童福祉法第44	l条の2、第26条第1項第2号

<目 的>

市町村や家庭からの要保護・要支援児童に係る相談に対して、援助や指導を行い、併せて児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

<事業内容>

相談・支援担当職員及び心理療法担当職員が24時間体制で以下の対応をする。

- (1) 家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 児童相談所からの委託を受けて児童及び保護者に対する指導を行う。
- (3) 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行う。
- (4) 関係機関等との連絡調整を行う。

不登校児童等総合対策事業

(事業開始年度:平成4年度)

(事業開始年度:平成21年度)

実施主体 県		負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度予算額	452千円 1 、 "	表拠法令等) 登電福祉事業対策	費等国庫負担(補助)金交付要綱
平成25年度予算額	481千円 失		28006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通

的>

不登校をはじめとする社会的不適応児童に対し、周囲の環境との関係を改善し、不適応状態の解消等を図ること で、不登校や情緒障害からの立ち直りをサポートする。

<事業内容>

ふれあい心の友訪問援助事業 (ハートフルフレンド)

ひきこもったまま外に出ない児童の家庭に、年齢の近い大学生が訪問して、児童が心を開くよう働きかける。

里親推進事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	7,028千円	(根拠法令等) ・児童福祉法第50条
平成25年度予算額	5,310千円	・「里親支援機関事業の実施について」(平成20年4月1日 付け雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知)

<目

里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を 図る。

<事業内容>

里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談 支援などの業務を総合的に実施する。また、新規里親の開拓を目的として、各地域振興局単位で里親制度説明会を 実施する。

子ども・若者育成支援推進事業単

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	1,202千円	(根拠法令等) 子ども・若者育成支援推進法
平成25年度予算額	1,272千円	TO HIRMANIELE

<目 的>

ニート、ひきこもり、不登校生徒や中途退学者等の支援を行うための関係機関による総合的な地域ネットワーク を形成し、連携して継続した支援を行うことで、それぞれの個性や力を発揮させ「自己実現のできる社会」を目指 す。

<事業内容>

子ども・若者支援地域協議会の運営、子ども・若者支援マップの作成・配布による相談窓口や支援の周知及び子 ども・若者よりそいシンポジウムの開催等による周知啓発。

児童福祉施設等施設整備補助事業

(事業開始年度:昭和24年度)

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体 社会福祉	止法人	負担割合 基金1/2 県1/4 設置者1/4
平成26年度予算額	254,032千円	(根拠法令等) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について
平成25年度予算額	0千円	(厚生労働省発雇児第0612001号平成20年6月12日厚生労働事務次 官通知)

<目 的>

児童入所施設等の老朽改築、大規模修繕等の施設整備費の一部を助成することにより、施設利用者等の福祉の向 上を図る。

<対 象>

児童入所施設等

<事業内容>

老朽改築、大規模修繕などの施設の整備に対し、助成する。平成26年度は児童養護施設1ヵ所を予定。

要保護児童進学応援資金貸付事業(単

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	2,222千円	(根拠法令等) 能本県要保護	児童進学応援資金貸付要項
平成25年度予算額	3,148千円	MIT ZIT X PRIEZ.	7011

<目 的>

大学等への進学を希望する者に対して、その生活費を支援することにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連 鎖・虐待の連鎖を断ち切ることを目的とする。

(対 象>

児童養護施設等を退所する児童等で大学等へ進学する者

<事業内容>

- 児童養護施設等を退所する児童等が大学等へ進学する場合に生活費を貸し付ける。 ・貸付月額:申請者の居住地の生活保護基準額の第1類の額を限度とする。
 - (参考:熊本市居住の場合:月額38,290円以内) ・貸付期間:4年以内、貸付利率:無利子、償還期間:20年以内、連帯借受人:原則1名(保護者がいない・保護者からの援助が見込めない等の場合は、施設長の意見書)

子どもを虐待から守る緊急対策事業

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体 県		負担割合 県1/2、国1/2	
平成26年度予算額	2,172千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	28,682千円		

<目 的>

児童相談所等における相談体制の強化を図る。

<事業内容>

児童相談所で児童の心理検査等に用いる器具の更新等を行う。

DV対策支援事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	8,772千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成25年度予算額	8,519千円	売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事 業実施要綱

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成20年度)

<目 的>

売春防止法に基づく要保護女子の転落防止・自立支援、DV防止法に基づく被害者の保護・自立支援を行うことを目的とする。

<事業内容>

1. 女性相談員活動事業

女性相談センターに、女性相談員2名を設置し、電話相談及び来所相談に応じる。 H25年度延べ相談件数 2,491件。

2. D V 防止及び売春防止啓発事業

啓発用資料を作成し、関係機関との連携のもと啓発活動を実施する。

3. 身元保証人確保対策事業

一時保護所を退所後、就職や住居の賃借をする際に身元保証人が得られないことにより、就職や住居の確保ができない者がいる。このため、一時保護所施設長が身元保証人となった場合に身元保証人を被保険者とした損害保険契約の保険料を助成することとし、保証人の確保を容易にする。

4. DV対策ネットワーク事業

被害者の早期発見、早期対応を図るため、県レベル及び地域振興局単位で福祉、医療、警察、教育関係等による DV対策関係機関会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図る。

5. DV対策関係機関職員専門研修

増加し複雑化するDV相談に対応するため、相談機関職員等を対象に、DVの基本的事項や相談技法等を習得するための研修を実施し、相談体制の強化を図る。

6. D V 相談法的対応強化事業

DV被害者の支援にあたっては、離婚や退去命令等に関し、法律の専門的知識が必要とされることから弁護士による法律相談を実施する。

7. 休日夜間電話相談事業

女性相談センターの相談体制を強化するため、夜間・休日DV電話相談を実施する。

D V 対策強化事業(単)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	1,439千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成25年度予算額	1,542千円	売春防止法 児童虐待・D V 対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事 業実施要綱

<目 的>

DVのない社会を実現するために、若年層等を対象とした啓発を行うほか、被害者の自立に向けた支援、民間シェルター運営団体への支援を行う。

<事業内容>

1 DV民間シェルター支援事業

DV被害者等を緊急一時的に保護する施設(シェルター)を運営している民間団体に対して事業費を助成し、運営を支援する。

2 DV未然防止教育講師派遣事業

若年層に対するDV予防を図るため、高校等の要請に応じ講師を派遣し、生徒に対してDV未然防止教育を実施するとともに、教職員に対しDV未然防止教育の研修を行う。

3 DV対策地域啓発事業

地域において「DVは許されない」という意識を醸成するとともに、相談窓口の周知に努める。

4 ステップハウス運営事業

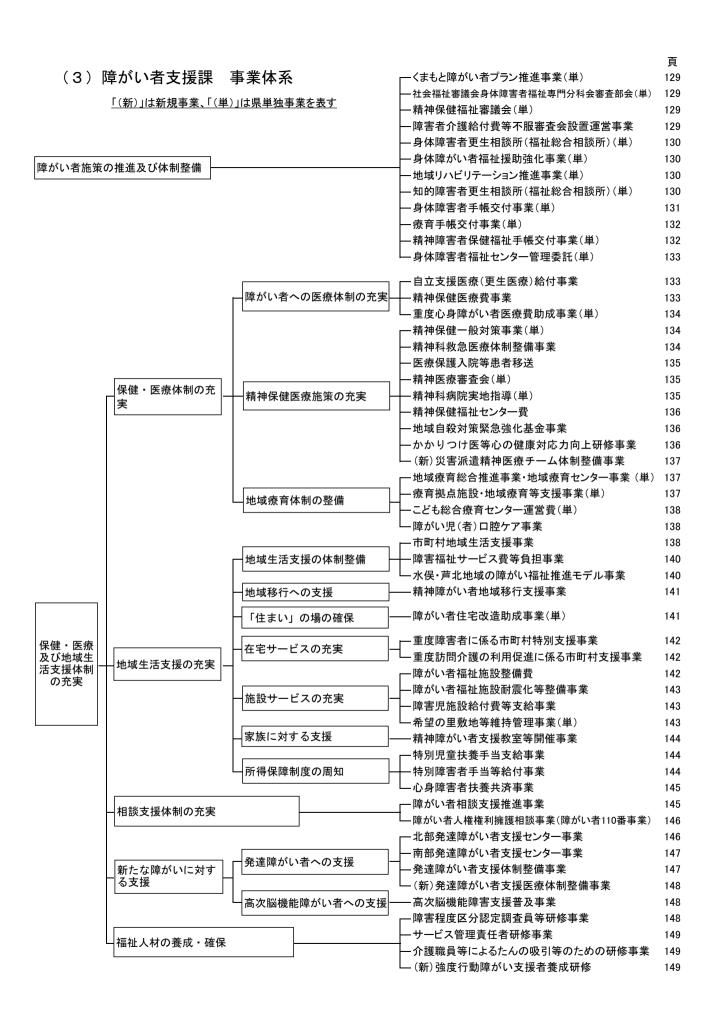
被害者が一時保護退所後、自立した生活を営むことができるまで、住居がない場合に住居の提供を行う。

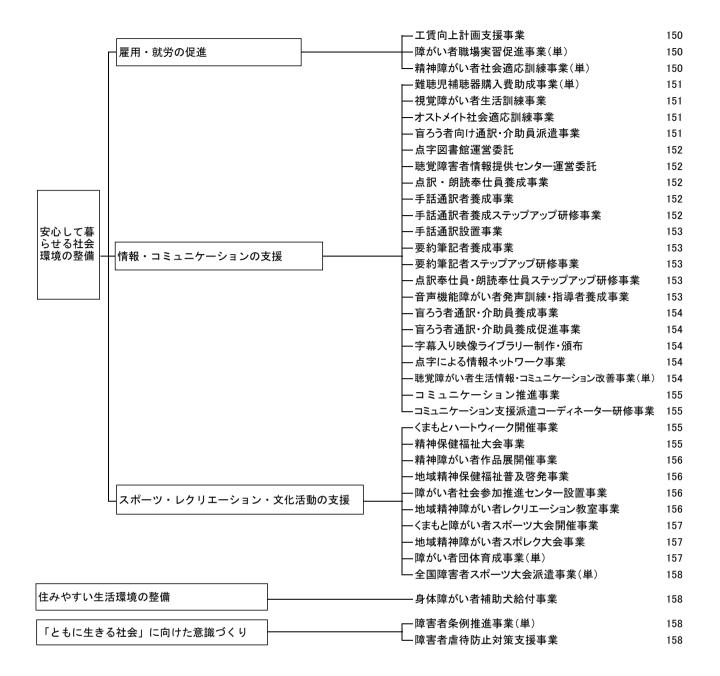
5 DV被害者サポート事業

被害者が集まり、互いの被害経験や気持ちを共有する場を設けて、暴力を受け続けて奪われた被害者の自尊心の回復を図る。

6 DV基本計画改定事業

DV基本計画(第3次)の周知に努めるとともに、各種施策の推進を図る。





くまもと障がい者プラン推進事業単

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	5,148千円	(根拠法令等) 時末来其大社第7条。第10条第9項及び第96条
平成25年度予算額	1,916千円	障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条 熊本県障害者施策推進審議会条例

<事業内容>

障害者基本法に基づく障害者施策に関する総合的な計画である第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」(計画期間:平成23年度~平成26年度)について、計画に掲げた施策の着実な推進を図る。

また、平成27年度を始期とする第5期熊本県障がい者計画について、次の方法により、平成26年度中に策定する。

- ① 障害者施策推進審議会及び同審議会に設置した3つの分科会(生活支援分科会、社会参画分科会及び環境整備分科会)による審議
- ② 障がい当事者を対象としたアンケート
- ③ 障がい当事者や家族団体等との意見交換会

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会運

(事業開始年度:昭和57年度)

(事業開始年度:平成15年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	969千円	 法令等) 福祉法第7条	第11 条
平成25年度予算額	986千円		議会条例第1条、熊本県社会福祉審議会運営要領

<事業内容>

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第 59 条第 1 項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する。(委員数 12 名/年 6 回開催)

精神保健福祉審議会単

実施主体 県				負担割合	県10/10
平成26年度予算	章額	106千円	(根拠	法令等)	
平成25年度予算	算額	106千円	精神	保健及び精神	障害者福祉に関する法律第9条

<事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する。 (不定期開催) (委員数 13 名)

障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業

(事業開始年度:平成18年度)

(事業開始年度:昭和40年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	1,212千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第97条、第98条
平成25年度予算額	1,321千円	熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例

<目 的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

<事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会(合議体)を開催し審理を行う。

※ 2合議体(各5人の委員で構成)

身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)単

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	15,314千円	(根拠	法令等)	
平成25年度予算額	15,071千円	身体	障害者福祉法	第11条

(事業開始年度:昭和28年度)

(事業開始年度:平成5年度)

(事業開始年度:平成5年度)

(事業開始年度:昭和35年度)

<目 的>

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

<事業内容>

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

身体障がい者福祉援助強化事業単

実施主体県負担割合県10/10平成26年度予算額131千円(根拠法令等)平成25年度予算額218千円身体障害者福祉法第11条、第11条の2

< 目 的 >

身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

<対 象>

市町村 等

<事業内容>

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査

地域リハビリテーション推進事業単

実施主体	県			負担割合	県10/10		
平成26年度	予算額	484千円		生命等)			
平成25年度	FP0F左南又笠妬 ccoズ田		身体障害者更生相談所の運営について (S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知)				

<目 的>

熊本県における障がい者の更生援護ならびに自立援護にかかわる関係者及び関係機関等の代表が、県下の障がい者のリハビリテーション活動の推進について情報及び意見の交換を行い、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

<構 成>

学識経験者、関係する行政機関・施設・団体の代表者、その他

<事業内容>

1 熊本県障がい者地域リハビリテーション協議会

専門部会:障がい者支援施設連絡協議会、補装具適正交付連絡協議会

- 2 リハビリテーション関係職員研修
- 3 在宅障がい者訪問診査

知的障害者更生相談所(福祉総合相談所) 阐

実施主体 県		負担割合	県10/10	
平成26年度予算額	3,838千円	(根拠法令等)		
平成25年度予算額	3,712千円	知的障害者福祉法第12条		

<目 的>

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の増進を図る。

<対 象>

知的障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。
- 2 療育手帳の判定

<活動状況>

■来所・巡回相談内容状況

単位:件

	取 扱			相	i i	炎	内	容		
年 度	取 扱 実人員	施設	職親	職業	医 療 保 健	生活	教育	療	その他	計
H22	521	7	0	1	1	5	1	492	12	519
H23	452	1	0	0	0	1	0	450	0	452
H24	351	1	0	3	1	0	0	347	0	352
H25	354	2	0	0	0	0	0	352	0	354
来 所	290	1	0	0	0	0	0	289	0	290
巡回	64	1	0	0	0	0	0	63	0	64
構成比(%)		0.6	0	0	0	0	0	99. 4	0	100.0

■来所・巡回判定内容状況

単位:件

			判	定 内	容	
4	年 度	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の 判 定	計
	H22	204	489	0	0	693
	H23	186	450	0	0	636
	H24	160	345	0	0	505
	H25	152	352	0	0	504
	来 所	130	289	0	0	419
	巡回	22	63	0	0	85
	構成比(%)	30. 2	69.8	0	0	100.0

身体障害者手帳交付事業単

(事業開始年度:昭和24年度)

実施主体 県			負担割合	県10/10		
平成26年度予算額 6,881千円 ((根拠法令等)			
平成25年度予算額 6,341千円			障害者福祉法	第15条		

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の永続する障がいのある者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次のような障害者総合支援法に基づくものをはじめとした 各種制度の利用が可能(障害程度等により適用の有無あり)となる。

- ① 自立支援医療(更生医療)費の支給 ② 補装具費の支給 ③ 介護給付費等の支給
- ④ 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成 ⑤ 日常生活用具の給付
- ⑥ 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- ⑦ 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の全額又は半額免除

1 年齢区分別・障がい別の状況

(平成26年3月31日現在)

	障がい 年齢区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能 障 が い	音声・言語・そし ゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
I	1 8 才 未 満	43	212	3	775	190	1, 223
I	18才以上	6, 842	9, 394	842	47, 943	30, 645	95, 666
	計	6, 885	9, 606	845	48, 718	30, 835	96, 889

(熊本市を含む)

2 障がい区分等級別の状況

(平成26年3月31日現在)

区分				等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視	覚	障	が	1	2, 704	1, 922	472	435	748	604	6, 885
聴覚	生・平	衡 機	能 障	がい	336	2, 526	1, 323	1,908	44	3, 469	9, 606
音声	・言語・	そしゃく	く機能	章がい	18	68	486	273	_	_	845
肢	体	不	自	由	9, 662	9, 021	9, 346	13, 590	4, 709	2, 390	48, 718
内	部	障	が	\ \	16, 568	149	2, 444	11, 674	_	_	30, 835
		計			29, 288	13, 686	14, 071	27, 880	5, 501	6, 463	96, 889

(熊本市を含む)

療育手帳交付事業(単)

(事業開始年度:昭和48年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	1,977千円	(根拠法令等) 療育手帳制度要綱(S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知)
平成25年度予算額	1,884千円	県療育手帳交付要項(S49.1.7家児第1309号通知)

<目 的>

知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を 交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

<対 象>

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者(児)に対して交付する。

<事業内容>

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある(障害程度等により適用の有無あり)。

- ① 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当(年金)等の 給付
- ② 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- ③ 日常生活用具の給付
- ④ 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- ⑤ 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK受信料の全額又は半額免除

精神障害者保健福祉手帳交付事業(単

(事業開始年度	:	平成7年度)	

実施主体	県			負担割合	県10/10		
平成26年度予算額 3,025千円			(根拠法令等)				
平成25年度予算額 2,911千円			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条				

<事業内容>

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする。(平成25年度末の交付件数:7,750件)

身体障害者福祉センター管理委託(単)

実施主体	県(指定 団)	管理者: (福) 熊本県社会	福祉事業	負担割合	県10/10	
平成26年度	 手算額	47,863千円		法令等)	- Mr 9.1 /2	
平成25年度	 手算額	46,720千円	タ体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例			

(事業開始年度:昭和50年度)

(事業開始年度:昭和29年度)

(事業開始年度:昭和25年度)

<事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を提供する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

自立支援医療 (更生医療) 給付事業

実施主体	市町村			負担割合	国1/2	県1/4	市町村1/4
平成26年度	予算額	797, 951千円	(根拠	法令等)			
平成25年度	予算額	795, 244千円	障害	者総合支援法	法第58条等		

<目 的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

<対 象>

身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳以上)

<事業内容>

- ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送

精神保健医療費事業

実施主体	県	県			措置入院 : 国 3 / 4 県 1 / 4 自立支援医療: 国 1 / 2 県 1 / 2			
平成26年度	于算額	1,863,384千円		法令等)				
平成25年度	予算額	2, 164, 928千円	障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条					

<事業内容>

1 措置入院

入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

2 自立支援医療費 (精神通院医療)

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

<事業実績>

1 措置入院

年度(6月末現在)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
措置患者数(人)	73	64	74	61	59	53	44	49
措置率(%)	0.9	0. 7	0. 9	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6

※措置率とは、入院患者数に対する措置入院者の割合をいう。

H24以降は、熊本市(政令市)の長が措置した人数を含む。

2 通院医療費公費負担 (H18から自立支援医療費制度に移行)

年度(3月末現在)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受給者数	19, 263	18, 544	19, 382	20, 492	21, 838	22, 829	24, 242	25, 521

H24以降は、熊本市(政令市)分を含む。

重度心身障がい者医療費助成事業単

実施主体市町村負担割合県1/2 市町村1/2
(熊本市:県1/3 熊本市2/3)平成26年度予算額1,538,154千円
平成25年度予算額(根拠法令等)
熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領

(事業開始年度:昭和48年度)

(事業開始年度:昭和40年度)

(事業開始年度:平成9年度)

<事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

- 1 給付方法 償還方式 (一部市町村に現物給付あり)
- 2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額
- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040 円/月

通院 1 医療機関につき 1,020 円/月 訪問看護 1 医療機関につき 1,020 円/月

<対 象>

- ①身体障害者手帳1級又は2級所持者
- ②療育手帳A1又はA2所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④福祉手当受給相当者

精神保健一般対策事業単

実施主体 県		負担割合	県10/10			
平成26年度予算額 5,208千円		(根拠法令等)				
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条				
平成25年度予算額	C 010 III	保健所及び市町	付における精神保健福祉業務について			
平成25年度予算額 6,018千円		(H12.3.31障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)				

<事業内容>

精神保健福祉相談

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において 精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う。(嘱託医相談日:月1回)

平成 24 年度 相談件数 3,707 件 訪問件数 284 件 (熊本市を含んでいない)

精神科救急医療体制整備事業

 実施主体
 県・熊本市 (委託先: (公社) 熊本県精神科協会)
 負担割合
 国1/2 県1/4 熊本市1/4

 平成26年度予算額
 29,446千円 平成25年度予算額
 (根拠法令等) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱(H23.4.25障発0425第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

<事業内容>

1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間における精神疾患の急発及び急変のため、速やかに精神科治療を必要とする精神障がい者等に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を図り、もって精神障がい者の社会復帰を支援することを目的とする。 当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

平成25年度 述べ689件(外来診察289件、入院169件、助言指導203件、その他28件)

2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療の確保を図ることを目的とする。

平成25年度 述べ928件

3 身体合併症救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患又は身体疾患の急発及び急変のため、速やかな医療及び保護を必要とする身体合併症患者(身体疾患を合併している精神疾患患者)が迅速かつ適切な医療を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者が安心して地域で日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

医療保護入院等患者移送

実施主体 県			負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額	区成26年度予算額 65千円 (根				
平成25年度予算額 65千円			保健及び精神	障害者福祉	に関する法律第34条

(事業開始年度:平成12年度)

(事業開始年度:昭和63年度)

(事業開始年度:昭和63年度)

<事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

精神医療審査会単

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額 6,454千円			去令等)	
平成25年度予算額 5,266千円			保健及び精神	障害者福祉に関する法律第12条

<事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、以下の審査を行う。

- ①医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の要否について
- ②精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の要否又 は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で(各5人の委員により構成)分担して、それぞれ毎月1回開催

<事業実績>

平成25年度審査件数 医療保護入院時の届出 1,966件

定期の報告 (措置入院) 49 件、(医療保護入院) 1,713 件 退院等請求 (措置入院) 5 件、(医療保護入院) 18 件

(任意入院) 0件

精神科病院実地指導巢

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	656千円	(根拠)	去令等)	
平成25年度予算額	656千円	精神仍	保健及び精神	障害者福祉に関する法第38条の6

<事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否及び処遇の適否等を審査するとともに、入院手続き等の事務手続きの一層の適正化を図るため、全病院について年1回実地指導を実施する。

<対 象>

熊本市内の精神科病院を除く26病院

精神保健福祉センター費

実施主体	県			負担割合		ルコール依存・思春期精神保健関 県2/3、その他:県10/10		
平成26年度	 子算額	18,546千円		法令等)	h陪宇老短址[7]	問 オス 辻 浄 笠 6 冬 第 7 冬		
平成25年度	 手算額	20,792千円	精神	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条 精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知)				

(事業開始年度:昭和47年度)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成25年度)

<事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、ひきこもり支援等の社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健事業、心の健康づくり事業、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

地域自殺対策緊急強化基金事業

実施主体 県、市	町村、民間団体	負担割合 基金10/10 (地域自殺対策緊急強化基金)
平成26年度予算額	17,061千円	(根拠法令等) 自殺対策基本法
平成25年度予算額	43,207千円	地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領(H21.6.5府政共生633号內閣府自殺対策推進室通知)

<目 的>

厳しい経済情勢が続いており、これに応じて自殺者の増加が懸念されている。自殺者や未遂者、その周辺の人々が抱える悩みは様々であり、再企図や後追いを含む自殺の予防を図るために、様々なレベルのきめ細かな対応が必要であり、相談対策の整備及び人材育成等を行い自殺対策の推進を図ることを目的とする。

<対 象>

一般県民

<事業内容>

- 1 自殺予防普及啓発事業
- 2 自殺予防相談支援等事業
- 3 市町村等自殺対策推進事業

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

実施主体 県、熊	本市	負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	456千円	(根拠法令等) 精神障害関係従事者養成研修事業について(H26.3.31日障発第
平成25年度予算額	456千円	0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

<目 的>

かかりつけ医師に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組により、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的とする。

<対 象>

熊本県内の医師

第 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	620千円	(根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱(H26.3.31日障発
平成25年度予算額	-千円	第0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(事業開始年度:平成26年度)

(事業開始年度:平成17年度)

(事業開始年度:平成15年度)

<目 的>

地震・風水害などの自然災害の被害者は心理的外傷後ストレス障害(PTSD)等の様々な心理的反応を生じることから、災害時等の緊急時において専門的な心のケアに関する対応が円滑に行えるよう、緊急支援チームを整備し、災害発生時の緊急支援体制を強化する。

地域療育総合推進事業・地域療育センター事業単

実施主体	県、市町	丁村		負担割合	事業1:県1/2 市町村1/2 事業2・3:県10/10	
平成26年度	予算額	27,736千円	障害	法令等) 者総合支援法 県障実児(老		
平成25年度	予算額	29,008千円	熊本県障害児(者)地域療育支援事業実施要項 熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項 熊本県地域療育センター事業実施要項			

<目 的>

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児・発達障がい児及びその疑いがある児童(以下「在宅障がい児等」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

<事業内容>

1 地域療育センター事業

各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を県が助成する。(療育相談員設置事業・地域療育支援事業(訪問療育/外来療育/施設支援一般))

- 2 障害児等療育支援事業
 - ア 療育拠点施設事業 (難聴児分)

県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、難聴幼児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。

- イ 障害児等地域療育支援事業 (発達障がい等支援分) 発達障がい対応等のため、障がい児施設機能を活用した専門的な支援を実施する。
- 3 地域療育ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局毎に設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

療育拠点施設・地域療育等支援事業(単)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	3,284千円	 法令等)	- tes = 0 /2 tes
平成25年度予算額	3,284千円	者総合支援法 県障害児(者	5角18余寺 首)療育拠点施設事業実施要項

<目 的>

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及びその疑いがある児童(以下「在宅障がい児等」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

<事業内容>

療育拠点施設事業

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

こども総合療育センター運営費(単)

(事業開始年度:平成6年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10				
		(根拠法令等)				
平成26年度予算額	279, 221千円	児童福祉法第42条第2号(医療型障害児入所施設)				
		児童福祉法第43条第2号(医療型児童発達支援センター)				
平成25年度予算額	261,146千円	児童福祉法第43条第1号(福祉型児童発達支援センター)				
1 70,20 1 75,7 57, 60	201, 110 1	熊本県こども総合療育センター条例				

<目 的>

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

<対 象>

18 歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

<事業内容>

1 診 療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための 治療を行う

2 機能訓練 入所児・通園児及び外来児に対し、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行い、機能障がいの改善を目指す。

3 生活 指 導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的生活習慣等の指導や援助を行う。 3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校(高等部なし)に通学し教育を受ける。

4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい 児療育に関する情報提供や研修等を行う。

定 員 医療型障害児入所施設 60 名、医療型児童発達支援センター20 名、福祉型児童発達支援センター30 名

障がい児(者)口腔ケア事業

(事業開始年度:	平成15年度)
----------	---------

実施主体	県(委託	先:(社)熊本県歯	科医師	負担割合	国 1 / 2
	会				
平成26年	度予算額	601千円	歯科		推進に関する法律
平成25年	度予算額	542千円	口腔 政局長		F業実施要綱 (H25. 5. 15医政発0515第7号厚生労働省医

<目 的>

障がい児(者)の口腔環境の向上を図る。

<事業内容>

障がい児(者)に対する効果的な口腔ケアを進めるため、地域のリーダーとなる歯科医療関係者の研修を行う。

市町村地域生活支援事業

(事業開始年度:平成18年度)

実施主体 市町村		負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4
平成26年度予算額	217, 443千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条
平成25年度予算額	197,831千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域 生活支援事業に要する経費を助成する。

<事業内容>

1 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

(1)理解促進研修·啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

(2)自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

(4)住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

(5)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成(知的・精神)

(6)成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

(7) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による 支援

(8)日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与(身体・知的・精神・難病患者)

(9)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

(10)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

(11)地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する事業

2 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

(1)福祉ホームの運営

障がい者に定額な料金で居室その他の整備を利用させ、地域生活を支援

(2)訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護(身体)

(3)生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

(4)日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

(5)地域移行のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保、地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

(6)障害児支援体制整備

児童発達支援センターへの専門職員の配置、障害児通所支援事業等を利用していない障がい児の親同士の交流や子どもの遊び場の提供

(7)巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等 支援

(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保

相談支援事業所等における退院支援体制の確保

(9)その他日常生活支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等

各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等の開催

(11) 文化芸術活動振興

障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供

(12) 点字・点の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い 情報を提供

(13)奉仕員養成研修

点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修

(14) 自動車運転免許取得、改造助成

自動車運転免許取得及び自動車の改造にようする費用の一部を助成

(15)その他社会参加支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(16) 成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用促進のための普及啓発

(17) 障害者虐待防止対策支援

虐待時の対応のための体制整備、障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、専門性の強化、連携協力体制の整備、普及啓発等

(18) その他権利擁護支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(19) 盲人ホームの運営

針灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を利用させて行う技術の指導

(20) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援)

情報機器やインターネットを利用した、在宅などで就労するための訓練等の支援

(21) 更生訓練費給付

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している者に対する更生訓練費の支給

(22)知的障害者職親委託

知的障がい者を一定期間、事業経営者等(職親)に預けて行う、生活指導及び技能習得訓練等

(23)その他就業・就労支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(24) 障害程度区分認定等事務

障害程度区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営経費を助成

(25)特別支援事業

意思疎通支援従事者の養成強化等

障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度:平成18年度)

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体 市町村	•	負担割合	国1/2	県1/4	市町村1/4	
平成26年度予算額	8,025,282千円	(根拠法令等)	亚洲 竺01冬			
平成25年度予算額	7,251,542千円	障害者総合支持	友伝第94宋			

<目 的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

<事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

実施主体	県			負担割合	国8/10	県2/10	
平成26年度	予算額	14,091千円	(1242)	処法令等) 吴病総合対策者	書補助金交付要綱(H4 4 30環保業第227号環境事務		
平成25年度	予算額	14,091千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境) 次官通知)				

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

障がい者サービスが不足している当該地域において、水俣病被害者を含む障がい者が地域の介護保険のサービスを利用できるように制度化された基準該当サービスの普及促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

<対 象>

- 1 水俣市・芦北町・津奈木町
- 2 水俣市

<事業内容>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

基準該当生活介護サービスを提供した場合の、通常より低く抑えられている報酬の差額を助成し、介護保険サービスと障害者自立支援法によるサービスの総合的な利用促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

精神障がい者地域移行支援事業

(事業開始年度:平成19年度)

実施主体	県(委	話先:(公社)熊本県精	种科協会)	負担割合	地域移行支援アドバイザー: 県10/10 高齢入院患者地域支援事業:国1/2 県1/2			
平成26年度	予算額	2,658千円	(根拠法令等)					
平成25年度予算額 2,718千円		精神障害者地域移行·地域定着支援事業実施要綱 (H20.5.30障系 0530001号厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長通知)						

<目 的>

精神保健医療福祉施策における「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念に基づき、精神科病院に入院している精神障がい者に対し、退院に向けた支援を行うとともに、精神障がい者の地域移行・地域生活に必要な地域体制を整備し、精神障がい者の地域移行及び自立を促進することを目的とする。

<対 象>

精神科病院に入院中の精神障がい者

(高齢入院患者地域支援事業については概ね60歳以上で主診断名が統合失調症の方)

<事業内容>

1 地域移行支援アドバイザーの設置

精神科病院や相談支援事業者等の地域移行への取り組みに対する支援や助言等を行う「地域移行支援アドバイザー」を県内に2名配置する。

2 高齢入院患者地域支援事業

高齢入院患者を対象として、精神科病院の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と相談支援専門員や介護 支援専門員等の地域の関係者で構成する「高齢入院患者地域支援チーム」を設置し、障がい福祉サービス事業者 等との十分な連携のもと、退院に向けた支援を行う。

障がい者住宅改造助成事業単

(事業開始年度:平成8年度)

実施主体	市町村			負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1/2、市町村1/2)
平成26年度	予算額	7, 182千円	(124)	法令等) 県高齢者及7	び障がい者住宅改造助成事業実施要項(H20.7.3
平成25年度	予算額	7,560千円			第675号高齢者支援総室長・障がい者支援総室長

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。(熊本市を除く)

<対 象>

65歳未満の重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯)

<事業内容>

- 1 基準額 900千円
- 2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度:平成21年度)

実施主体 市町村		負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額	1,441十円 `	根拠法令等) 地域生活支援事	業実施要綱	(H18.8.1障発第0801002号厚生労働
平成25年度予算額		社会・援護局障		

<目 的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成18年度)

実施主体 市町	寸	負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4
平成26年度予算符	25, 289千円	(根拠法令等) 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発
平成25年度予算符	48,867千円	第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

<目 的>

重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

次に掲げる要件を満たす市町村(中核市を除く)に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(重度 障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあっては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。)

障がい者福祉施設整備費

実施主体	社会福祉	止法人等		負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 社会福祉法人等 1 / 4
平成26年度	予算額	211,911千円	(10 10 =	法令等) 福祉施設等施詞	設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働
平成25年度	予算額	214, 942千円	省発社	援第1005003号	·厚生労働事務次官通知)

<事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業

実施主体	社会福祉	止法人等		負担割合	基金1/2 県1/4 社会福祉法人等1/4
平成26年度	予算額	180,703千円		法令等)	
□ 元 0.5 年 唐 子 管 頻		. ,,,		話祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱 発社援第0701第12号厚生労働事務次官通知)	

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:昭和24年度)

(事業開始年度:平成17年度)

<事業内容>

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する障がい者福祉施設の安全を確保するため、障がい者福祉施設の耐震化及びスプリンクラー整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

障害児施設給付費等支給事業

実施主体 県、市町	丁村	負担割合	入所支援 通所支援 相談支援	国1/2	県1/4	市町村 1 / 4 市町村 1 / 4
平成26年度予算額	1, 159, 675千円	(根拠法令等) 児童福祉法第21条 の5の28、第21条の6				
平成25年度予算額	856. 422 子田 1	25、第24条の26、第 本県児童福祉法施行		第50条第7 ⁻	号及び第509	条第7号の2、熊

<目 的>

福祉型障害児入所施設等の指定障害児入所施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。 また、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい児の福祉の 増進を図る。

<対 象>

障がい児

<事業内容>

指定障害児入所施設等から障害児入所支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児入所給付費、高額障害児 入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を障害児入所施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

障害児通所給付費負担金の支給に要する費用の一部を負担する。

希望の里敷地等維持管理事業単

実施主体		托先: (福) 熊本	県手を	つなぐ育	負担割合	県10/10
	成会)					
平成26年度予算額 1,305千円		(根拠法	令等)			
平成25年度	予算額	1, 30	5千円			

<目 的>

宇城市に「希望の里」として整備した、総合的な福祉施設ゾーンの維持管理を行う。

<事業内容>

希望の里敷地除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

精神障がい者支援教室等開催事業

実施主体	(21)	€先:(一社)熊本県精 会連合会)	神障害	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	182千円		法令等)	Mr. F. O. Mr. O. T.
平成25年度	予算額	182千円	障害者総合支援法第78条第2項		

(事業開始年度:昭和50年度)

(事業開始年度:昭和39年度)

(事業開始年度:昭和61年度)

<目 的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

<対 象>

精神障がい者の家族

<事業内容>

患者を抱え、知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩みとどまっている家族に対して、精神障がい(医療) についての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を身に付けさせる講習会を開催するとともに相談事業 を行う。

また、精神障がい者家族リーダーに対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を 身に付けてもらうための研修を行う。

(平成25年度実績)

家族教室・相談事業 県内2ヵ所実施 家族リーダー等研修 県内1ヵ所実施

特別児童扶養手当支給事業

実施主体	県			負担割合	国10/10	
平成26年度	于算額	7,434千円	(根拠法令等)			
平成25年度	于算額	6,867千円	特別	児童扶養手当	当等の支給に関する法律	

<目 的>

精神又は身体に障がいを有する児童を、在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

<対 象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者。

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

<支給額> (H26.4.1~)

1級 1人につき 月額 49,900円 2級 1人につき 月額 33,230円

(H26.3.31現在、単位:人)

受給者数		支給停				
又和有奴		知的障がい	身体障がい	その他	計	止者数
3, 460	1級	898	554	36	1, 488	94
3, 400	2級	1, 514	332	355	2, 201	94

特別障害者手当等給付事業

実施主体 県・市			負担割合	国3/4 県・市1/4	
平成26年度予算額	152,525千円	(根拠	法令等)		
平成25年度予算額	153,333千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律			

1 特別障害者手当

<対 象>

20歳以上で、一定程度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者。ただし、施設に入所していたり、病院又は診療所に3月を超えて収容されたりした場合を除く。

<手 当 額>

月額 26,000円 (平成26年4月~)

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

2 障害児福祉手当

<対 象>

20歳未満で、一定程度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障がい児。ただし、施設に入所していたり、障がいを支給事由とする他の給付を受けるときを除く。

<手 当 額>

月額 14,140円 (平成26年4月~)

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

3 経過的福祉手当

<対 象>

改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者

<手 当 額>

月額 14,140円 (平成26年4月~)

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、手当の支給が停止される。

心身障害者扶養共済事業

実施主体	県、独立	行政法人福祉医療機構		負担割合	-
平成26年	度予算額	244,726千円	(根拠	法令等)	
平成25年	平成25年度予算額 241,795千円			県心身障害者	扶養共済制度条例

(事業開始年度:昭和46年度)

(事業開始年度:平成19年度)

<対 象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

<事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金(加入一口につき月20,000円)を支給する。

平成26年4月現在 年金受給者 493人

障がい者相談支援推進事業

実施主体 県		負担割合	事業1:県10/10 事業2:国1/2 県1/2		
平成26年度予算	2,219千円	(根拠法令等)	医中枢苗纲(IIIO O 1阵攻역NON1NN9只同于光确化		
平成25年度予算	4,676千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生 社会・援護局障害保健福祉部長通知)			

<目 的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組むとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

<事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施

障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)

実施主体	加推進	託先:熊本県障がい者 センター ((福) 熊本 畐祉団体連合会))		負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額 1,203千円 (根拠		(根拠	法令等)			
平成25年度予算額 1,270千円 障害		障害	者総合支援法	第78条第 2	2項	

(事業開始年度:平成10年度)

(事業開始年度:平成14年度)

<目 的>

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図ることを目的とする。平成19年度より、障害者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)を実施している。

<事業内容>

1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

- 2 相談専用番号 (096) 354-4110 (電話・FAX兼用)
- 3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会(熊本市中央区南千反畑町3-7) 月曜日〜金曜日(ただし、休日及び年末年始の休日を除く)13:00~17:00 なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

北部発達障がい者支援センター事業

実施主体	県(委割	託先:(福)三気の会)		負担割合	国1/2	県1/2			
平成26年度予算額 27,154千円			(根拠法令等)						
1 794= 1 52	1,700 1 2 1,910		発達障害者支援法第14条						
亚出05年在圣竺娟		99 940⊀.⊞	発達	を障害者支援さ	アンター運営	営事業実施要綱(H17.7.8障発07080			
平成25年度予算額	23,348千円	号厚生	「生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)						

<目 的>

自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)(以下「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

<対 象>

主に県北地域(有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等 <事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又は助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も随時行う。

南部発達障がい者支援センター事業

実施主体	県(委	託先:(福)清流会)		負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	26,675千円	(根拠法 発達障	(令等) (音者支援法)	第14条	
平成25年度	予算額	19,652千円				事業実施要綱(H17.7.8障発0708004 保健福祉部長通知)

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:平成17年度)

<目 的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児(者)や家族の思いを 尊重しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的 な相談支援機関がない県南地域に設置したことで、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な 指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制 の整備を推進することを目的とする。

<対 象>

主に県南地域(宇城、八代、芦北、球磨、天草圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報 提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又 は助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も随時行う。

発達障がい者支援体制整備事業

実施主体	県			負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	2,353千円		f支援法第3	
平成25年度	予算額	2, 229千円	生労働省社	会・援護局	備事業実施要綱(H17.7.8障発第0708003号厚障害保健福祉部長通知)援体制整備検討委員会設置要項(根拠法令等)

<目 的>

発達障がい児(者)やその家族の思いを尊重しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会を設置するとともに、広く県民を対象とした発達障が い者支援に係る普及啓発セミナー等を開催し、また、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペア レントメンター養成研修等事業を実施することで、発達障がい児(者)とその家族等を支援する。

<事業内容>

発達障がい者支援体制整備事業 (実施主体:県)

- 1 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会の設置
 - ・発達障がい者の実態把握に関すること
 - ・県支援計画の策定に関すること
 - ・今後の支援体制のあり方に関すること
- 2 発達障がいに係る普及及び啓発 (実施主体:県(共催:熊本市))
 - ・発達障がい者支援セミナーの開催
 - ・発達障がい研究会の開催
- 3 ペアレントメンター養成研修等事業 (実施主体:県(委託先:(福)三気の会))
 - ・発達障がいのある子どもの保護者に対する支援
- 4 普及啓発パンフレットの作成及び配布(実施主体:県(委託予定))
 - ・県民への発達障がいに関する正しい理解の普及啓発

新 発達障がい者支援医療体制整備事業

実施主体	県(委託先:国立大学法人熊本大学)		負担割合	国1/2	(事業費限度額	iあり)	県1/2	
平成26年度	予算額	16,377千円	(根拠法 発達障	令等)查害者支援法	第19条			
平成25年度	予算額	一千円				事業実施要綱 ・児童家庭局長		. 23雇児発第

<目 的>

本県では子どもの発達障がいを診療する医療機関が少ないことなどから受診までの待機期間が生じているため、 身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど医療体制を整備することで、発達障がい児 (者)やその疑いのある子ども等と家族を支援することを目的とする。

<事業内容>

- 1 医師派遣等による発達障がいに関する診療や診療の支援等を始めとする地域医療機関への専門的支援
- 2 医療関係者等に対する発達障がいに係る症例検討会等の開催
- 3 発達障がい研修プログラムの作成
- 4 先進医療機関等研修機関への医師派遣費用を助成

高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成26年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	5,398千円	(根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱
平成25年度予算額	5,398千円	(H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長通知)

<目 的>

高次脳機能障害者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

<対 象>

高次脳機能障害者とその家族、その他高次脳機能障害者に係わる関係者

<事業内容>

支援拠点施設(高次脳機能障害支援センター)に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害に関する相談を受け個別支援を行うとともに、関係者に対し適切な相談支援を行うための研修等を実施する。

障害程度区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度:平成17年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2					
		(根拠法令等)					
平成26年度予算額	1,061千円	障害者総合支援法第2条第2項第1号					
		障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱(H17.12.5障発第					
		1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)					
平成25年度予算額	1,118千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社					
		会・援護局障害保健福祉部長通知)					

<目 的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員及び医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

<対 象>

障害支援区分認定調查員、市町村審査会委員、主治医 等

<事業内容>

1 障害支援区分認定調查員研修

認定調査に従事する者が、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

2 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員が、障害支援区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

3 主治医研修

主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等を修得させる内容の研修

サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度:平成18年度)

実施主体 県			負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額	691千円	(根拠法令 障害者約	.4 /	78条第2項	、サービス管理責任者研修事業実
平成25年度予算額	691千円		18.8.30障発		

<事業内容>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労、児童の5分野で実施し、国の実施する指導者 研修を受講した者が講師となって実施する。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体	県			負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	3,507千円	(根拠法令 社会福祉士	·等) :法及び介護	福祉士法	
平成25年度	予算額	3,674千円				

<目 的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障がい者(児)に対して、 介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

指導者養成研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

新 強度行動障がい支援者養成研修事業

(事業開始年度:平成26年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	1,854千円	(根拠法令等) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社
平成25年度予算額	一千円	会・援護局障害保健福祉部長通知)

<目 的>

自傷や他害行為等危険を伴う行為を頻回に示す強度行動障がい児・者について学ぶ機会を確保し、強度行動障がいのある人に適切な支援が提供されるよう障害福祉サービスの事業所の職員を対象として研修会を実施する。 <事業内容>

- 1 厚労省が実施する指導者養成研修に県から派遣し、県が実施する研修会で講師となる者を養成する。
- 2 1で派遣した者を講師として研修会を実施する。

工賃向上計画支援事業

実施主体	県	県		負担割合	基本事業:国1/2 県1/2
					特別事業:国10/10
平成26年度	予算額	3,217千円	(根拠法令 熊本県工	・等) 【賃向上3か?	年計画
平成25年度	予算額	8,440千円	工賃向上		業実施要綱 (H24.4.11厚生労働省社会・援護局

<目 的>

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

<事業内容>

平成24~26年度を対象期間とする「熊本県工賃向上3か年計画」を策定し、次に取り組む。

1 基本事業

県計画の対象施設における経営改善や技術向上、人材育成等を支援する。

2 特別事業(平成24年度・25年度のみ実施) 複数の施設が共同して受発注できる共同受発注制度を推進する。

障がい者職場実習促進事業単

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	3,141千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	3,141千円	熊本県障がい者職場実習促進事業実施要項

<目 的>

一般就労を目指す障がい者にとって、農業法人等における職場実習は、様々な職種が体験できる等有効なものであるため、農業法人等の実習受入に係る環境整備に要する経費を補助することにより、実習受入の確保を促進する。 <対 象>

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校から職場実習を受け入れる民間企業等。

<事業内容>

実習生を受け入れる農業法人等における職場実習を容易にするために配慮した施設、設備等の整備に要する経費を助成する(1企業あたり500千円以内)。

精神障がい者社会適応訓練事業単

(事業	開始年度	:	昭和57年度)	

実施主体	県(委請	託先:協力事業所)		負担割合	県10/10
平成26年度	ま 予算額	123千円	(根拠	法令等)	
平成25年度	ま予算額	1,574千円	熊本	に県精神障がい	\者社会適応訓練事業実施要項

<事業内容>

通院患者の生活指導・作業訓練を協力事業所に委託し、社会適応力を養い精神障がい者の社会復帰を促進する。

・訓練委託料:@1,500円/日(月15日を限度)・委託期間:6ヵ月(3年を限度に更新可能)

・登録事業所: 253 ヵ所 (H25 委託事業所数:1ヵ所)

年 度 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 訓練者数 68 61 45 30 36 35 10 2 社会復帰者数 17 21 16 14 21 20 4 0 訓練延べ日数 5, 222 4, 797 4,325 2,547 2,061 1,944 484 93

難聴児補聴器購入費助成事業単

実施主体 市町村			負担割合	県1/3	市町村1/3	本人1/3
平成26年度予算額	1,305千円	(根拠法				
平成25年度予算額	1,279千円	熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項				

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:昭和47年度)

(事業開始年度:昭和62年度)

(事業開始年度:平成15年度)

<目 的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童(難聴児)に対して、補聴器の購入 費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確 保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

<対 象>

次の要件のすべてを満たす18歳未満の難聴児

- ①熊本県内に住所を有していること。
- ②両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

<事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

視覚障がい者生活訓練事業

実施主体	県(委託 協会)	先:(福)熊本県視覚障がい	者福祉	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	年度予算額 525千円 (柑			法令等)		
平成25年度予算額 467千円		障害	者総合支援法	第78条第 2	項	

<事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

・視覚障がい者家庭生活訓練 ・視覚障がい者社会生活教室 ・中途失明者緊急生活訓練

オストメイト社会適応訓練事業

実施主体	県(委託 体連合会	先:(福)熊本県身体障害者)	首福祉団	負担割合	国1/2 県	1/2
平成26年度	平成26年度予算額 228千円		(根拠	法令等)		
平成25年度	度予算額 228千円 階		障害	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

ストマ用装具の装着者に対し装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

実施主体	県(委託 会)	先:(一財)熊本県ろう者福祉	負担割合	国1/2 県1/2		
平成26年度	平成26年度予算額 1,630千円			(根拠法令等)		
平成25年度	予算額	3,353千円 障	害者総合支援法	法第78条第1項		

<事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

点字図書館運営委託

実施主体	県 (委託先 祉協会)	E:(福)熊本県視覚障が	い者福	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	23,066千円	(根拠法	去令等)		
平成25年度	予算額	24,019千円	身体障	章害者福祉法	第34条、熊	本県身体障害者福祉センター条例

<事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物の収集、製作、貸出し、その他視覚 障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

聴覚障害者情報提供センター運営委託

実施主体	県(委託 協会)	£先:(一財)熊本県ろう者	首福祉	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	[予算額	28,373千円	(根拠	法令等)		
平成25年度	E 予算額	26, 193千円	身体障	害者福祉法第	写34条、熊本	以果身体障害者福祉センター条例

<事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物の収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

点訳·朗読奉仕員養成事業

(事業開始年度:点訳 昭和46年度、朗読 昭和49年度)

(事業開始年度:昭和45年度)

(事業開始年度:平成3年度)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体	県(委請 者福祉協	任先:(福)熊本県視覚 協会)	障がい	負担割合	国1/2 県1	/ 2
平成26年度	平成26年度予算額 420千円		(根拠	法令等)		
平成25年度	于算額	一千円	障害	者総合支援法	法第78条第2項	

<事業内容>

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

手話通訳者養成事業

実施主体	県(委託 祉協会)	任先: (一財) 熊本県ろ	う者福	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	804千円	(根拠	法令等)	
平成25年度	予算額	1,238千円	障害	者総合支援法	爰法第78条第2項

<事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

手話通訳者養成ステップアップ研修事業

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

手話通訳設置事業

実施主体	県(委記 祉協会)	£先: (一財) 熊本県ろう	う 者福	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	平成26年度予算額 2,027千円		(根拠	法令等)		
平成25年度	E 予算額	2,027千円	障害	者総合支援法	:第78条第 2	項

(事業開始年度:昭和55年度)

(事業開始年度:平成元年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:昭和47年度)

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

要約筆記者養成事業

実施主体	県(委託 祉協会)	先: (一財) 熊本県ろ	う者福	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	504千円	(根拠	法令等)		
平成25年度	予算額	510千円	障害	者総合支援法	5第78条第:	2項

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

要約筆記者ステップアップ研修事業

実施主体	県 (委託 祉協会)	先:(一財)熊本県ろ	う者福	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	479千円	(根拠	法令等)	
平成25年度	予算額	479千円	障害	者総合支援法	法第78条第2項

<事業内容>

要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業

実施主体	県 (委託 祉協会)	先: (福) 熊本県視覚障	がい者福	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	232千円	(根拠)	去令等)	
平成25年度	予算額	232千円	障害	者総合支援法第	去第78条第 2 項

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

実施主体	県(委託 祉団体選	£先:(福)熊本県身体區 連合会)	章害者福	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	200千円	(根拠法	告令等)		
平成25年度予算額 200千円 障			障害者	育総合支援法第	978条第1項	、第2項

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行い、また、発声訓練に携わる指導者を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成事業

実施主体	県(委計協会)	先: (一財) 熊本県ろ	う者福祉	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	[予算額	300千円	(根拠法	云令等)		
平成25年度予算額 223千円			障害者	f 総合支援法第	978条第2項	

(事業開始年度:平成9年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成2年度)

(事業開始年度:平成3年度)

(事業開始年度:平成8年度)

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

実施主体	県(委託協会)	先: (一財) 熊本県ろう	者福祉	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	予算額	74千円	(根拠)	去令等)	
平成25年度	予算額	74千円	障害	者総合支援法第	法第78条第 2項

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

実施主体	県(委託協会)	先: (一財) 熊本県ろ	者福祉	負担割合	国1/2 県	1/2
平成26年度	予算額	500千円	(根拠法	云令等)		
平成25年度	予算額	500千円	障害者	f総合支援法第	978条第2項	

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るため、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

点字による情報ネットワーク事業

実施主体	県(委託 祉協会)	先:(福)熊本県視覚障	がい者福	負担割合	国1/2 県	1/2
平成26年度	予算額	876千円	(根拠法	5令等)		
平成25年度	予算額	876千円	障害者	首総合支援法第	978条第2項	

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がい者の閲覧に供する。

聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業単

実施主体	県 (委請 協会)	£先・(一財) 熊本県ろう	者福祉	負担割合	県10/10
平成26年度	予算額	411千円	(根拠法		
平成25年度	予算額	411千円		1年度障害者を (等)実施要項	t会参加総合推進事業(盲ろう者通訳・介助員 〔

<目 的>

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、聴覚障がい者によるFAXと健聴者による電話の中継サービスを行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

<事業内容>

- ①手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供 ②情報誌の発行 ③FAXによるポーリングサービス
- ④巡回相談 ⑤巡回情報講座 ⑥移動ビデオライブラリー ⑦移動映画会 ⑧通信リレーサービス

コミュニケーション推進事業

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体	県 (委託 協会)	モ先・(一財)熊本県ろう	5 者福祉	負担割合	事業①:県10/10 事業②、③:国1/2 県1/2
平成26年度	 子算額	687千円		去令等) 皆総合支援法第	第78条第1項
平成25年度		622千円	熊本県 施要項	県コミュニケー	ーション推進事業(手話通訳者等派遣事業)実

<事業内容>

①企業向け派遣 ②専門性の高い意思疎通支援者の派遣 ③広域派遣

コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	県(委請協会)	£先・(一財) 熊本県ろう	者福祉	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	[予算額	64千円	(根拠)	去令等)		
平成25年度	于学算額	43千円	障害者	皆総合支援法 第	第78条第2項	1

<事業内容>

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

くまもとハートウィーク開催事業

(事業開始年度:平成8年度)

実施主体 県			負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度予算額	4,012千円	(根拠	法令等)	
平成25年度予算額	4,012千円	障害	者総合支援法	去第78条第2項

<事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

精神保健福祉大会事業

(事業開始年度:昭和36年度)

実施主体		本県精神保健福祉協会、 病院共同組合	熊本県	負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度	E 予算額	60千円		法令等) 保健及び精神	P障害者福祉に関する法律第46条
平成25年度	E 予算額	60千円			·第78条第 2 項

<事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

<事業実績>

平成25年度 開催場所 八代市 参加者数:412人

精神障がい者作品展開催事業

実施主体	県(委請 福祉協会	氏先:(公社)熊本県精 ὰ)	神保健	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	177千円	(10 10 -	法令等)		
平成25年度予算額 182千円		障害	障害者総合支援法第78条第2項			

(事業開始年度:平成8年度)

(事業開始年度:平成9年度)

(事業開始年度:平成2年度)

(事業開始年度:平成9年度)

_ <目 的>

精神障がい者が社会復帰のため日々訓練を行っているその成果品を展示し、障がい者の創作意欲を助長するとともに健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神障がい者の作成した作品(木工、手芸、紙工芸、陶芸品等)を展示する。出展は、県内精神科病院、社会復帰施設等。

地域精神保健福祉普及啓発事業

実施主体 県			負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算	額 634千円	(根拠	法令等)		
平成25年度予算	額 731千円	障害	者総合支援法	法第78条第 2	項

<目 的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に 普及啓発活動を実施する。

<対 象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

<事業内容>

- ① 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- ② 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- ③ 講演会、講習会、学習会等の開催

障がい者社会参加推進センター設置事業

実施主体	(21)	モ先:(福)熊本県身体 本連合会)	障害者	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	E 予算額	4,331千円	(根拠	法令等)		
平成25年度	E 予算額	4,341千円	障害者総合支援法第78条第2項			

<事業内容>

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業 (障がい者110番事業) の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修 等

地域精神障がい者レクリエーション教室事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	566千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	566壬円	障害者総合支援法第78条第2項

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション 教室を開催する。

<対 象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- ・皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- ・音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

くまもと障がい者スポーツ大会開催事業

(事業開始年度:昭和39年度)

実施主体	県・熊 ^ス 福祉事業	本市(委託先:(社福) 魚 美団)	熊本県社会	負担割合	国1/2	県・熊本市1/2
平成26年度	E 予算額	5,627千円	(根拠法令	等)		
平成25年度	E 予算額	6,216千円	障害者約	総合支援法第78	8条第2項	

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

競技種目 陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ペタンク

地域精神障がい者スポレク大会事業

(事業開始年度:平成6年度)

実施主体	県 (委 業団)	託先:(社福) 熊本県社	社会福祉事	負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度	予算額	2,464千円	(根拠法令	等)		
平成25年度予算額 2,464千円 障害		障害者絲	総合支援法第7	8条第2項		

<目 的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対 象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パークドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム(約1,500人)対抗により、つなひきやリレー等の競技、交流レクリエーション等を行う。

障がい者団体育成事業単

(事業開始年度:平成5年度)

実施 主体	熊本県	:障害者スポーツ・文化†	 â会	負担割合	県10/10
平成26年度予	算額	3,485千円 (根拠法名		冷等)	
平成25年度予	4算額	4,311千円	熊本県陸	章害者福祉団	体の事業等補助金交付取扱要領

<事業内容> 障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

【自主事業】

①火の国杯開催事業 ②スポーツ・文化教室 ③スポーツ指導員養成事業 ④会報発行 等

全国障害者スポーツ大会派遣事業単

実施主体	県 (委 業団)	託先:(社福) 熊本県社	上会福祉事	負担割合	県10/10
平成26年度	予算額	11,013千円	(根拠法令	• /	
平成25年度	予算額	11,683千円		§者スポーツナ 青少年局長知	て会について(H26.4.1文科ス2号文部科学省 1)

(事業開始年度:平成13年度)

(事業開始年度:昭和57年度)

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:平成24年度)

<事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ 大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目:陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

身体障がい者補助犬給付事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2			
平成26年度予算額	1,500千円	(根拠法令等)			
平成25年度予算額	1,500千円	障害者総合支援法第78条第2項			

<事業内容>

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の 育成に要する費用を助成する。

障害者条例推進事業単

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	12,043千円	(根拠法令等)
平成25年度予算額	12,349千円	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

<目 的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいを理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指す。

<事業内容>

- ①相談体制の整備及び運用
- ②「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営
- ③条例の普及・啓発

障害者虐待防止対策支援事業

実施主体 県			負担割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額	1,943千円	(根拠法令等)			
平成25年度予算額	2,049千円	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法			

<目 的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

<事業内容>

1 連携協力体制整備事業

障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援ならびに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化するため、連携会議を開催する。

2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業

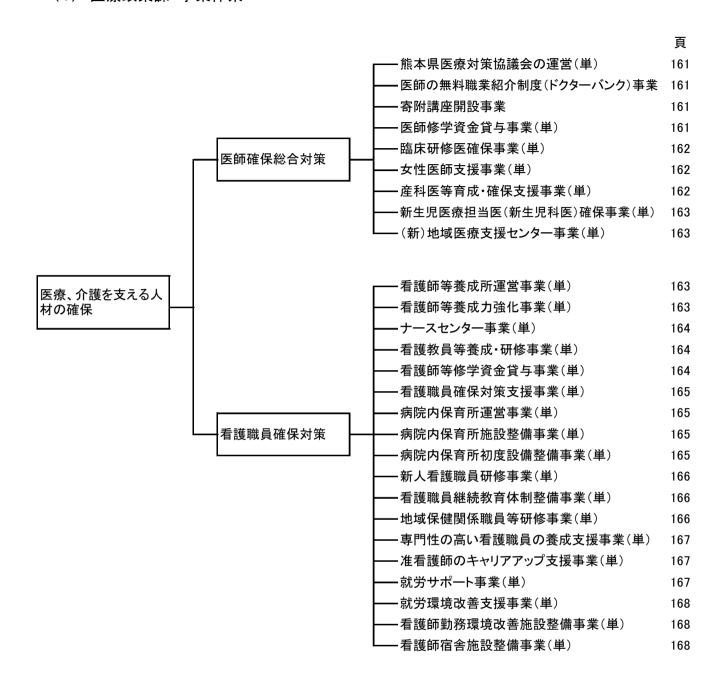
障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止にかかる研修を実施する。

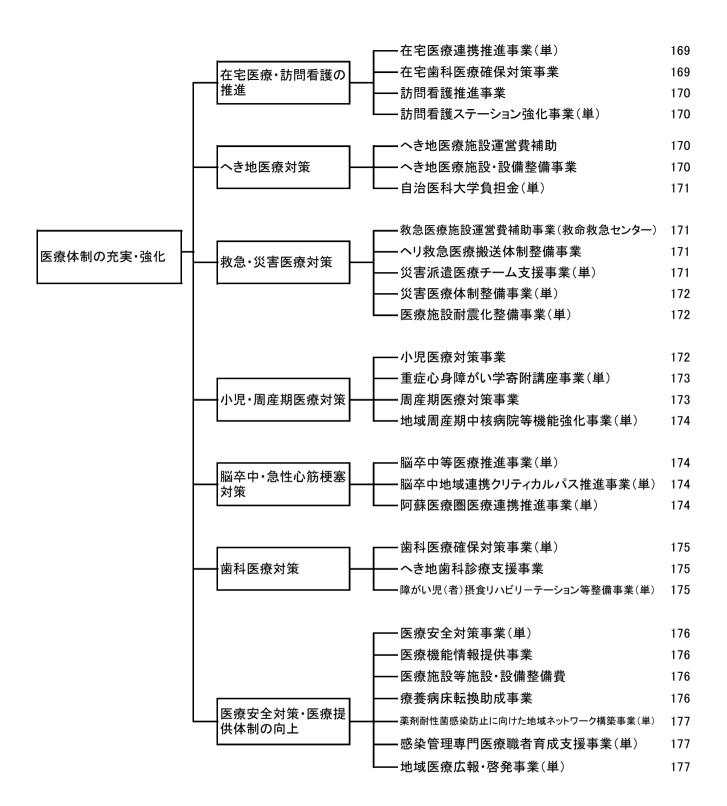
3 普及啓発事業

障害者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。

5 健康局

(1) 医療政策課 事業体系





熊本県医療対策協議会の運営単

実施主体 県		負担割合 基金10/10 (地域医療再生基金)
平成26年度予算額	3,030千円	(根拠法令等) 医療法第30条の12、熊本県地域医療再生計画
平成25年度予算額 7,241千円		

(事業開始年度:平成19年度)

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成21年度)

<目 的>

総合的な医師確保対策の推進について協議、検討を実施するため、大学、医師会、公的医療機関、行政等を構成員とする熊本県医療対策協議会を開催する。

<事業内容>

医療対策協議会を開催し、地域における医療機関の連携体制、医師の効果的な確保・配置対策の推進等の協議を 行う。

医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2
平成26年度予算額	1,354千円	(根拠法令等) 医療法第30条の12 へき地保健医療対策実施要綱
平成25年度予算額	1,499千円	(H13.5.16医政発第529号厚生労働省医政局長通知) 医療施設運営費等補助金交付要綱

< 目 的 >

地域医療への従事を希望する医師と地域の医療機関のマッチングの促進を図る。

<事業内容>

医師及び医師を募集する医療機関を登録し、医師への職業斡旋を行う。

寄附講座開設事業

実 施 主 体	熊本大学	ź		負担割合	基金1/2 県1/4 市町村1/4 (地域医療システム学寄附講座) 基金10/10 (地域専門医療推進学寄附講座) (地域医療再生基金)
平成26年度-	予算額	180,000千円	180,000千円 (根拠 医療		2、熊本県地域医療再生計画
平成25年度	予算額	180,000千円			

<目 的>

地域の医療の課題研究、及び地域医療の専門医不足の解消を図る。

<事業内容>

熊本大学医学部附属病院に開設した地域医療システム学寄附講座と連携して課題解決を進めていくとともに、同 講座で地域からの要望の強い総合医の養成を支援する。

専門医派遣を目的とした地域専門医療推進学寄附講座を開設し、地域への医師派遣を促進する。

医師修学資金貸与事業単

実施主体県		負担割合	県(一般枠)(医療介護基金) 枠)(地域医療再生基金)	基金(地域
平成26年度予算額	65,996千円	(根拠法令等) 医療法第30条の1	2、熊本県地域医療再生計画	
平成25年度予算額	57, 381千円	熊本県医師修学資		

地域医療を担う医師を養成する。

< 対 象>

熊本大学医学部生(地域枠:推薦入試(地域枠)、一般枠:左以外)

<事業内容>

知事が指定する病院等で一定以上の期間従事することを返還免除の要件とする修学資金を貸与する。

- ① 第1号被貸与者(入学後(編入学、転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者):貸与期間の1.5倍の期間
- ② 第2号被貸与者(編入学・転入学後に被貸与者となった者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者):貸与期間に3年を加えた期間

臨床研修医確保事業

(事業開始年度:平成19年度)

実施主体	事業 1 事業 2		全)	負担割合	基金1/2基金1/2	(地域医療再生基金) (医療介護基金)
平成26年度	予算額	13,398千円	(10 00	処法令等) 療法第30条の1	2 、熊本県均	也域医療再生計画、臨床研修費等補
平成25年度	予算額	10,522千円	助金	交付要綱		

<目 的>

県内における臨床研修医の確保を図る。

< 事業内容 >

- 1 臨床研修病院合同説明会への参加や広報誌等の作成により、県内外の医学部生等へ情報発信をし、臨床研修医 の確保を図る。
- 2 臨床研修医の指導を行う指導医を養成して、臨床研修の充実を図る。

女性医師支援事業単

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体	会、熊木	:県(委託先:熊本市日本大学医学部附属病院) :医療機関	医師	負担割合	事業1:基金1/2 (医療介護基金) 基金1/2 (地域医療再生基金) 事業2:基金1/2 (医療介護基金) 事業 者1/2
平成26年度	予算額	5,952千円	(根拠法令等) 医療法第30条の12 事業費補助金交付要		2、熊本県地域医療再生計画、医療提供体制推進
平成25年度	予算額	24, 187千円			

<目的>

女性医師の離職防止及び復職支援を図る。

<事業内容>

1 女性医師キャリア支援センター事業

女性医師キャリア支援センターを委託して設置し、結婚・出産等を契機として課題を抱えがちな女性医師に対して、相談対応や情報提供等の復職・就業継続支援を行う。また、地域医療支援センターにて研修を実施し、女性医師のキャリア形成支援を行う。

- 2 女性医師等就労支援事業
 - ①出産・育児等により離職した女性医師等への復職研修を実施する医療機関に対して助成する。
 - ②女性医師等の就労環境改善事業を実施する医療機関に対して助成する。

産科医等育成・確保支援事業単

(事業開始年度:平成21年度)

実施主体 医療機関	Ę	負担割合 基金1/3 (医療介護基金) 事業者2/3
平成26年度予算額	40,991千円	(根拠法令等) 医療法第30条の12、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
平成25年度予算額	40,731千円	

産科医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して助成する。

新生児医療担当医(新生児科医)確保事業

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成26年度)

(事業開始年度:昭和45年度)

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体 医療機関	月	負担割合	基金1/3	(医療介護基金)	事業者 2 / 3
平成26年度予算額	2,133千円	 型法令等) 療法第30条の1	2、医療提供	体制推進事業費補	助金交付要綱
平成25年度予算額	2,133千円				,,

< 目 的 >

NICU担当医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

新生児担当医手当等を支給するNICU医療機関に対して助成する。

新 地域医療支援センター事業 単

実施主体	県(委託先:熊本大学医学部附属 病院)			負担割合	基金1/2 基金1/2	(医療介護基金) (地域医療再生基金)
平成26年度	予算額	40,000千円	(124)	処法令等) 療法第30条の1	2	
平成25年度予算額 3,000千円		,,,,	本県地域医療科 な県地域医療		要綱	

<目 的>

県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行う。

<事業内容>

地域で医師を育てる仕組みや地域と熊本市内の医療機関を医師が循環して勤務できるシステムづくりを行う。

看護師等養成所運営事業単

実施主体	看護師等			負担割合	基金10/10 (医療介護基金)
平成26年度	E 予算額	185,784千円	(10 00	処法令等) 本県看護師等剤	後成所運営事業費補助金交付要領
平成25年度	于算額	195, 564千円			

<目 的>

看護師等養成所における教育内容の充実を図る。

<対 象>

看護師等養成所運営事業を行う学校法人、一般社団法人等

<事業内容>

看護師等養成所に対して人件費・教材費等の経費等を助成する。

看護師等養成力強化事業単

実施主体	看護師等	 等養成所			負担割合	基金10/10 (地域医療再生基金)
平成26年度	予算額	10, 435	10.435十円 1		処法令等) 本県看護師等着	養成力強化事業費補助金交付要領
平成25年度	予算額	31, 407	7千円			

看護師等養成所の専任教員の資質の向上を図り、看護学生の看護実践能力の強化を図る。

<事業内容>

養成所の教員が専任教員等の資格取得のために6か月以上の長期研修を受講する場合の受講費及び代替職員雇用 に係る経費に対し助成する。

ナースセンター事業単

(事業開始年度:平成4年度)

実 施 主 体	県 (委託先:公益社団法人熊			負担割合	県10/10
	看護協会	<u>\(\)</u>			
平成26年度予算額 11,660千円			処法令等) 護師等の人材研	産保の促進に関する法律	
平成25年度	E 予算額	14,929千円			

<目 的>

医療機関等の看護職員の確保や在宅医療の推進等を図る。

<事業内容>

- 1 ナースバンク事業:就業希望者の登録、無料職業紹介、看護に関する普及啓発等
- 2 訪問看護支援事業:訪問看護相談

看護教員等養成・研修事業

(事業開始年度:事業1-平成12年度、事業2-平成6年度)

実施主体	* /.*	: 県 : 県(委託先:公益社 県看護協会)	:団法	負担割合	基金10/10 (医療介護基金)	
平成26年度	予算額	3,712千円	(124)	(根拠法令等) 看護師等養成所の運営に関する指導要領		
平成25年度	予算額	3,757千円		都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱等 (H6.10.31健政第783号厚生省健康政策局長通知)		

<目 的>

医療の高度化・専門化に対応し、教育内容の向上を図ることで、看護教員及び実習指導者等の質の向上を図る。 <事業内容>

- 1 看護教員継続研修事業
 - カリキュラム改正に対応した教育の実施や看護教員の成長段階別研修を実施する。
- 2 実習指導者養成講習会事業

看護学生の実習指導者を養成し、看護教育の充実を図るため、実習指導者が学生指導に必要な知識・技術を習得するための研修会を開催する。(年1回開催 期間:40日間、定員50人程度)

看護師等修学資金貸与事業単

(事業開始年度:昭和37年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	43,748千円	(根拠法令等) 熊本県看護師等修学資金貸与条例等
平成25年度予算額	43,748千円	

<目 的>

県内に就業する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保・定着を図る。

<対 象>

看護師等学校養成所に在学する者

<事業内容>

看護師等学校養成所に在学する者の修学を容易にし、県内定着を図るため、県内の看護師等の確保が困難な施設等に一定期間従事すれば返還が免除される修学資金を貸与する。

看護職員確保対策支援事業単

実施 主体	県(委託先:公益社団法人熊本		本県	負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
	看護協会	<u>\(\) \(\)</u>				
平成26年度予算額 18,803千円				処法令等) 蒦師等の人材研	雀保の促進に関す	る法律
平成25年度	予算額	18,803千円				

(事業開始年度:平成23年度)

(事業開始年度:昭和49年度)

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:平成25年度)

<目 的>

看護職員確保が困難な病院等から相談を受け、看護職員確保に係る課題を把握し環境改善に取組み、効果的な看護師確保対策を実施することで、県民への安心・安全な医療と看護を提供する。

<事業内容>

- 1 魅力ある病院づくり支援事業
- 2 看護職員確保対策推進会議、看護職員確保に係る相談窓口の設置・運営
- 3 潜在看護職員の再就業支援

病院内保育所運営事業単

実施主体 医療機関	胃等	負担割合	基金2/3	(医療介護基金)	事業者1/3			
平成26年度予算額	32,947千円	 根拠法令等) 熊本県病院内保育所運営事業費補助金交付要領						
平成25年度予算額	44,544千円							

<目 的>

医療従事者の離職防止及び再就業を促進する。

<事業内容>

病院内保育施設の運営に必要な経費の一部に対して助成する。(保育料、保育児童数、保育時間及び保育士数等 が所定の要件を満たす場合、保育士等の人件費相当分の運営費に対して助成する。)

病院内保育所施設整備事業運

実施主体 医療機	関等		負担割合	基金1/3	(医療介護基金)	事業者2/3
平成26年度予算額	早領 9,298十円 ```		(根拠法令等) 熊本県病院内保育所施設整備事業費補助金交付要領			
平成25年度予算額	14,830千円	71.	(5) (5) (7) (1) (1)		. MI 7 / X III / J 112 /	

<目 的>

病院内保育所の施設整備を支援することにより、子どもを持つ看護職員の離職防止及び再就職支援の促進を図る。

<対 象>

医療機関等

<事業内容>

病院内保育所の新築及び定員増に伴う増改築に必要な経費の一部に対し助成する。

病院内保育所初度設備整備事業単

実施主体	医療機	契 等		負担割合	基金1/3	(医療介護基金)	事業者 2 / 3		
平成26年度	予算額	1,998千円	1,998十円 ``"		(根拠法令等) 能太児病院内保育所知度恐備整備事業费補助会存付更領				
平成25年度	予算額	2,182千円	熊本県病院内保育所初度設備整備事業費補助金交付要領						

<目 的>

新設する病院内保育所の初度設備整備を支援することにより、子どもを持つ看護職員の離職防止及び再就職支

援の促進を図る。

<対 象>

医療機関等

<事業内容>

新設する病院内保育所の初度設備整備(備品購入を含む)に必要な経費の一部に対し助成する。

41,194千円

新人看護職員研修事業単

実施主体	医療機関果 (委員	託先:公益社団法人熊	本県	負担割合	基金1/2 (新人看護職員 基金10/1 者等研修事業	0 (医療介護基金)	事業者1/2 (研修責任
平成26年度	予算額	32,907千円	(1242)	见法令等) 建師助産師看詞	護師法、看護 師	「等の人材確保の促i	進に関する法律
亚战95年度	子 筲 頻	/1 10/千田	看護	護職員確保対策	6事業等実施要	長綱	

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成6年度)

<目

平成25年度予算額

新人看護職員の早期離職防止、医療安全の確保のため、新人看護職員が1年間のOJTを計画的に受けられるよ うに、医療機関等の新人看護職員研修体制整備を支援するとともに、研修責任者等研修を実施する。

<事業内容>

- 1 新人看護職員研修事業:病院等の新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施するこ とで看護の質の向上と早期離職防止を図る。 (医療機関実施)
- 2 研修責任者等研修事業:研修責任者等がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力 を習得し、適切な研修実施体制を確保する。 (県実施)

看護職員継続教育体制整備事業単

実施主体 県(委託	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	負担割合 基金10/10 (地域医療再生基金)
平成26年度予算額	12,700千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法、看護師等の人材確保の促進に関する法律
平成25年度予算額	20,623千円	

<目

看護職員の資質の向上、確保を促進するために、県内の看護職員がどこにいても必要な研修を受けられるよう、 継続教育の拠点を整備するとともに、研修等を実施する。また、地域の看護管理を担う保健師の教育体制を強化す る。

<事業内容>

- 1 10 圏域における教育プログラムの検討・実施
- 2 教育体制の拠点整備
- 3 研修情報の一元化
- 4 新人保健師へのアドバイサー派遣

地域保健関係職員等研修事業単

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	900千円		処法令等) 或保健法	
平成25年度予算額	1,050千円	地均	域保健対策の推	生進に関する基本的な指針

<目

地域の実情に応じた保健活動が行えるよう新任保健師に対する現任教育を行うなど、これからの地域保健を担う 人材の育成及び資質の向上を図る。

<事業内容>

- 1 保健師現任教育
- 2 保健師派遣研修事業
- 3 保健師学生等実習指導

専門性の高い看護職員の養成支援事業単

(事業開始年度:平成23年度)

実施主体	医療機関		負担割合	基金1/2 (地域医療再生基金) 事業者1/2	
平成26年度	予算額	24,010 🗂	根拠法令等) 異嫌師助産師季		
平成25年度	予算額	34,130千円	不使即切座即有	生即有護即伝、有護即寺の八竹帷床の促進に関する伝	

<目 的>

看護体制の拡充と看護の質の向上を図るため、医療機関等において特定の分野で熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師の育成を推進する。

<対 象>

医療機関

<事業内容>

医療機関に勤務する看護師が、認定看護師の資格を取得するために要した費用の一部を助成する。 また、認定看護師の資格取得に必要な期間の代替職員の人件費を助成する。

准看護師のキャリアアップ支援事業単

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	施主体 医療機関等			負担割合	県1/2	事業者1/2		
平成26年度	予算額	12,200千円	[2,200十円] 、"		(根拠法令等) 看護師等の人材確保の促進に関する法律			
平成25年度	予算額	18,305千円			LI PENCY			

<目 的>

准看護師のキャリアアップを促進し、質の高い看護職員の確保を図る。

<対 象>

医療機関等

<事業内容>

看護師2年課程に修学中の准看護師に対し、勤務先の医療機関等が奨学金を支給する場合にその一部を助成する。

就労サポート事業(単)

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体 県		負担割合 基金10/10 (医療介護基金)
平成26年度予算額	1,498千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法
平成25年度予算額	11,498千円	看護師等の人材確保の促進に関する法律

/日 的\

看護学生の県内就業・定着の促進を図る。

<対 象>

看護師等学校・養成所、医療機関、訪問看護ステーション等

<事業内容>

・看護師等学校・養成所、医療機関、訪問看護等の情報交換及び交流会の開催

就労環境改善支援事業単

実施主体	医療機関			負担割合	基金 (医療介護基金) 1/2 事業者1/
					2
平成26年度	予算額	3,435千円		拠法令等) 本県就労環	境改善支援事業費補助金交付要領
平成25年度	予算額	5,725千円	765	(-1-2)N4/L/J 2/K;	7.50 I A A A A A A A A A A A A A A A A A A

<目 的>

厳しい勤務環境に置かれる看護職員が健康で安心して働き続けることが可能となるよう、短時間正社員制度をは じめとする多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進し、医療機関において看護職員の就労環境の改善を図 る。

<事業内容>

短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組む病院が、新たに雇用する短時間正社員経費や制度検討に係る経費(報償費、旅費、需用費等)に対し助成する。

看護師勤務環境改善施設整備事業(単)

(事業開始年度:平成14年度)

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	医療機	男		負担割合	基金 (医療介護基金) 1/3 事業者2/3
平成26年度	予算額	3,435千円		拠法令等) 本県看護師	勤務環境改善施設整備事業費補助金交付要領
平成25年度	予算額	5,725千円	,,,,		奶奶水光头自尼欧亚州 于 水

<目 的>

医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図る。

<対 象>

以下の補助条件を満たす病院。

- 1 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極 的に取り組んでいる病院
- 2 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

<事業内容>

ナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備に対し助成する。

看護師宿舎施設整備事業単

(事業開始年度:平成21年度)

実施主体	医療機	異	負担割合	基金 (医療介護基金) 1/3 事業者2/ 3
平成26年度予算額		3,435十円	(根拠法令等) 熊本県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要領	
平成25年度予算額		5,725千円		

<目 的>

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備を行うことにより、看護職員の定着促進を図る。 <事業内容>

病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は交付請負費に対し助成する。

在宅医療連携推進事業単

実施主体	県			負担割合	事業1・2:基金10/10 (医療介護基
					金)
					事業3:基金10/10(地域医療再生基
					金)
平成26年度了昇額 106,714十円 ` "		と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	R健医療計画		
平成25年度予算額 9,214千		9,214千円	, N		N N C (

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:平成22年度)

<目 的>

病気になっても安心して暮らせるよう、訪問診療や訪問看護などの在宅医療を県内全域で利用できる体制の整備を図る。

<事業内容>

1 在宅医療連携体制推進事業

在宅医療の現状課題の抽出、分析、その課題に対する対応策、多職種連携のあり方などについて検討するために在宅医療連携体制検討協議会を開催する。また、地域毎(保健所単位)の在宅医療連携体制検討地域会議を開催する。

2 在宅医療連携多職種研修事業

多職種が参加する研修などを通じて、医療と福祉の連携を体験しながら在宅医療関係者の連携意識の向上、顔の見える関係の構築、在宅医療の普及促進を図る。

3 在宅医療連携拠点事業

在宅医療を推進するために、医療、介護、行政等の多職種が組織の枠を超えて連携する体制を構築するため に在宅医療連携拠点を整備し、他職種参加による検討会議や研修会を開催、地域住民や在宅医療関係者への普 及啓発研修会等を開催する。

在宅歯科医療確保対策事業

実施主体		及び3:医療機関 :県(委託先:熊本県	:歯科	負担割合	事業1:国1/3、基金1/3、事業者1/3 事業2:国1/2、事業者1/2 事業3:基金10/10(医療介護基金)	
平成26年度	予算額	6,930千円	(1242)	処法令等) 	├画、熊本県歯科保健医療計画、熊本県地域医療	
平成25年度予算額 8,512千円			再生計画、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、医療施設等設備整備費補助金交付要綱			

<目 的>

在宅歯科診療機器の整備や人材育成等により、在宅歯科医療提供体制の充実を図る。

<事業内容>

1 在宅歯科診療設備整備事業

在宅歯科診療を行う歯科診療所の在宅歯科診療用機器の購入費に対して助成する。

2 在宅介護歯科口腔保健推進設備整備事業

在宅歯科医療を実施している歯科医療機関の介護者に対する指導や口腔ケアに必要な医療機器の購入費に対して助成する。

3 在宅歯科医療推進事業

在宅歯科医療の推進体制の整備を図るために、訪問歯科診療に携わる人材の育成、県民に対する周知啓発、及び在宅歯科医療に関する状況調査等を行う。

訪問看護推進事業

実 施 主 体	主 体 県 (委託先:公益社団法人熊		本県	負担割合	基金10/10(医療介護基金)	
	看護協会	<u>~</u>)				
平成26年度予算額 1,001千円				(根拠法令等) 看護職員確保対策事業等実施要綱		
平成25年度予算額 1,443千円						

(事業開始年度:平成16年度)

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:昭和32年度)

(事業開始年度:昭和54年度)

<目 的>

在宅療養を希望する療養者が在宅で安心して療養し、看取りまで支援できるよう訪問看護の推進を図る。

<事業内容>

訪問看護ステーション・医療機関看護師相互研修

新 訪問看護ステーション強化事業 単

実施主体	訪問看護ステーション			負担割合	基金1/2 (地域医療再生基金)	
					事業者 1 / 2 (看護師定着分)	
平成26年度	予算額	58,873千円		见法令等)	मा र्यं इन्द्रेश न्या मे	
亚比05年南文英塔 10.7004円				第6次熊本県保健医療計画 第3期高齢者かがやきプラン		

<目 的>

訪問看護提供体制を整備する。

<事業内容>

訪問看護師の常勤換算4人未満の小規模訪問看護ステーションに対し、運営体制の拡充及び提供体制の強化を行うため、人件費の一部及び研修費用の一部を助成する。

へき地医療施設運営費補助

実施主体	事業1: 事業2 き地診療	: へき地医療拠点病院、	へ負担割合	国1/2 県1/2 (へき地医療支援機構運営費) 国1/2 県1/2 (へき地医療拠点病院) 国2/3 (へき地診療所)		
■ 平成26年度予算額 39 753千円 30 7531円 30 7531円 30 7551円 30			(根拠法令等) へき地保健医療対策実施要綱			
平成25年度予算額 43,821千円			(H13.5.16医政発第529号厚生労働省医政局長通知) 医療施設運営費等補助金交付要綱			

<目 的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 「熊本県へき地医療支援機構」の運営により、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。
- 2 へき地医療拠点病院、へき地診療所の運営に対して助成する。

へき地医療施設・設備整備事業

実施主体	へき地I 所	医療拠点病院、へき地診	療 負担割合	国1/2 県1/2 (へき地医療拠点病院) 国1/2 (へき地診療所)
平成26年度	予算額	100 000 ₹ ⊞	根拠法令等) へき地保健医療を (U12 5 16 医 TAR	対策実施要綱 対策実施要綱 第529号厚生労働省医政局長通知)
平成25年度	予算額	55, 595 🖰	医療施設等施設	: 第529号厚生为侧有医政局长通知/ 整備補助金交付要綱 整備費補助金交付要綱

<目 的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

へき地医療拠点病院、へき地診療所の施設及び設備整備に対して助成する。

自治医科大学負担金単

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	131,200千円	(根拠法令等) 全国知事会におけ	ける負担額の承認
平成25年度予算額	129,800千円		

(事業開始年度:昭和47年度)

(事業開始年度:昭和52年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成21年度)

<目 的>

へき地医療を担う医師の養成を行い、県内のへき地等における医療の確保と向上を図る。

<事業内容>

へき地等の地域医療に従事する医師の養成を目的として、各都道府県が共同出資して設立した自治医科大学の 経費を負担する。

救急医療施設運営費補助事業(救命救急センター)

実施主体 救命救犯	急センター	負担割合 国1/3、県1/3、事業主体1/3
平成26年度予算額	80,000千円	(根拠法令等) 救急医療対策事業実施要綱
平成25年度予算額	80,000千円	(S52. 7. 6医発第692号厚生省医務局長通知)

<目 的>

県内の救急医療体制を確保するため、三次救急医療体制の充実、確保を図る。

<事業内容>

重篤な救急患者に対応するため、救命救急センター運営事業(三次救急)の運営経費を助成する。

ヘリ救急医療搬送体制整備事業

実施主体	救命救急センター			負担割合	国1/2、県1/2他 (地域医療再生基金)	
平成26年度	予算額	215,915千円	(根拠法令等) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に対			
平成25年度予算額 398,063千円			特別措置法 救急医療対策事業実施要綱			

<目 的>

治療開始までの時間短縮や、高次医療機関への迅速な搬送を行うため、防災消防ヘリとドクターヘリが互いの特性を生かした「熊本型」のヘリ救急搬送体制を推進する。

<事業内容>

ドクターへリ運航経費の助成等を行う。

災害派遣医療チーム支援事業(単)

実施主体 県、須	(害拠点病院等	負担割合	県 10/10
平成26年度予算額	2,762千円	(根拠法令等) 日本DMAT活	and man car
平成25年度予算額	2,778千円		T男女唄 『医療チーム(熊本DMAT)運営要綱

<目 的>

災害医療の専門的な訓練を受けた医療チーム(DMAT)を保有する医療機関と派遣に関する協定を締結し、 地域版DMATである熊本DMATを組織することにより、災害時の医療体制の充実を図り、もって被災者の救命 率の向上及び後遺症の軽減に資する。

<事業内容>

- 1 熊本DMATの運用計画等を協議する熊本DMAT運営会議の開催
- 2 災害医療活動時の不慮の事故に備え、DMAT隊員の傷害保険について、県が一括して加入
- 3 熊本DMATの隊員養成及び技能維持を目的とした研修の開催
- 4 国が主催する広域医療搬送訓練に参加するDMAT等の参加経費の助成

災害医療体制整備事業単

(事業開始年度:平成23年度)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成14年度)

実 施 主 体 災害拠点病院、県等			負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)		
平成26年度予算額 7,290千円			(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画(H25策定版)				
平成25年度予算額	114, 199千円						

<目 的>

災害拠点病院が主催して実施する訓練、研修や県と災害時の医療救護に関する協定を締結した団体に対する研修 の開催経費を助成することで県下全域の災害医療体制の整備を進める。

<事業内容>

- 1 災害拠点病院が地域で行う訓練、研修の開催経費に対する助成
- 2 災害医療に関する検討会の開催経費等
- 3 広域医療搬送拠点 (SCU) の設置運営訓練の実施
- 4 県と災害時の医療救護に関する協定を締結した団体が実施する研修の開催経費に対する助成

医療施設耐震化整備事業単

実施主体	災害拠 神含む		二次救急医療機関	(精	負担割合	基金10/10 例基金)	(医療施設耐震化臨時特
平成26年度予算額 1,161,208千円			(根拠法令等) 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領				
平成25年度予算額 327,085千円			熊	《本県医療施設	耐震化整備事業実施		

<目 的>

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

<事業内容>

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震化整備に要する経費に対して助成する。

小児医療対策事業

事業1:天草郡市医師会・熊本市 事業1:国1/2 県1/2 医師会 事業2:国1/3 事業2:日本赤十字社熊本県支部 実 施 主 体 負担割合 事業3:国1/2 県1/2 事業3:県(委託先:熊本県医師会) 事業4:県10/10 事業4:県 (根拠法令等) 平成26年度予算額 156,483千円 救急医療対策事業実施要綱 平成25年度予算額 214,762千円 (S52.7.6医発第692号厚生省医務局長通知)

<目 的>

小児 (救急) 医療の確保を図る。

<事業内容>

1 小児救急医療拠点病院運営事業

入院加療を要する重症の小児救急患者を広域で常時受け入れる病院である小児救急医療拠点病院の運営経費を助成する。

2 小児救命救急センター運営事業

診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターの運営経費を助成す

る。

3 小児救急電話相談事業 (#8000)

子どもを抱える保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、看護師等が、夜間における小児の急病等の電話相談に対応する。

受付時間 午後7時~午前0時

4 小児医療体制検討会議(単)

小児医療体制の検討を行うため、大学、県下の小児医療機関・消防等の関係者による検討会議を開催する。

重症心身障がい学寄附講座事業単

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	26,000千円	根拠法令等) 熊本県地域医療	再生計画	
平成25年度予算額	32, 140千円			

<目 的>

高度な医療的ケアが必要とする子どもの治療や療養環境整備を図る。

<事業内容>

1 重症心身障がい学寄附講座

熊本大学医学部附属病院に重症心身障がい学寄附講座を開設し、高度な医療ケアを必要とする子どもに対する診療、専門医の養成及び育成、子ども及び保護者が地域で適切な医療や療養を確保することを目的とした地域療養システム構築に関する研究を行う。

- 2 重症心身障がい児在宅医療支援事業
 - ・小児の在宅医療を担う小児訪問看護師の育成支援を行う。

周産期医療対策事業

(事業開始年度:平成13年度)

実施主体	分(国1/	総合周産期母子医療センター 3、県2/3)地域周産期母子医 一分(国1/3)		事業1、2、3:国1/3 県2/3 事業4: 国1/3 県1/3 (総合周産期分) 国1/3 (地域周産期分) 事業5:国1/3	
平成26年月	度予算額	47,689千円 居		事業等実施要綱(H21.3.30医政発第0330011号	
平成25年月	度予算額	47, 277千円	厚生労働省医政局長通知) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H21.5.13厚生労働事務次官通知)		

<目 的>

周産期医療を担う医療機関、学識経験者、消防(救急)機関、行政等を構成員とする熊本県周産期医療協議会に おいて、周産期医療体制の整備に必要な調査事項、周産期医療情報システム及び関係者の研修等、周産期医療体制 の確立に必要な事項について協議、検討を行う。

<事業内容>

- 1 周産期医療協議会の運営
- 2 周産期医療関係者の育成研修事業 総合周産期母子医療センター等において、地域医療機関等の医師、助産師、看護師等への周産期医療に必要 な専門的研修を行う。
- 3 周産期医療ホットライン事業

ドクター間のホットラインで迅速な搬送先を確保するため、周産期母子医療センター(4箇所)及び地域産科中核病院(1箇所)の産科・小児科に専用のPHSを配備

- 4 総合・地域周産期母子医療センター運営費補助
 - 総合周産期母子医療センター (1箇所)及び地域周産期母子医療センター (2箇所)の運営費に対する助成 地域周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者配置に対する人件費に対する助成
- 5 高度な医療支援が必要なNICU長期入院児等の在宅移行後のレスパイトケアを担う重症心身障がい児施設

地域周産期中核病院等機能強化事業運

実施主体	主体 総合周産期母子医療センター			負担割合	基金1	0/10	(地域医療再生基金)
平成26年	度予算額	7,500千円		処法令等) 本県地域医療再	手生計画	j (平成25年	- 度策定版)
平成25年	度予算額	137, 108千円	7	,			33.1.1 _ 1011

(事業開始年度:平成23年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成22年度)

<目 的>

周産期母子医療センターの診療体制の機能強化により、周産期医療体制の充実を図る。

<事業内容>

総合周産期母子医療センターに理学療法士等の療育の専門職配置に対する助成

脳卒中等医療推進事業単

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	34, 121千円	 と と と と 本 県 地 域 医	療再生計画	
平成25年度予算額	45,885千円			

<目 的>

脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制を確保する。

<事業内容>

- 1 脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制を推進するために、大学、県医師会、地域の急性期・回復期医療機関、消防、行政等による会議を開催し、地域医療体制の確保や関係者の資質向上等について検討する。
 - また、地域住民を対象とした、発症予防、再発予防に係る初期対応、重症化予防に係る啓発事業を実施する。
- 2 熊本大学医学部附属病院に脳卒中、急性冠症候群に関する寄附講座を開設し、脳卒中と急性心筋梗塞の医療 体制が厳しい阿蘇地域の医療体制確保に関する研究を行うとともに、阿蘇医療圏の医療機能強化を図る病院に 医師を派遣するなどの支援を行う。

脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業(単)

実 施 主 体	E 体 県 (委託先:熊本県医師会)			負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)	
平成26年度	予算額	3,900千円	3,900十円 1 、"		(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画		
平成25年度	予算額	72,310千円					

<目 的>

急性期から回復期・維持期の医療機関連携を推進するツールである地域連携クリティカルパスを作成、運用する。 <事業内容>

阿蘇医療圏を対象とした脳卒中地域連携クリティカルパスを作成・運用し、他圏域導入のモデルとする。 また、職種別、内容別に研修会を開催し、普及を図る。

阿蘇医療圏医療連携推進事業単

実施主体	県、市	町村、公立病院	(阿蘇医療圏)	負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度	于算額		6,750千円	 拠法令等) 本県地域医	療再生計画	
平成25年度	于算額		14,066千円			

<目 的>

「熊本県地域医療再生計画 (阿蘇編)」に基づき、阿蘇医療圏において、医療機関、医師会、行政、住民等の連携体制をつくるとともに、二次救急医療機能において、地域完結型の医療提供体制構築を目指す。

<事業内容>

- 1 病診連携推進事業
 - 「熊本県地域医療再生計画(阿蘇編)」の推進のため、地域関係者による連携会議等を開催する。
- 2 休日・夜間初期救急医療支援事業 地域の医療機関による休日・夜間等の初期救急医療への参画により、中核病院の支援を行うことを目指し、 研修会や実施に向けた検討等を行う。
- 3 地域住民普及啓発事業

地域住民が、阿蘇医療圏の地域医療の現状を理解し、貴重な医療資源を守る意識を醸成し、医療連携体制が安定的に持続出来る環境づくりを支援するために、住民フォーラムや救急医療に関する啓発事業を実施する。

(事業開始年度:昭和54年度)

(事業開始年度:平成21年度)

(事業開始年度:平成24年度)

歯科医療確保対策事業単

実施主体		: 熊本県歯科医師会: 八代歯科医師会		負担割合	県10/10		
平成26年度	予算額	1,928千円	(根拠法令等)				
平成25年度	予算額	1,928千円	熊本県保健医療計画、熊本県歯科保健医療計画				

<目 的>

障がい者に対する歯科医療提供体制、及び休日の救急歯科医療体制を確保する。

<事業内容>

- 1 障がい者歯科診療事業を行う熊本県歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。
- 2 休日歯科診療事業を行う八代歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。

へき地歯科診療支援事業

実施主体 県		負担割合 事業1:県1/2 国1/2 事業2:県10/10
平成26年度予算額	793千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画、熊本県歯科保健医療計画、熊本県へき地保
平成25年度予算額	793千円	健医療計画

<目 的>

へき地における歯科医療提供体制等の確保及び病診連携体制の構築を図る。

<事業内容>

- 1 へき地歯科医療等推進事業:へき地における歯科医療提供体制等の検討を行う。
- 2 歯科医療連携体制推進事業:歯科医療における病診連携体制等の検討を行う。

障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業(単)

実施主体 県(委託	県(委託先:熊本大学)		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	2,740千円	(根抄	処法令等)		
平成25年度予算額	33,458千円	熊ス			

<目 的>

障がい児(者)の摂食・嚥下機能の維持向上のための人材育成を行い、障がい児の療養環境の整備を図る。 <事業内容>

ソフト (人材育成) 事業:障がい児(者) の摂食・嚥下リハビリテーション等に携わる人材育成を委託して実施する。

医療安全対策事業単

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	2,496千円	(根拠法令等) 医療法第6条の11
平成25年度予算額	2,427千円	熊本県医療安全推進協議会設置要項

(事業開始年度:平成15年度)

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:昭和54年度)

(事業開始年度:平成20年度)

<目 的>

医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関における患者のサービスの向上を図る。

< 事業内容 >

熊本県医療安全支援センター及び各保健所医療安全支援センターの中に、医療安全相談窓口を設置し、医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への患者の苦情等の情報提供、連絡調整等を実施する体制を整備する。

医療機能情報提供事業

実 施 主 体	県(委	託先:熊本県医師会)		負担割合	国1/3	県2/3
平成26年度	予算額	21,920千円		見拠法令等) ∈療法第6条の	3	
平成25年度	予算額	46,353千円				

<目 的>

県民の病院等の適切な選択を支援するための情報を集約する。ならびに都道府県の枠を越えた、災害時に必要な 医療機関に関する情報ネットワークを構築する。

- 1 病院、診療所及び助産所(以下「病院等」という。)に対し、病院等の医療機能に関する一定の情報について県への報告を義務づけ、県が情報を集約してインターネット等で県民へ提供する。
- 2 災害時に必要な医療機関に関する情報(患者転送要請情報、受入患者数情報等)の収集・提供を行う。

医療施設等施設 · 設備整備費

実施主体	市町村、	病院開設者等		負担割合	国1/3 県1/3 事業者1/3 国1/2以内(施設整備)	
平成26年度	E 予 算 額	306,341千円		処法令等) 療提供体制推進	作進事業費補助金交付要綱	
平成25年度	E 予算額	516,979千円	医规	F提供体制施設整備交付金交付要綱		

<目 的>

本県における医療提供体制の充実・確保を図る。

<事業内容>

高度医療を担う医療機関等に対し、その機能や入院患者の療養環境の改善を図るために行う施設及び設備の整備費について助成する。

療養病床転換助成事業

実施主体 医療機	関	負担割合 国:県:保険者=10:5:12
平成26年度予算額	72,000千円	(根拠法令等) 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条
平成25年度予算額 72,000千円		病床転換助成事業実施要綱
		病床転換助成事業交付金交付要綱

<目 的>

医療の効率的な提供を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

<事業内容>

療養病床の転換を支援するため、医療機関が療養病床(医療保険適用)から介護保険施設等へ転換する場合に、 その整備費用を助成する。

薬剤耐性菌感染防止に向けた地域ネットワーク構築事業(単)

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体 県(委託	壬先:熊本大学)	負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	4,000千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療	 手生計画	
平成25年度予算額	12,000千円			

<目 的>

地域における薬剤耐性菌感染拡大の予防を図るため、感染管理専門の医療識者による地域ネットワークを構築する。

<事業内容>

熊本県感染管理ネットワークを設立するとともに、医療機関等の情報交換、医療従事者への教育支援、コンサルテーション事業を円滑に行うため、インターネットを利用した情報収集、情報発信システムを整備する。

感染管理専門医療職者育成支援事業単

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体 熊本大学		負担割合 基金10/10 (地域医療再生基金)
平成26年度予算額	7,900千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画
平成25年度予算額	9,300千円	

<目 的>

地域における薬剤耐性菌感染拡大の予防を図るため、感染管理専門の医療職者を養成する。

<事業内容>

感染管理認定看護師、感染制御認定薬剤師、感染制御認定臨床微生物検査技師等の資格取得を希望する医療職者に対し、資格取得のためにかかる費用の一部を助成する。

地域医療広報・啓発事業単

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体 県(勢	託先:民間事業者等)	負担割合 基金10/10 (地域医療再生基金)			
平成26年度予算额	23,086千円	(根拠法令等)			
平成25年度予算额	67,016千円	熊本県地域医療再生計画			

<目 的>

地域医療の現状及び適正受診等の周知を図る。

<事業内容>

各種広告媒体を活用して、地域医療の現状及び適正受診等についての広報・啓発を行う。

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

(2) 国保·高齢者医療課 事業体系

<u>頁</u> 国民健康保険助言指導等事業(単) 179 国民健康保険制度安定化対策事業 179 国民健康保険広域化等支援基金事業 179 医療保険の運営支援 -後期高齢者医療給付費負担金事業 180 -後期高齢者医療高額医療費負担金事業 180 -後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業 181 -後期高齢者医療財政安定化基金事業 181

国民健康保険助言指導等事業 単

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	22,712千円	(根	処法令等)	
平成25年度予算額	23,135千円	国	民健康保険法第	54条、第41条、第108条

(事業開始年度:昭和34年度)

(事業開始年度:昭和63年度)

(事業開始年度:平成14年度)

<目 的>

国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るため、保険者(45市町村・2国保組合)及び国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対して財政の健全化、医療費の適正化などについて、技術的助言等を行う。

<対 象>

保険者(市町村及び国保組合)及び熊本県国民健康保険団体連合会、保険医療機関等 <事業内容>

- 1 保険者等への助言指導
 - 保険者の国保事業の適正な運営、保険財政の健全化について、実地に赴き助言指導を行う。
- 2 医療給付専門医等の設置

医療給付の適正化を図るため、国民健康保険医療監査指導専門医(1名)及び医療給付専門指導員(2

名) を配置し、保険医療機関の指導、保険者に対するレセプト点検指導等を行う。

国民健康保険制度安定化対策事業

実施主体	県			負担割合	保険基盤安定 軽減分 支援分 高額医療費共同事業 県調整交付金	県3/4 国1/2 国1/4 県10/1	県1/4 市町村1/2
平成26年	度 予 算 額	19,708,086千円		処法令等) 記律事保险法等	5 70 冬の 0 <i>- 竺</i> 70 <i>/</i>	5 M 2	WH EII 笠 9.4 冬 笠 9.6
平成25年		18,883,096千円	条	工 使承休快伍东	3 14 米ツ 4、男 14 3	₹VJ 3、	附則第 24 条、第 26

<事業内容>

1 保険基盤安定負担金

(軽減分) 低所得世帯の保険料(税) について市町村が軽減を行った場合に、その軽減相当額等を補填するため県が負担することとされている負担金を交付する。

(支援分) 低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険料(税)を軽減するため県が負担することとされている負担金を交付する。

2 高額医療費共同事業負担金

高額な医療費の発生による市町村国保財政への急激な影響を緩和するため、熊本県国民健康保険団体連合会が 行う高額医療費共同事業(注)について、市町村拠出金に対し県が負担金を交付する。

- (注) あらかじめ市町村が同連合会に一定額を拠出。1件80万円を超える高額な医療給付が発生した場合に、 市町村は超過額の59%を交付対象として、その相当額を同連合会から交付を受ける。
- 3 県調整交付金

市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、県が交付金を交付する。

国民健康保険広域化等支援基金事業

実施主体県		負担割合	国1/2 県1/2	
平成26年度予算額	10, 220 🗔	根拠法令等)	× 75 4 0 0	
平成25年度予算額	15 000 T III	国民健康保険法第 75 条の 2 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例		

<目 的>

国民健康保険法に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化に資するため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金を設け、貸付等を行う。 <事業内容>

【貸付】

1 貸付内容

(1) 保険財政広域化支援貸付

広域化後の保険料賦課総額が広域化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込み額の範囲内で貸付

を行う。

(2) 保険財政自立支援貸付

医療費の増加や保険料収納率の低下等で保険財政の収支不均衡が見込まれる市町村に対し、財源不足見込額の1/2~3/4の範囲内で貸付を行う。

2 償還方法

貸付の翌々年度から5年で償還

3 貸付利息

無利子

【交付】

1 交付内容

合併等に伴い実施する電子計算機による情報処理システムの整備又は国民健康保険の広報啓発その他事業に対し交付する。

2 その他

交付金の財源は、基金の運用益をもって充てる。

【市町村支援経費への充用】

「熊本県市町村国民健康保険支援方針」に定める施策の実施に必要な経費について、貸付・交付事業に支障のない範囲で、当資金を充てる。

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成20年度)

後期高齢者医療給付費負担金事業

実施 主体	後期高幽	命者医療広域連合	負担割合	国3/12	県1/12	市町村 1 / 1 2
平成26年度	予算額	21, 130, 433千円	(根拠法令等	等)		
平成25年度	予算額	20,573,527千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96		条第1項	

<目 的>

後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う療養の給付等に要する費用について、国、県、市町村が一定割合を負担し、所要の医療給付の確保を図る。

<対 象>

- ・75歳以上の者
- ・65歳以上75歳未満で法律の規定に基づく障害認定を受けた者

<事業内容>

後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付等に要する費用について、国が3/12、県が1/12、市町村が1/12負担する。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
対 象 者 数 (人)	244, 250	249, 547	255, 304	259, 682	264, 443
医療費総額 (千円)	209, 512, 587	239, 202, 398	252, 403, 981	261, 507, 357	266, 548, 308
1人当たり年間 医療費(円)	857, 779	958, 548	988, 639	1, 007, 031	1, 009, 960

後期高齢者医療高額医療費負担金事業

実施主体 後期高齢者	首医療広域連合		負担割合	国1/4 県1/4	
平成26年度予算額	898,723千円		処法令等)		
平成25年度予算額	864, 594千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項			

<目 的>

高額な医療費が発生した場合に、国及び県がその一定割合を負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険料で賄うべき部分のうち1/4ずつを国・県が負担する。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業

実施主体 市町村			負担割合	県3/4	市町村1/4
平成26年度予算額	4,206,538千円	(根拠	见法令等)		
平成25年度予算額	4,006,416千円	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項			去律第99条第3項

<目的>

低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割 合減額し、負担を軽減する。

<事業内容>

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の総所得金額に応じて3段階(7割、5割、2割)で保険料の均等割額を軽減し、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額の5割を軽減する。 その軽減分を県が3/4、市町村が1/4負担する。

後期高齢者医療財政安定化基金事業

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成20年度)

実施主体 県		負担割合	国1/3 県1/3 広域連合1/3
平成26年度予算額	000,00.111	根拠法令等)	
平成25年度予算額	626,735千円	高齢者の医療の確保	呆に関する法律第116条

<目 的>

保険料の未納や医療の給付に要する費用が見込額以上に増加した場合等に、後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して交付・貸付を行う財政安定化基金を県に設置し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。 <事業内容>

1 交付事業

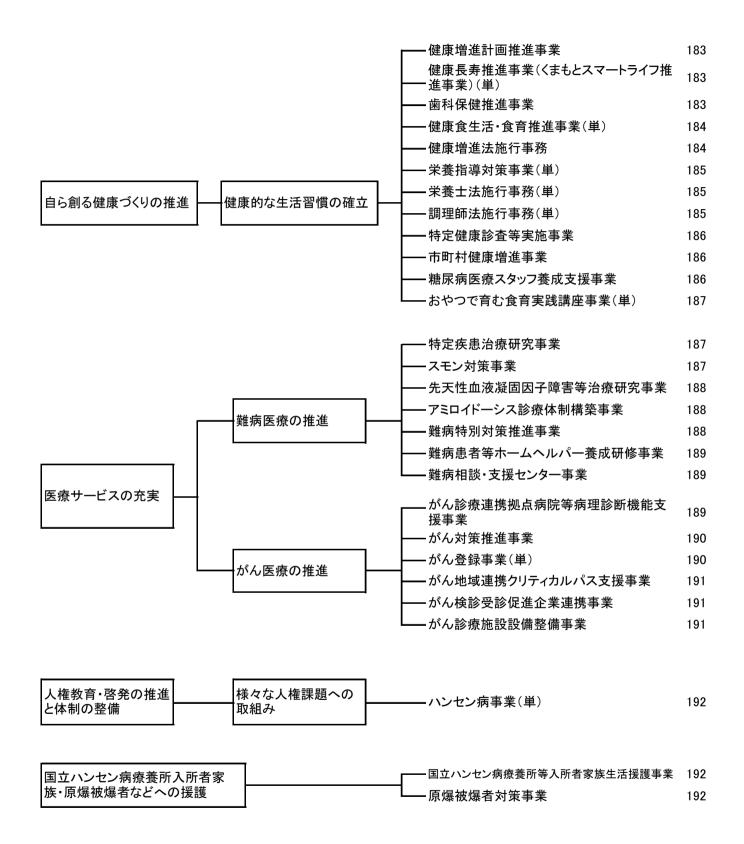
- (1) 予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間(2年間)の最終年度に、未納による不足額の 1/2を後期高齢者医療広域連合に交付する。
- (2) 2年ごとに行われる保険料率改定に伴う保険料率の増加を抑制する費用の一部に充てるため後期高齢者医療広域連合に交付する。

2 貸付事業

保険料の未納又は医療の給付に要する費用の見込額以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財源不足に対し、毎年度、不足分の1.1倍を限度に、後期高齢者医療広域連合に無利子で貸付を行う。

(3) 健康づくり推進課 事業体系

頁



健康增進計画推進事業

実施主体 県		負担割合	県10/10 (一部国1/2)
平成26年度予算額	3,670千円 (7	根拠法令等)	
平成25年度予算額	5,761千円	建康増進法第3多	条、地域保健法第6条第1項

(事業開始年度:平成10年度)

(事業開始年度:平成10年度)

<目 的>

新たに策定した第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25~H29年度)の着実な推進により県民の健康づくりを支援する体制を整備する。

<事業内容>

- 1 健康づくり県民運動の推進
 - ・保健医療関係等43団体で構成する健康づくり県民会議の開催及び県民運動の推進
 - ・健康づくり関係の県民への情報提供
 - ・「くまもと21ヘルスプラン推進委員会(兼熊本県地域・職域連携推進協議会)」による計画の進捗管理
 - ・地域・職域連携推進事業による働き盛り世代への健康支援
- 2 健康運動促進事業
- 3 たばこ対策促進事業

健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)(単) (事業開始年度:平成24年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	12,000千円	(根拠法令等) 健康増進法第	3条
平成25年度予算額	12,000千円	地域保健法第	

<目 的>

県民自らが健康づくりに主体的に取り組めるよう、県民のためになる健康づくりモデル事業の構築及び普及啓発を図ることにより、県民の健康長寿(健康寿命の延伸)を推進する。

<事業内容>

1 県民による健康長寿推進事業

誰もが簡単に楽しく気軽に取り組める健康づくり活動の企画提案を募り、先進性及び普及性の高いものを県の 委託事業として実施し、そのノウハウを県全体に普及させる。

2 普及啓発

県民の健康づくり意識への醸成向上を図るため、健康づくりに積極的に取り組む企業・団体等を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」として登録し、社員、職員、その家族、県民(消費者)に対して健康づくりに関する周知を行う。

歯科保健推進事業

実施主体		~4:県 : 市町村	負担割合	県10/10 (一部国10/10) 事業5-①、②:県1/2、市町村1/2 事業5-③、④:県	
平成26年度	予算額	40,739千円	日 (根拠法令等) 能本県歯及び口腔の健康づくり推進条例		
平成25年度	平成25年度予算額 17,598千円		114-61	空保健の推進に関する法律	

<目 的>

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第3次熊本県歯科保健医療計画」に基づき、各種歯科保健事業を実施し、県民すべてが歯や口の健康を維持し、生涯を通じた生活の質(QOL)の向上を図る。 <事業内容>

1 歯の健康づくり普及啓発

歯と口の健康週間事業(歯の祭典、高齢者のよい歯のコンクール、図画・ポスター・習字・標語の作品募集)

- 2 地域歯科保健推進事業
 - 県歯科保健推進会議及び地域歯科保健推進会議の開催、歯科保健状況調査の実施
- 3 歯の健康づくり(8020)推進事業
 - 8020運動の積極的な推進のため、ライフステージに応じた歯の健康づくり対策の実施及び地域における歯科保健関係の人材育成
 - ①介護者歯科実技研修
 - ②8020推進員育成事業
 - ③市町村歯科衛生士研修事業
- 4 ヘル歯一元気8020支援事業

糖尿病対策における医科・歯科連携体制を整備し、糖尿病や歯周病患者を医科及び歯科へ相互受診勧奨することで糖尿病の発症、重症化の予防と歯周病ハイリスク者支援を図る。

- 5 むし歯予防対策事業
 - ①市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業への助成
 - ②市町村が実施する保育所・幼稚園、小・中学校等を対象としたフッ化物洗口事業への助成
 - ③歯及び口腔の健康づくり指導
 - ④フッ化物活用推進事業

健康食生活・食育推進事業単

(事業開始年度:平成16年度)

実施主体 県		負担割合	事業1、2、4:県10/10
			事業3:国1/2 県1/2
平成26年度予算額	8,163千円	(根拠法令等)	3条、第18条、地域保健法第3条、第6条、
平成25年度予算额	8,933千円		5年、第16年、地域休隆伝第 5年、第 6年、 11条、第22条の 2

<目 的>

熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子どもから高齢者までライフステージの特性に応じ、健康的な食生活習慣の定着化や食をとおした健康づくり、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防と介護予防を目的とした施策を、地域特性を踏まえ多様な関係者と連携して実施する。

<事業内容>

- 1 ライフステージに応じた推進
- 2 人材育成事業
- 3 環境整備事業

健康增進法施行事務

(事業開始年度:昭和27年度)

実施主体	県			事業1~3:県10/10
				事業4:国10/10
平成26年度	予算額	2,420千円 事美		進法第18条~第24条
平成25年度	予算額	2,420千円 事美	美3:健康增	進法第26条、第31条、第32条の 2 進法第10条、第13条 進法第18条、第19条

<目 的>

健康増進法に基づき、県民の健康の増進を図るために必要な栄養について、給食施設における入所者及び通所者に対する栄養管理の質の向上支援や健康増進に関わる食品の栄養成分表示・誇大表示の禁止等の指導を行う。 <事業内容>

1 特定給食施設等指導

日本人の食事摂取基準に基づき、改定した栄養管理状況報告書を活用し、給食施設において提供する食事サービス(給食、栄養指導等)の質の向上を支援する。

2 食品関連企業等への指導

ア 栄養表示基準制度についての指導(栄養機能食品含む)

- イ 特別用途食品についての指導(特定保健用食品の許可申請含む)
- ウ 健康の保持増進に係る虚偽・誇大表示の禁止についての指導
- 3 国民健康·栄養調査事業

国民生活基礎調査地区より設定された単位区から無作為に抽出された単位区内の世帯及び世帯員を調査客体として、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料(身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況)を得るための調査。

- 4 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等
 - ア 市町村で行うよりも管轄範囲がより広域的な保健所等において、専門的協力を得つつ統一的に行う方が効率的である栄養指導

(事業開始年度:昭和45年度)

(事業開始年度:昭和22年度)

(事業開始年度:昭和33年度)

イ 新しいケース、発症が希である等により、関係機関等の協力を得つつモデル的、先駆的に実施する指導

栄養指導対策事業単

 実施主体
 県

 平成26年度予算額
 90千円

 平成25年度予算額
 (根拠法令等) 熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付 要領

<目 的>

食生活改善推進員連絡協議会補助

県民の健康と福祉の増進に寄与するために、食生活改善や健康運動推進の自主的活動を支援する。

<事業内容>

食生活改善推進員連絡協議会補助

熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対して運営費を助成する。

栄養士法施行事務(単)

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	782千円	(根拠	见法令等)	
平成25年度予算額	782千円	栄養	養士法第2条、	第4条

<目 的>

栄養士の養成施設において、必要な知識及び技能を修得した者に対し、栄養士の免許を与える。

<事業内容>

平成25年度免許交付等実績 新規申請 265件 書換申請 123件 再交付申請 32件

調理師法施行事務(単)

実施主体県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	2,242千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	2,242千円	調理師法第3条、	第3条の2、第5条

<目 的>

調理師法に基づき厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関する知識について試験を行う。また、試験合格者及び養成施設卒業者に対し、申請に基づき調理師の免許を与える。 <事業内容>

1 調理師試験

試 験 科 目:食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

受 験 資 格:中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製

造業又は寄宿舎、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事した者

受験手数料:6,200円(熊本県収入証紙)

受験者等の状況

	H21	H22	H23	H24	H25
受験者数	811	865	942	956	912
合格者	500	446	517	505	480

2 調理師免許事務

平成25年度免許交付等実績 新規申請 700件 書換申請 136件 再交付申請 133件

特定健康診査等実施事業

実施主体	市町村		負担	割合	国1/3	県1/3	市町村1/3
平成26年度	予算額	326,722千円	(根拠法令等)			ナス注律第	20冬 第94冬
平成25年度	予算額	373, 109千円	- 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条 国民健康保険法第72条の4				20木、另29木

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成20年度)

(事業開始年度:平成22年度)

<目 的>

市町村が行う特定健診・特定保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

<対 象>

市町村

<事業内容>

市町村国民健康保険が行う特定健診・特定保健指導の実施に係る経費の1/3を負担する。

市町村健康増進事業

実施主体	市町村		負担割合	国1/3 (一部10/10) 県1/3 市町村1/3
平成26年度	予算額	73,127 千円 ((根拠法令等)	
平成25年度	予算額	76,719 千円	健康増進法第二	17条第1項及び第19条の2

<目 的>

40歳からの健康づくりと、栄養その他の生活習慣の改善等に向けて相談に応じ、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康状態の維持を図るため、市町村が実施する健康増進事業を助成することにより、県民の健康増進を推進する。

<対 象>

市町村内に居住地を有する40歳以上の者に対し市町村が実施する健康増進事業

<事業内容>

市町村が行う健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等)に要する経費に対して助成する。

糖尿病医療スタッフ養成支援事業

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	9,500千円 ((根拠法令等)
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		医療法第30条
平成25年度予算額 9,100千円		健康増進法第3条
		高齢者確保法第9条(都道府県医療費適正計画)

<目 的>

糖尿病の発症、重症化、合併症予防のため、適切な医療や療養指導を提供できる医療スタッフの養成及び関係機関のネットワーク化。

<対 象>

糖尿病診療や療養指導に携わる医師、看護師、管理栄養士、理学療法士など

<事業内容>

- ・熊本大学医学部附属病院に糖尿病保健医療連携体制整備を進めるためのコーディネーター(特任助教)を配置。
- ・コーディネーターが中心となり以下の養成事業を実施する。

糖尿病専門医、療養指導士資格取得研修会の開催 糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催 糖尿病予防に関する症例検討会の開催 その他、保健医療連携体制整備に関する事業の実施

おやつで育む食育実践講座事業単

(事業開始年度:平成25年度)

(事業開始年度:昭和48年度)

(事業開始年度:昭和53年度)

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	980千円	(根拠法令等)	
平成25年度予算額	600千円	食育基本法第	21条、第22条の2

<目 的>

農林水産部所管の「くまモンおやつプロジェクト」の一環として、おやつを通じて地域の産物や食文化についての理解を深めるとともに、正しい生活習慣の定着を図る。

<対 象>

放課後児童クラブ50箇所程度

<事業内容>

- 1 「県産品を使ったおやつ食育講座検討会」の開催
- 2 「県産品を使ったおやつ食育講座」の実施
- 3 活動プログラムの作成

特定疾患治療研究事業

 実施主体
 県(委託先:医療機関等)
 負担割合
 国1/2
 県1/2

 平成26年度予算額
 2,571,748千円
 (根拠法令等)

 平成25年度予算額
 2,387,970千円
 特定疾患治療研究事業実施要綱

 (S48.4.17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)

<目 的>

特定疾患の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対 象>

特定疾患患者

<事業内容>

- ・特定疾患の治療研究事業を行う。 (医療費の公費負担)
 - 平成26年3月末 給付人員 14,149人
- ・在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。 (費用の公費負担)

平成26年3月末 給付人員 12人

スモン対策事業

実施主体 県		負担割合	国10/10
平成26年度予算額	2,015千円		対策について」 するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事
平成25年度予算額	1,476千円	業実施要綱(S53.11.21)	」 薬発第1527号厚生省薬務局長・公衆衛生局長

<目 的>

スモンに罹患している者にはり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対 象>

スモン患者

<事業内容>

はり等の治療研究を担当するのに適当な施術所において施術を受けたスモン患者に対して、月7回を限度として 医療費を負担する。

平成26年3月末 給付人員 4人

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(事業開始年度:平成元年度)

実施主体 県		負担割合 国1/2 県1/2		
平成26年度予算額	10,523千円	(根拠法令等)		
1/4/20 1/2 1 97 60	10,020 1	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」		
		「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」		
1 700年及了奔破	11,001	(H1.7.24健医発第896号厚生省保健医療局長通知)		

的> <目

先天性血液凝固因子障害等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

先天性血液凝固因子障害等患者

<事業内容>

医療費の公費負担

平成26年3月末 給付人員 81人

アミロイドーシス診療体制構築事業

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体	実施主体 熊本大学医学部附属病院		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)	
平成26年度	予算額	30,000千円		法令等)		
平成25年度	予算額	50,833千円	熊本	県地域医療	冉生計画	

<目 的>

アミロイド蛋白に起因する各種の疾患に罹患している患者(以下「アミロイドーシス患者」という。)の早期 発見、早期治療のため、適切な診断、医療を提供できる専門医を養成するとともに、県内の主要な医療機関の 関係医療機関に専門医を派遣し、アミロイドーシスを原因とする疾患のタイプ毎に拠点化し、これら疾患に対 する県全体の診療機能の向上を図る。

<対 象>

アミロイドーシス患者、地域の医療機関

<事業内容>

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 熊本大学医学部附属病院に当該事業の専任部署を開設し、コーディネーター(特任教授、特任助教)
- を配置する。 この医療機関における検査薬を用いた診断研修等の地域医療連携システムを整備する。
- 3 地域連携会議、講演会を開催する。

難病特別対策推進事業

(事業開始年度:平成4年度)

実施主体 県		負担割合	国1/2 県1/2
平成26年度予算額	4,010 🗇	拠法令等) 病特別対策推進	* 事 朱 中 存 田 宿
平成25年度予算額	F 107 T.Ⅲ		第635号厚生省保健医療局長通知)

<目 的>

難病患者の入院施設の確保や在宅療養の適切な支援により安定した療養生活の確保を図る。

<対 象>

難病患者、家族

<事業内容>

訪問診療、医療相談等、重症難病患者入院施設確保事業、在宅療養計画策定評価事業、訪問指導事業

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

実施主体	県・熊々	本市 (共催)		負担割合	県 59.2% 熊本市40.8% (予定) ※県と熊本市との人口比による
平成26年度	予算額	289千円	(10 00	処法令等) 病特別対策推進	進事業実施要綱
平成25年度	予算額	300千円	(H	10.4.9健医発	第635号厚生省保健医療局長通知)

(事業開始年度:平成9年度)

(事業開始年度:平成17年度)

(事業開始年度:平成24年度)

<目 的>

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識・技能を習得させる。

<対 象>

難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者等(当面現任ヘルパーのみ、100人規模)

<事業内容>

時期:10月以降

形態:公益法人等への委託により研修を行う。

平成25年度受講者数 96人

難病相談・支援センター事業

実 施 主 体	県(委託	£ 先: 特定非営利活動法人熊本		負担割合	国1/2	県1/2
	県難病ラ	支援ネットワーク)				
平成26年度	予算額	6,876千円	(124)	远法令等) 5特别対策推進	生事类生物。	11. 《四
平成25年度	予算額	6,863千円				^{安衲} 生省保健医療局長通知)

<目 的>

地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの 事業を実施し、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図る。

<対 象>

難病患者及びその家族等

<事業内容>

- 1 電話、面談、日常生活用具の展示等により、療養、日常生活、各種公的手続き等に対する相談・支援及び生活 情報の提供等を行う。
- 2 地域交流会の活動に対する支援
- 3 難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等 を行う。
- 4 講演・研修会の開催

がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業

実施主体	熊本大学医学部附属病院		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)	
平成26年度	予算額	13,547千円		L法令等)	五 4 利 本	
平成25年度	予算額	54,640千円		果地域医療		

<目 的>

病理医、細胞検査士の育成及びがん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

<対 象>

地域の医療機関

<事業内容>

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 1 熊本大学医学部附属病院において新規雇用する医師及び臨床検査技師に対する技能向上プログラムに基づ くOJTにより病理専門医及び細胞検査士を育成する。 2 遠隔病理診断システムの導入を推進するためのコーディネーターを配置する。

がん対策推進事業

(事業開始年度:平成17年度)

(事業開始年度:平成5年度)

実施主体	がん診り	ぶん診療連携拠点病院、県		負担割合	事業1:国1/2 県1/2 事業2:国1/2 県1/2 (一部 国10/10)
平成26年度	予算額	17,864千円	がん	(根拠法令等) がん対策基本法第4条、第11条、第12条、第14条、第15条、 第16条、第17条、熊本県がん対策推進計画	
平成25年度	予算額	19, 229千円	がん	診療連携拠	点病院の整備について 60301001号厚生労働省健康局長通知)

<目 的>

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。 <対 象>

がん診療連携拠点病院、がん患者

<事業内容>

- がん診療連携拠点病院機能強化事業
 - がん診療連携拠点病院が実施する以下の事業に対する助成
 - ・がん医療従事者研修事業
 - ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業
 - ・院内がん登録促進事業
 - ・がん相談支援事業
 - ·普及啓発·情報提供事業
- がん対策推進特別事業

本県のがん医療の推進のための研修事業等を実施

がん登録事業単

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額	9,110	(根拠法令等) 健康増進法第16条
平成25年度予算額		がん対策基本法第17条

< 目

本県のがんのり患、治療、生存等の状況を把握、分析することにより、がんの予防、検診、治療、研究等がん対 策の効果的な推進を図り、県民の保健衛生の向上に寄与する。

医療機関、検診機関、市町村、保健所、がん患者

<事業内容>

県内医療機関等の協力により、県内に居住する患者のり患、治療、生存等の状況を把握、分析し、がんの予防、 検診、治療、研究等がん対策を効果的に進めるための情報を提供する。

がん地域連携クリティカルパス支援事業

実施主体	県(委託労	(委託先:熊本大学医学部附属病院)		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年	度予算額	22,000 千円		と しゅう とく	麼再 生計画	
平成25年	度予算額	21,953 千円	,,,	本県がん対象		

<目 的>

がん地域連携クリティカルパスの運用を推進し、がん診療連携の充実を図る。

<対 象>

がん患者、地域の医療機関

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学医学部附属病院へ以下の事業を委託。

- 1 がん地域連携クリティカルパス運用コーディネーターを設置し、地域の医療機関への連携参加促進
- 2 連携参加者の運用研修・意見交換の実施
- 3 地域内の医療従事者(医師、看護師、薬剤師等)及び介護従事者への研修、患者家族を含む一般住民への周知等の実施
- 4 県内共通カルテ様式「私のカルテ」の作成配布

がん検診受診促進企業連携事業

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成22年度)

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額 1,368 千円	(根抽	処法令等)		
平成25年度予算額 3,500千円		曽進法第 16 条 対策基本法第 1		

<目 的>

本県のがんによる死亡率は死因の第1位を占めており、がんの早期発見・早期治療による死亡率の改善は喫緊の課題となっている。そこで、企業等と連携した取組み等を行うことにより、住民の特に子宮頸がんを含めた各がん検診受診への行動を効果的に誘発し、もって県民のがんによる死亡率の減少を図ることを目的に実施する。

<対 象>

企業、検診機関、市町村、保健所

<事業内容>

- 1 企業との連携による受診促進事業
 - ①社内や地域における普及啓発活動 (チラシ、ポスターの作成、配布)
 - ②社内の職員に対する研修会の開催及びがん検診に関する情報発信
- 2 二次医療圏毎のがん検診受診促進事業

がん診療施設設備整備事業

(事業開始年度:平成20年度)

実施主体	医療機	男	負担割合	国10/10
平成26年度	予算額	115, 469千円	(根拠法令等) 医療法第30条	
平成25年度	予算額	37,933千円	がん対策基本熊本県がん対	

<目 的>

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う施設・設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対 象>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

<事業内容>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

ハンセン病事業 単

実施主体 県		負担割合	県10/10
平成26年度予算額	6,580千円 八	拠法令等) ンセン病問題の 12条、第16条、)解決の促進に関する法律第 5 条、第11条、 第17条
平成25年度予算額	4,506千円 人	権教育及び人権	第11年 経啓発の推進に関する法律第5条 ・啓発基本計画

(事業開始年度:昭和43年度)

(事業開始年度:昭和29年度)

(事業開始年度:昭和32年度)

<目 的>

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者に「ふるさと訪問」「地元新聞の送付」等を行う。

<対 象>

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

<事業内容>

- 1 ハンセン病関係普及啓発事業
 - ③ 修会及びパネル展の開催 ②啓発用パンフレットの作成、配布
 - ③国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者の社会交流事業への協力 ④菊池恵楓園で学ぶ旅の実施
 - ⑤無らい県運動の検証報告書の作成
- 2 ふるさと事業
 - ①ふるさと訪問 ②熊本ふるさと便のお届け ③地元新聞の送付 ④社会復帰等相談への対応

国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護事業

実施主体 県			負担割合	国10/10	
平成26年度予算額	2,654千円		処法令等)		
平成25年度予算額	2,468千円	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条			

<目 的>

生活に困窮している国立ハンセン病療養所等入所者の親族の生活保障のため、困窮の程度に応じて必要な援護を 行う。

<対 象>

生活に困窮している国立ハンセン病療養所等入所者の親族

<事業内容>

①生活援助 ②教育援助 ③住宅援助等

原爆被爆者対策事業

実施主体県		負担割合	事業1、2:国10/10 事業3:国1/2 県1/2
平成26年度予算額	000, 100 1	艮拠法令等)	
平成25年度予算額	720 €02 € □	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、 第24条~第28条、第31条、第32条、第37条~第39条	

<目 的>

原爆被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し健康診断と必要な医療並びに手当支給等の措置を講ずることにより、その健康の保持と福祉の向上を図る。

<対 象>

原爆被爆者

<事業内容>

1 原爆被爆者健康診断事業

ア 定期健康診断(年2回) イ 希望による健康診断(年2回まで、うち1回はがん検診) ウ 精密検査

2 原爆被爆者関係手当支給事業

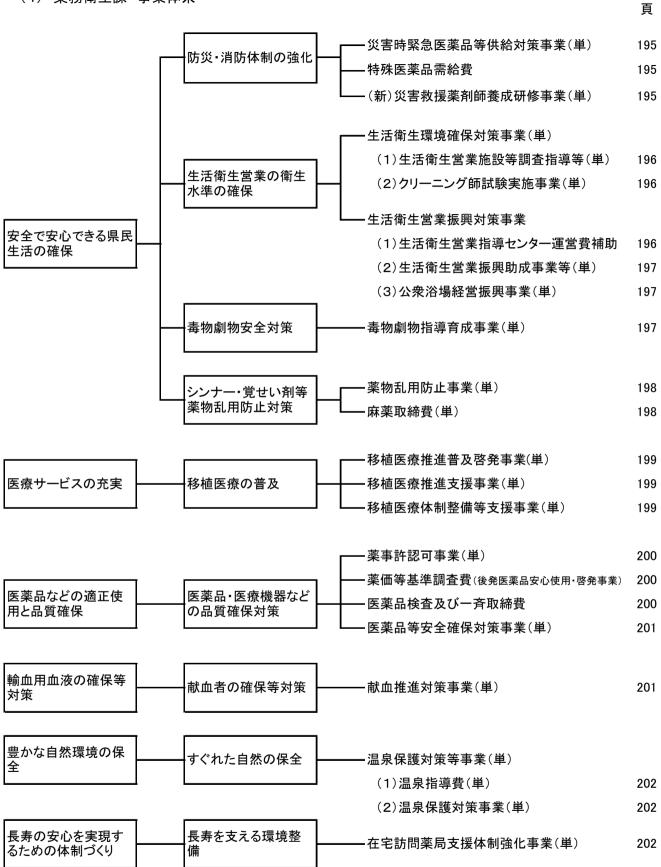
医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当(一般、増額)、介護手当(重度、中度)、 家族介護手当、葬祭料

3 原爆被爆者介護保険等利用助成事業

介護保険等に規定する次のサービスを利用した場合の自己負担額を助成する。

- ア 訪問介護 イ 介護老人福祉施設 ウ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム
- エ 通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 等
- 4 医療の給付
 - ア 一般疾病に対する医療の給付
 - イ 認定疾病に対する医療の給付

(4) 薬務衛生課 事業体系



災害時緊急医薬品等供給対策事業単

実施主体 県			負担割合	県10/10	
平成26年度予算額	1,526千円		法令等)		
		九州	山口9県災	〔害時相互応援協定(H7.11.8締結)	
平成25年度予算額	1,785千円	熊本	熊本県災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱		

(事業開始年度:平成8年度)

(事業開始年度:昭和26年度)

(事業開始年度:平成26年度)

<目 的>

大規模災害が発生した場合に、応急対策の迅速・的確な実施を図る必要があるので「九州・山口9県災害時相互 応援協定」が締結されている。その中で医療支援の一つとして、医薬品等の提供があり、特に地震等の大規模災害 時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救急医療に必要な医薬品等供給体制の確 保を図る。

また、緊急的対応が必要な薬物中毒発生時の解毒用医薬品等を備蓄している。

<事業内容>

- 1 備蓄医薬品等の管理委託(県下6ヶ所)
- 2 有効期限切れの備蓄医薬品等の適正処理委託及び更新
- 3 連絡・搬送訓練の実施
- 4 災害時における医薬品等の安定供給確保マニュアル活用の推進

特殊医薬品需給費

実施主体県			負担割合	国10/10
平成26年度予算額	1,140千円		処法令等) ヨワクチン供約	A.要領
平成25年度予算額	1,648千円	7.	ソクリン 火和安限	

<目 的>

国有ワクチン(抗毒素)とは、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が製造業者から買上げ、全国9拠点(熊本県も含む)に備蓄している。

<事業内容>

医療機関等からの供給申請に基づき、迅速かつ円滑に供給できるよう体制を整備している。

釖災害救援薬剤師養成研修事業 ④

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	960千円	(根拠法令等 第6次熊本) :県保健医療計画	第3章 第3節
平成25年度予算額	一千円			

<目 的>

地域の薬剤師が災害時に円滑かつ効率的な医療救護活動を実施することができるよう、災害医療を担う人材の 育成を図る。

<事業内容>

県と大規模災害時における医療救護に関する協定を締結している県薬剤師会に対し、災害時に医療救護活動に 従事する薬剤師を育成するための研修経費に対する支援を行う。

生活衛生環境確保対策事業

(1) 生活衛生営業施設等調査指導等 🕮

実施主体県負担割合県10/10平成26年度予算額3,054千円(根拠法令等)
理容師法第11条の2、第13条、美容師法第12条、第14条、クリーニング業法第5条の2、第10条、旅館業法第7条、公衆浴場法第6条、興行場法第5条、墓地・埋葬等に関する法律第18条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条、第12条の2、第12条の5、熊本県遊泳用プール等指導要項等

(事業開始年度:昭和22年度)

(事業開始年度:昭和25年度)

(事業開始年度:昭和57年度)

< 目 的 >

生活衛生営業施設等への立入調査を実施し、必要に応じ指導監督を行い、各施設の衛生措置基準の遵守、施設の改善向上を図る。特に、レジオネラ症防止対策として公衆浴場、旅館に対して、入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。

<対 象>

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、墓地、火葬場、納骨堂、特定建築物、100 m³以上 の遊泳用プール

<事業内容>

生活衛生営業施設等の指導

(2) クリーニング師試験実施事業 (4)

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	203千円	(根拠法令等)		
平成25年度予算額	184千円	クリ	ーニング業法	法第7条

<対 象>

学校教育法第57条に規定する者

<事業内容>

次の科目について試験を実施

①衛生法規に関する知識 ②公衆衛生に関する知識 ③洗たく物の処理に関する知識及び技能

生活衛生営業振興対策事業

(1) 生活衛生営業指導センター運営費補助

実施主体 (財)煎	本県生活衛生営業指導セン	/ター 負担	旦割合	国1/2	県1/2
平成26年度予算額	12,678千円	(根拠法令	* /	W >= W	
平成25年度予算額	12,679千円			業の運営の 第63条)適正化及び振興に関する法律第57条

<目 的>

(財) 熊本県生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、生活衛生関係営業に対する経営、融資、税務等の専門的指導・相談の実施による経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

<対 象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

1経営・融資等相談室の設置運営 2移動相談の実施 3分野調整等指導事業

(2)生活衛生営業振興助成事業等(単)

実施主体	(財)熊	長本県生活衛生営業指導センター		負担割合	県10/10	
平成26年度	予算額	3,658千円		処法令等) 壬衛生関係党	業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条、	
平成25年度	手算額	3,658千円		6年王寅永吾 条の2	未が居当り週上11次07派共に関する仏F7700不、	

<目 的>

専門技術講習会や技術研鑽のための競技会、接客マナー向上等の研修会等を実施することにより、生活衛生営業全体の活性化、個々の営業者の経営意欲の創出、技術力の確保による経営の安定化を図り、もって衛生水準の低下を未然に防止し、県民生活の安全性を確保する。

<対 象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

- 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、生活衛生業の活性化のための事業
- 2 専門的知識・技術等を修得するための事業
- 3 後継者育成事業
- 4 福祉関連事業

(3)公衆浴場経営振興事業 (第

(事業開始年度:平成3年度)

(事業開始年度:昭和25年度)

(事業開始年度:平成13年度)

実施主体	熊本県公	熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合		負担割合	県10/10
平成26年度	予算額	939千円	(根拠法令等)		のとはの性叩け思う間よっとはのにな
平成25年度	予算額	1,325千円			のための特別措置に関する法律第5条 振興対策事業補助金交付要項

<目 的>

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上欠くことのできない施設であるにもかかわらず、近年 利用者の減少、営業経費の高騰、後継者難等によりその数が著しく減少していることから、県公衆浴場業生活衛生 同業組合が実施する公衆浴場活性化事業を支援し、地域住民の利用機会の確保及び公衆浴場の振興と公衆衛生の向 上を図る。

<対 象>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合加入の一般公衆浴場

<事業内容>

毎月1回組合が実施する「老人無料の日、子供無料招待の日」に係る事業に要する経費、また、組合が実施する 入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業に要する経費について補助を行う。

毒物劇物指導育成事業単

実施主体 県			負担割合	県10/10			
平成26年度予算額	809千円	(根拠	法令等)				
平成25年度予算額	856千円	毒物及び劇物取締法第4条、第8条、第22条					

<目 的>

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録等事務並びに毒物劇物取扱者試験を行い、毒物及び劇物が適正に供給されるよう各事業者に対する指導育成を図る。

<事業内容>

- 1 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録・更新等のための基準調査並びに指導育成
- 2 毒物劇物取扱者試験の実施

薬物乱用防止事業単

(事業開始年度:昭和49年度)

実施主体 県			負担割合	県10/10			
(根拠法令等			[]				
平成26年度予算額	4,314千円	薬物乱用防	5止対策事業3	尾施要綱(H11.7.9厚生省医薬安全局長通知)、			
		第三次薬物	第三次薬物乱用防止五か年戦略(H20.8.22薬物乱用対策推進本部決定)、				
		熊本県薬物	加乱用対策事業	美実施計画、			
平成25年度予算額	4,493千円	「ダメ。セ	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業実施要綱、				
		薬物乱用防止指導員連合協議会設置要綱 (H8.6.10)					

<目 的>

シンナー・覚せい剤等の薬物乱用は、青少年層に浸透がみられるなど、低年齢化傾向を示し、深刻な状況にある。 また、最近は、大麻や合成麻薬事犯等と乱用が多様化している。そこで、県民総ぐるみの薬物乱用防止キャンペーンを展開し、薬物乱用を許さない地域づくりを推進するとともに、薬物関連問題の相談事業を行い、その未然防止、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県薬物乱用対策推進本部事業
- 2 各種啓発運動及び月間活動等の実施
 - (1) 不正大麻・けし撲滅運動 (4/1~5/31)
 - (2) 国連麻薬撲滅デー(6/26)を中心に、近日の土日で「ヤング街頭キャンペーン」の実施
 - (3) 薬物乱用防止広報強化月間 (7月)
 - (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月~2月)
- 3 地域啓発運動及び薬物乱用防止教育の推進
 - (1) 薬物乱用防止指導員地域啓発活動
 - (2) 青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン
 - (3) 市町村広報の活用及び大型ビジョンによる広報啓発
 - (4) 小学・中学・高校生への薬物乱用防止教室の開催支援
 - (5) 地域対話集会の開催
- 4 薬物相談窓口事業
- 5 薬物再乱用防止対策事業
- 6 薬物乱用防止指導員連合協議会の事業補助
- 7 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の推進

麻薬取締費(単)

(事業開始年度:昭和23年度)

実施主体 県		負担割合 県10/10
平成26年度予算額 1,476千円		(根拠法令等)
十八人〇十尺 了 异 镇	1,470 1	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条、第50条の38、大麻取
平成25年度予算額	2,672千円	締法第5条、第21条、あへん法第12条、第44条、覚せい剤取締
干成25千及了异旗	2,072 円	法第3条、第30条の2、第31条、第32条

<目 的>

医療機関等の麻薬等取扱者に対する監視指導及び免許事務を行う。

<事業内容>

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づく法定取扱者に対する指導取締りを 実施し、正規ルート外への流出、不正使用の防止に努める。

また、麻薬・覚せい剤等に係る事犯捜査を行うとともに、麻薬中毒者の発生に際しては、必要の都度「熊本県麻薬中毒審査会」を設置し、措置入院者の入院継続に関する審査を実施する。

- 1 麻薬等の法定取扱者に対する指導取締り及び免許事務
- 2 麻薬・覚せい剤等事犯捜査
- 3 麻薬中毒者対策
- 4 麻薬使用適正化に向けた啓発・講習会
- 5 医療機関に対し、在宅医療等におけるモルヒネ徐放錠などの積極的利用並びに適正使用の啓発

- 6 向精神薬等盗難事故防止対策
- 7 違法ドラッグの取締り

移植医療推進普及啓発事業(単)

実施主体 県		負担割合	県10/10			
平成26年度予算額	8,822千円	(根拠法令等) 臓器の移植に関 数 漢 原 児 時 児 教	, - L			
平成25年度予算額	8,841千円	都道府県臟器移植連絡調整者設置事業実施要綱 (H10.6.18健医発第946号 厚生省保健医療局長通知) 骨髄提供希望者登録推進事業実施要領				

<目 的>

本県内での臓器移植を連絡調整するコーディネーターを設置する救命救急センター(熊本赤十字病院)に対し、その活動に必要な経費を補助することにより、臓器移植の円滑な実施を図とともに、県内の公的病院等40施設に設置した臓器移植院内コーディネーターを養成し、病院内の臓器提供体制の整備を図る。

また、骨髄移植に関しては、骨髄提供の啓発とともに、提供希望者が登録しやすい環境を整備し、提供希望者の登録を推進する。

<事業内容>

1 臓器移植

補助対象事業: 県臓器移植連絡調整者 (コーデイネーター) の設置及びその活動に必要な経費 委 託 事 業 : 臓器移植院内コーディネーターの養成

2 骨髄移植

広く県民に骨髄バンク事業の普及を図るため、啓発用資材を配布。 人吉、天草保健所において、骨髄提供希望者の受付、採血を実施。

移植医療推進支援事業

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)
平成26年度予算額	9,469千円	 処法令等) 器の移植に関	する法律第3条	
平成25年度予算額	15,646千円			

<目 的>

安心して暮らせる保健医療提供体制の整備を図るため、広く県内の医療従事者に対する移植医療推進の啓発、移植医療に関わる医療機関のネットワークの構築、移植技術の確保を図り、もって臓器移植を円滑に推進する体制を整備する。

<事業内容>

- 1 医師等養成機関における移植医療推進啓発事業
- 2 医療機関ネットワークの構築(医療機関連携)
- 3 拠点病院(熊本大学医学部付属病院)における検査体制の整備

移植医療体制整備等支援事業単

実施主体 県		負担割合	基金10/10	(地域医療再生基金)		
平成26年度予算額	2,915千円	(根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条				
平成25年度予算額	2,665千円					

(事業開始年度:平成24年度)

(事業開始年度:平成22年度)

(事業開始年度:平成9年度)

<目 的>

移植医療に関わる施設に対して、専門医等の研修費等を支援することにより、「臓器提供者」の増加に対応するため、県内の移植医療施設の人材育成等の体制整備を図る。

<事業内容>

1 人材育成・・・・・・・脳死判定専門医等の養成費等の補助。

薬事許認可事業単

実施主体県			負担害	削合	県10/10				
平成26年度予算額	4,409千円	(根拠法令 薬事法)		4条	、第12条、	第13条、	第24条、	第30条の4、	第39条
平成25年度予算額	3,798千円								

(事業開始年度:昭和23年度)

(事業開始年度:昭和23年度)

(事業開始年度:昭和23年度)

<目 的>

薬事法に基づき、医薬品等製造販売業等及び薬局・医薬品販売業等に対する許認可事務等の指導並びに生産振興 等により製造業者の指導育成を図る。

また、法改正に伴う県規制の制定等について、知事の諮問により薬事審議会で審議・答申を行う。

<事業内容>

- 1 医薬品製造販売業者等の許可等事務並びに指導育成
- 2 薬局・医薬品販売業者及び高度管理医療機器等販売業の許可等事務並びに指導育成
- 3 登録販売者試験の実施
- 4 医薬品等のFD (フレキシブルディスク) 申請・審査システムの運営・管理
- 5 薬事法改正に伴う、衛生総合情報システム改修。
- 6 薬事審議会の開催
- 7 薬事功労者等の知事表彰の実施
- 8 医薬品等適正使用推進

薬価等基準調査費

実施主体 県			負担割合	国10/10		
平成26年度予算額	4,280千円		法令等)	実施要綱、薬事工業生産動熊統計調査規則、医薬		
平成25年度予算額	5,558千円	薬事経済調査等実施要綱、薬事工業生産動態統計調査規則、 品価格調査実施要領、特定保険医療材料価格調査実施要領				

<目 的>

国の委託により医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。また、健康保険 法の規定により厚生労働大臣が定める薬価基準等の改定の基礎資料等を得る。後発医薬品の適正な普及を図る。 <事業内容>

- 1 医薬品等価格調査 (医薬品価格調査・特定保険医療材料価格調査・調査客体精密化調査)
- 2 薬事工業生産動態統計調査
- 3 後発医薬品の安心使用及び普及啓発

医薬品検査及び一斉取締費

実施主体 県		負担割合 国10/10
平成26年度予算額	1,658千円	(根拠法令等) 薬事法第43条、第69条、薬事法第14条第6項、薬事法施施行
平成25年度予算額	1,658千円	令第74条第1項、薬事法第76条の4、薬事法第76条の6

<目 的>

国の委託事業として薬事法に基づく医薬品の検定業務、国家検定医薬品の一斉取締、医療機器特別監視等を実施する。

<事業内容>

- 1 医薬品検定事業(生物学的製剤国家検定)
- 2 医療機器特別監視
- 3 輸出証明の実施
- 4 査察整合性確保の推進
- 5 製造販売後安全管理基準 (GVP省令) 査察・指導
- 6 無承認無許可医薬品監視

医薬品等安全確保対策事業単

(事業開始年度:昭和23年度)

(事業開始年度:昭和39年度)

実施主体 県			負担割合	県10/10		
平成26年度予算額	1,525千円	(1242)	法令等)	本70 冬 の 0	丰丽卫"的加西滨江广东17夕	+ + Hm
平成25年度予算額	1,626千円				毒物及び劇物取締法第17条、 :関する法律第7条	有音物

<目 的>

製造から市販後までの各段階において、医薬品等の有効性・安全性を確保するための各種基準の遵守徹底を図る。 また、毒物劇物販売業者等における毒物劇物の取扱いについて、適正な使用、保管管理の徹底を図り、不正流通 及び盗難等の未然防止に務めるとともに、事故発生時には、関係機関が連携し迅速に健康被害の拡大防止を図る。

- 1 医薬品等製造販売業者等に対する査察の実施
- 2 市販後安全管理、品質管理、製造管理の各基準に基づく査察技術の研修
- 3 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導
- 4 医薬品等の収去試験、無承認無許可医薬品の検査及び広告の指導取締
- 5 毒物劇物製造業、販売業者等に対する監視指導及び工場、農家等業務上取扱者に対する適正管理、事故等防止の啓発、指導
- 6 家庭用品(繊維製品、洗浄剤、接着剤等)の試験検査

献血推進対策事業単

実施主体県負担割合県10/10平成26年度予算額4,367千円(根拠法令等)
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条、第10条
熊本県献血推進協議会設置要綱

<目 的>

県内の医療に必要な血液を確保するため、県献血推進計画で定めた目標達成のための各種啓発事業を実施する とともに、各市町村における献血推進組織の育成、活性化を図る。

<事業内容>

- 1 若年層献血者確保対策強化及び献血リピーター対策
- 2 献血推進リーダーによる啓発体制の確立及び具体的活動の強化
- 3 大型店舗等の展示スペースを活用した移動ギャラリー開設等による献血普及対策
- 4 愛の血液助け合い運動、はたちの献血キャンペーン等の各種広報活動
- 5 献血推進優良団体等知事感謝状贈呈
- 6 熊本県献血推進協議会の開催及び市町村献血推進協議会の組織育成、活性化

温泉保護対策等事業

(1)温泉指導費)

実施主体 県			負担割合	県10/	10			
平成26年度予算額	825千円	(根據	処法令等)					
平成25年度予算額	1,987千円	温身	泉法第3条、	第11条、	第15条、	第32条、	第35条	

(事業開始年度:平成 年度)

(事業開始年度:平成3年度)

(事業開始年度:平成24年度)

<対 象>

温泉掘削・増掘・動力装置の許可申請者、温泉採取事業者、温泉利用許可申請者、温泉施設経営者で事業内容へ

温泉法に基づき温泉資源の保護を図るため、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請案件について現地調査を行い、環境審議会(温泉部会)に諮問する。また、同法に基づく濃度確認、採取許可申請や温泉利用許可申請、掘削工事等の着手届等の提出に伴い、現地調査、確認を行うとともに既許可施設の立入調査を実施し同法の指導の徹底を図る。

平成25年度許可件数 掘さく 11件 増掘 2件 動力装置 8件 利用許可 50件 採取許可 0件 採取変更許可 1件 濃度確認 13件 許可承継 2件

(2)温泉保護対策事業(単)

実施主体 県			負担割合	県10/10
平成26年度予算額	950千円	(根掛	処法令等)	
平成25年度予算額	935千円	温泉	息法第1条、	第4条、第12条

<対 象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

温泉資源の保護及び適正利用を図るための基礎資料の収集を行う。

- 1 自記水位計を用いた主要温泉地8ヵ所の温泉水位の観測及び解析
- 2 主要温泉地の温度及び揚湯量の調査
- 3 温泉の保護と適正利用に関する調査・研究

在宅訪問薬局支援体制強化事業単

実施主体	熊本県	薬剤師会		負担割合	基金10/10	(地域福祉基金)
平成26年度	予算額	3,052千円		と拠法令等) 本県保健医療	摩計画	
平成25年度	予算額	2,991千円	,,,			 養補助金交付要領

<目 的>

薬剤師の参画により在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法の提供を図る。

<事業内容>

地域の薬局情報公開や他職種への積極的なアプローチ、在宅訪問業務の経験がない薬局を対象に必要な研修等を 進め、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現に向けた環境整備を図る。

- 1 応需体制の整備事業
- 2 在宅薬局機能強化事業
- 3 広報活動支援事業
- 4 在宅薬剤師養成事業
- 5 保健・医療・福祉を繋ぐ仕組みづくりの推進
- 6 医療材料等供給支援事業
- 7 無菌製剤にかかる薬局薬剤師研修

他部局における健康福祉関連施策

	事業名	事業概要
		2 111 111 21
	シルバー人材センター (労働雇用課) 根拠法令等 「高年齢者等の雇用の 安定等に関する法律」 (S46.5.25 法律第 68 号)	2 111 115 215
	障害者就業・生活支援	障がい者の雇用促進を図るため、障がい者と事業所、学校、福祉施設、行政機関等との橋
	センター事業 (労働雇用課)	渡しを行い、障がい者の就業及び日常生活上の支援を一体的に行う。 <熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」
	(方側框用味 <i>)</i> 	< 熊本障害有効素・主治支援とフター・くまむと障がい有ジーグ・ブイブリがートピブダー線」 >
高齢者・障がい者の雇用対策	根拠法令 「障害者の雇用の促進 等に関する法律」 (S35.7.25 法律第 123 号)	配 置 熊本市内に支援ワーカー7名を配置
	障がい者雇用応援団事業 (労働雇用課) 根拠法令 「障害者の雇用の促進 等に関する法律」 (S35.7.25 法律第 123 号)	を図るため、障がい者と事業所、学校、福祉施設、行政機関等との橋渡しを行い、障がい者の就業及び日常生活上の支援を一体的に行う。

事 業 名 業 概 要

特別支援教育 (特別支援教育課 高校教育課 義務教育課)

根拠法令等 「学校教育法」 (S22.3.31 制定) (H19.4.1 改正)

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支 援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や 学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要と する幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒 の支援充実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援 体制」を構築し、支援に当たっている。

特別支援学校の概要 (県立17校、市立1校) 〔表中()内は県内設置数〕

特別支援学校	概 要
主として視覚障がい者に	幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。
対する教育を行う特別支	幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基
援学校(1)	づく困難を改善・克服するための教育を実施。
主として聴覚障がい者に	
対する教育を行う特別支	同 上
援学校(1)	
主として知的障がい者に 対する教育を行う特別支 援学校 (県立9・市立1)	小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの高等支援学校 1校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を 実施。
主として肢体不自由者及 び知的障がいに対する教 育を行う特別支援学校 (2)	2 校とも肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。
主として肢体不自由者に 対する教育を行う特別支 援学校(3)	小学部、中学部、高等部を設置(1校のみ幼稚部、小学部、中学部)。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。
主として病弱者に対する 教育を行う特別支援学校 (1)	小学部、中学部、高等部を設置。病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、必要な配慮を行いながら、小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。

この他、熊本大学教育学部附属特別支援学校(知的障がい)がある。

小・中学校特別支援学級・通級指導教室の概要

学級名	対象者	概要
特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の 支援を必要と する児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に 指導の効果を上げることが困難な児童生徒のため に編制された少人数の学級。本県には知的障がい、 肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障が い学級が設置。
通級指導教室(県内各地)	小・中学校の通 常の学級に在 籍する教育上 特別の支援を 必要とする児 童生徒	一人一人の教育的ニーズに応じ、自立活動及び教科 の補充指導を月1~週8単位時間程度実施する教 室。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、L D(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室が設置。

小・中学校通常の学級、高等学校での支援

公立小・中学校及び高等学校では、すべての学校で特別支援教育コーディネーターを指名 するとともに、校内委員会を設置し、関係機関と連携した支援体制を構築。それぞれの学習 指導要領では、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又 は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する などして、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、 組織的に行うこと。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等 を行い支援の充実を図っている。

	事業名	事業概要							
	私立幼稚園 特別支援教育経費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 「私立学校振興助成法」	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの障がい児を受け入れ、障がい児の教育に当たる専任の教員を置く学校法人立幼稚園に対して特別支援教育に必要な経常的経費の一部を補助する。障がい児の判定については、身体障害者手帳、療育手帳、専門医の診断書、あるいは児童相談所の判定書等による。 ・平成25年度の実績 県内実施幼稚園(私立) 対象児2名以上(国庫補助) 44園(299人) 対象児1名(単県補助) 10園(10人)							
	私立学校経常費助成費 補助 (私学振興課) 根拠法冷等 「学校教育法」 「私立学校振興助成 法」	がいの場合で、病院、中学校からの情報提供書等により確認できる者。)のみを対象とする。また、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。 ・平成 25 年度の実績特別な支援を要する生徒の受入れ 18 校 (143 人)個別の教育支援計画の策定 13 校 (101 人)個別の指導計画の作成 11 校 (87 人)校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 20 校 (幼稚園への補助) 私立幼稚園特別支援教育経費補助の対象の園児に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成している私立幼稚園に、経常費助成費補助の加算を行う。・平成 25 年度の実績							
特別支援教育									
	熊本時習館特別支援相 談員派遣事業 (私学振興課)	個別の教育支援計画の策定 26 園 (163 人)							
	根拠法令県単独事業	主な支援の内容							
	熊本時習館私学支援事業補助金(中高生学習支援事業) (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	教室で学習することが困難な生徒及び通常の授業を受けるだけでは進級又は卒業のために必要な単位の取得が困難な生徒に対して、学習習慣や基礎学力の定着、卒業や進級のために必要な単位の取得等を促すため、個別の指導計画等を踏まえながら、学習支援員を活用して次に掲げる支援を行った場合に要する経費を補助する。 ・生徒の理解を支援するための授業補助 ・教室で学習することが困難な生徒に対する別室学習の支援 ・授業以外の補習							
大学進学支援	熊本県夢応援進学給付金(私学振興課) 根拠法令 県単独事業	生活保護世帯からの大学進学を支援するため、「生活保護世帯からの進学の『夢』応援資金」の貸付を受けて大学(短大含む)に進学する者に対して入学時に給付金として10万円を支給する。							
· 支 援									

1 公立特別支援学校

(平成26年5月1日現在)

設置	公立行列又接于仅	当該学校が主とし	j	設置	学音	ß	寄	在	Ŧ	電話		
置者	学 校 等 名	て行う教育		_	中	_	宿舎	籍 数	所 在 地	FAX		
	-t- Nt 11.	視覚障がい者に対					_		862-0901	096-368-3147		
県	盲学校	する教育	0	0	0	0	0	57	熊本市東区東町3-14-1	368-3148		
.p	선생 그 호텔 227 1구	聴覚障がい者に対			_		(862-0901	096-368-2135		
県	熊本聾学校	する教育	0	0	0	0	0	77	熊本市東区東町3-14-2	368-2137		
п	4. 5. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.					(0	104	861-1101	096-249-1001		
県	ひのくに高等支援学校					\circ	0	104	合志市合生4360-7	249-1102		
	**	1						100	862-0941	096-371-2323		
пВ	熊本支援学校			0	0			180	熊本市中央区出水5丁目5-16	371-0078		
県	高等部東町分教室	1				\circ		CO	862-0901	096-331-0220		
	(熊本聾学校内)							63	熊本市東区東町3-14-2	331-0221		
	松橋西支援学校]			\circ			119	869-0502	0964-33-2797		
県	松惝四又抜子 仪			0				119	宇城市松橋町松橋308-1	33-2737		
坑	高等部上益城分教室					\circ		21	861-4606	096-235-8040		
	(甲佐高等学校内)							41	上益城郡甲佐町横田327	235-8041		
県	荒尾支援学校			0	0	0		128	8 6 4 - 0 0 3 2	0968-62-1131		
炞	加 尼又饭于仅)		120	荒尾市増永字西長浦2299-3	69-1064		
県	大津支援学校	知的障がい者に対		0	0	0		152	8 6 9 - 1 2 3 5	096-293-0486		
217	八年又扳于仅	する教育						102	菊池郡大津町室1381	293-8052		
	菊池支援学校			0	0			143	861-1101	096-242-0069		
県	和個人級子区					0		110	合志市合生4300	242-0200		
>IN	高等部山鹿分教室)		6	861-0304	0968-46-5638		
	(鹿本商工高等学校内)								山鹿市鹿本町御宇田312	46-5641		
県	小国支援学校			0	0	0		36	869-2501	0967-46-4370		
		_							阿蘇郡小国町宮原2635-2	46-5980		
県	球磨支援学校					0	0	\circ		66	868-0501	0966-42-3792
										球磨郡多良木町多良木4217	42-6938	
県	天草支援学校			l			0	0	\circ		69	863-0005
		-							天草市本町新休972	22-5673		
市	八代支援学校			0	0	\circ		71	866-0014	0965-32-3251		
								= 0	八代市高島町1-6	39-5007		
	松橋支援学校(肢)			0	0		\circ	50	869-0543	0964-32-0729		
県	高等部専門学科(知)	-				\circ		54	宇城市松橋町南豊崎252	32-0565		
	高等部氷川分教室(知)	知的障がい者及び						9	869-4201	0965-52-3611		
		肢体不自由者に対							八代市鏡町鏡村937	52-5161		
	芦北支援学校(肢)	する教育		\circ	0			26	8 6 9 - 5 4 6 1	0966-82-4627		
県		_				\circ			章北郡芦北町芦北2829-8	82-4606		
	高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)							15	869-5431	0966-61-3303		
									葦北郡芦北町乙千屋20−2 862 0041	61-3304		
	熊本かがやきの森 支援学校							47	862-0941 熊本市中央区出水5丁目5-16	096-371-2366 371-2365		
県		1		0	\circ	0			熊本市中央区面水5 月 5 - 1 6 8 6 2 - 0 9 4 7	096-379-4420		
	江津湖療育医療 センター分教室							13	熊本市東区画図町重富575	379-4420		
	ピングニカ叙主	肢体不自由者に対 する教育							熊本印集区画図町里畠575 869-0524	0964-32-1726		
県	松橋東支援学校		0	\circ	0			24	字城市松橋町豊福2910	32-2280		
			\vdash						863-2503	0969-35-1780		
県	苓北支援学校			0	0	0		23	天草郡苓北町志岐1120	35-2766		
		岸田本によっか							861-1102	096-242-0156		
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教 育		0	0	0		118	合志市須屋2659	242-5341		
	計	17校	3	17	17	17	4	1,671	日心中外生2008	242-0041		
	HI				/	/		.,0/1				

2 国立特別支援学校

設置			設置学部			寄宿		₹	電話
者	于 校 石	幼	小	中	高	1日	数	所 在 地	FAX
国 熊才	熊本大学教育学部附属特別支援学校	000			\cap		60	860-0862	096-342-2956
	深个八寸45日于时间的170万人扳于仅				熊本市中央区黒髪5丁目17-1	342-2950			